

# 令和4年度第2回 世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和4年8月2日(火)  
午前10時～  
オンライン (Zoom)

## 1 開会

## 2 議事【報告事項】

- (1) 令和3年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況の報告について  
……………資料1
- (2) 世田谷区パートナーシップ制度の見直しについて……………資料2
- (3) 世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託事業者募集について……………資料3

## 3 その他

## 4 閉会

### ◆今後の予定

令和4年11月 令和4年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（調整中）

### ◆配付資料

- 資料1 第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書
- 資料2 世田谷区パートナーシップ制度の見直しについて
- 資料3 世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託事業者募集について

### 【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課  
電話03-6304-3453  
FAX 03-6304-3710

## 令和 3 年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況の報告について

## 1 趣旨

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」に基づく施策について、令和 3 年度の取組み状況をまとめたので、以下のとおり報告する。

## 2 内容

資料 1 - 2、1 - 3、1 - 4 「令和 3 年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(案)」(概要版、本編、本編別冊) のとおり。

## 3 報告書の確定について

本日の部会で委員からいただいた意見を報告書(概要版及び本編の巻末)に記載し、「令和 3 年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」として確定する。

## 4 今後のスケジュール (予定)

令和 4 年	8 月末	報告書確定
	9 月初旬	区ホームページに報告書掲載

# 令和 3 年度(2021 年度) 世田谷区第二次男女共同参画プラン 取組み状況報告書（概要版）（案）

令和 4 年 8 月 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

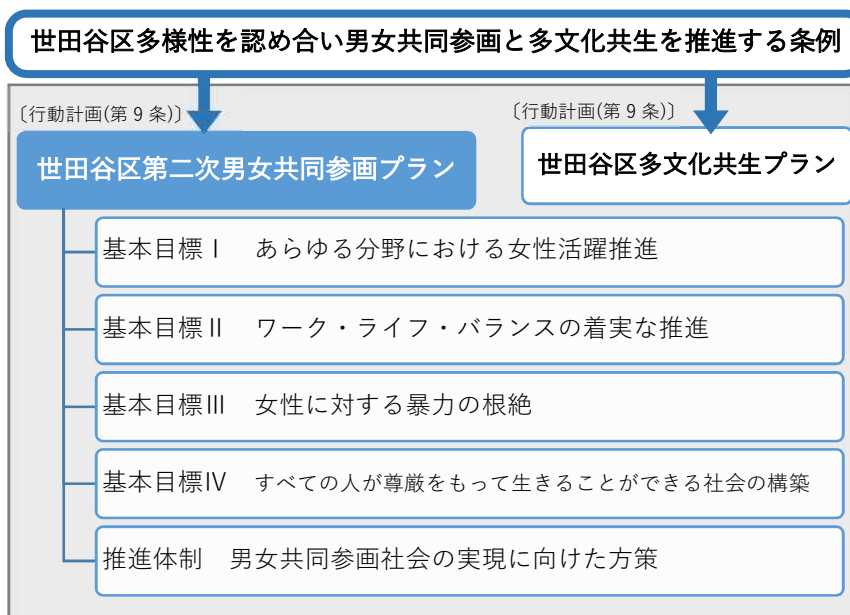
## 「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について (p.4)

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（以下、「プラン」という。）は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

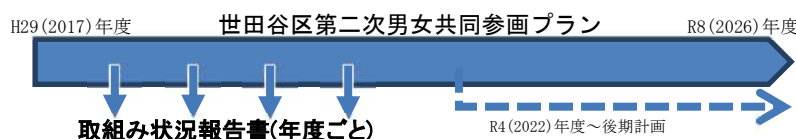
## プランの体系 (p.4)

プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を推進体制として位置づけています。



## プランの進行管理と取組み状況報告について (p.5)

施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行い、その取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



## 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 (p.8)

### 【数値目標】 (p.8)

	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1 ※1	区の審議会等の 女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和3年度 4月1日現在 34.7%	令和4年度 4月1日現在 34.6%	35%以上
2 ※1	庁内の管理監督的立場の 女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和2年度 4月1日現在 38.1%	令和3年度 4月1日現在 38.4%	37%
3 ※2	固定的な性別役割分担 意識の解消が必要だと 考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和3年度 83.1%	(参考数値) 令和4年度 9月発表	85%

### 【実施内容の評価と今後の取組み】 (p.9)

- より多くの主体に、ジェンダーを理解し、それをどう受け止め、どのように行動していくかを考えるきっかけとなるよう、「らぷらす」で実施する各種事業の質の向上に引き続き努めるとともに、様々な主体が普段の生活・活動に近い場において、事業に参加できるよう積極的にアウトリーチに取り組んでいく。
- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定をはじめ、ポジティブ・アクションにつながる働きかけを区内事業者に対し実施できるよう検討を進める。
- 「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用対象者を中学生までの保護者などに拡大し、新規利用登録者の増加につながった。「ワークスペースひろば型」は多様な働き方へのニーズに応えた預かり場所を確保できており、引き続き利用者アンケートの実施等を行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。

## 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 (p.10)

### 【数値目標】 (p.10)

	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4 ※3	区内事業所における ポジティブ・アクション の認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5 ※4	仕事と家庭生活を ともに優先している 人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.6%	令和元年度 24.4%	35%
6 ※1	町会・自治会長に おける女性の割合	平成28年度 8.6%	令和3年度 4月1日現在 16.0%	令和4年度 4月1日現在 15.0%	20%

### 【実施内容の評価と今後の取組み】 (p.11)

- ワーク・ライフ・バランスの効果的な普及・啓発に向けて、庁内各所管が実施するワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた事業をとりまとめ、区民向けに周知する。また、多数の区民が参加するイベントに出店し、ワーク・ライフ・バランスの趣旨や、両立に向けた支援事業の紹介等を行う。
- 妊娠期面接は、土曜日面接を実施できず平日開催のみとなったが、平日でもパートナー（父親）と一緒に来所する方が多かった。引き続き、妊娠期面接や両親学級の講話等を通じて、男女がともに協力して子育てするイメージを伝えていく。
- 災害発生時に、女性の視点に立った対応が実効的に機能するよう、引き続き危機管理部と連携していく。

【数値目標】欄の実績数値の出典：※1 庁内調査(毎年) ※2 区民意識調査(毎年)

※3 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年ごと) ※4 男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年ごと)

## 基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 (p.12)

### 【数値目標】 (p.12)

	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7 ※2	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和3年度 27.1%	(参考数値) 令和4年度 9月発表	60%
8 ※2	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和3年度 67.4%	(参考数値) 令和4年度 9月発表	80%
9 ※1	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和2年度 中学校：6校 高等学校：0校	令和3年度 中学校：4校 高等学校：4校	中学校：10校 高等学校：10校

### 【実施内容の評価と今後の取組み】 (p.13)

- 複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施するとともに、相談拡充や、シェルター・ステップハウス、男性や性的マイノリティのDV被害者への対応等についての検討も引き続き進めていく。
- 世田谷区では、すでに「地域で暮らし続ける」という選択をした被害者が比較的多いという特徴が見られ、DV被害者とその子どもへの精神的なサポートと生活を維持するためのソーシャルワーク、加害者対応に関しては警察との連携、法的な対応などの包括的な支援が今後も重要となる。
- 65歳以上の高齢者が、地方から世田谷在住の子どもの近くに避難してきているケースが複数あり、今後、同様のケースは増えることが想定される。避難当初は元気でも、数年が経過して高齢者施策での支援が必要になったときには高齢福祉部に、心身の不調については保健師などに、適切につなげていくことは、区民の生活全般にかかわる区としての重要な視点となる。

## 基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 (p.14)

### 【数値目標】 (p.14)

	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10 ※1	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和2年度 子宮がん 25.7% 乳がん 23.7%	令和3年度 子宮がん 29.5% 乳がん 25.5% ※令和4年6月 時点の暫定値	現状以上
11 ※1	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和2年度 7回	令和3年度 6回	現状以上
12 ※2	「性的マイノリティ」という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和3年度 80.3%	(参考数値) 令和4年度 9月発表	90%以上

### 【実施内容の評価と今後の取組み】 (p.15)

- 講座等については、オンラインによる動画配信や、開催へ切り替えるなど、感染状況に応じて柔軟に対応できた。今後も、感染対策との両立を図りながら、事業を実施していく。
- ひとり親に対する各種支援事業は、今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- 区立中学校では、人権教育推進校による性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開が継続され、区立小・中学校全校で同水準の授業が行えるようになっている。区の事業における性的マイノリティへの配慮等も、今後も継続して進めていく。

## **推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策** (p.16)

### **方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化** (p.16)

- 「女性のための悩みごと・DV相談」などの相談事業については、コロナ禍で多様化・深刻化する相談ニーズに対し、相談者の抱える課題の「気づき」を促し、必要な専門支援機関や地域団体へ適切に「つなぎ」、実社会の中で実践・活用していくための「動機付け」をより意識的に行った。居場所事業や講座、情報収集・提供を有機的に活用することで「伴走」し続け、自ら望む生き方や活動の選択を「エンパワーメント」することができるよう努めた。令和2年度に拡大した相談時間を維持しつつ、相談時間帯を整理し、平日は同じ時間帯に設定することにより、利便性の向上を図った。また、LINEによる相談受付に向けた準備を進め、令和4年5月17日から開始した。
- 「地域にひらかれたらぶらす」づくりの一環として、らぶらすの所蔵資料を青少年交流センターや子育てステーション(おでかけひろば)等に展示する「出張図書館」事業を開始し、情報事業のアウトリーチ展開を行った。区民・団体・事業者の協力を得ながらアウトリーチでの事業展開を図っていく。

### **方策2 区職員の男女共同参画推進** (p.16)

- 職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し、調査結果は「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」策定の参考資料とした。
- 令和4年度以降は、ジェンダー主流化に向けて、庁内メールマガジン「にじいろ通信」を年4回発行するなど新たな試みを実施しながら、引き続き、取り組みを進めていく。

### **方策3 推進体制の整備・強化** (p.17)

- 男女共同参画推進・多文化共生推進審議会は、「(仮称)第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について、区長へ答申した。
- 男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会については、相談の流れの可視化や標準処理期間などについて検討し、方向性をまとめた。令和3年度の苦情申立てはなかった。
- パートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年5月には都内の導入済12区市による「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成した。

## **男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見** (8月2日開催)(p.18)

**令和3年度(2021年度)  
世田谷区第二次男女共同参画プラン  
取組み状況報告書  
(案)**

**令和4年8月  
世田谷区**





# 目次

本書について .....	4
計画の体系 .....	6
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 .....	8
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 .....	10
基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 .....	12
基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 .....	14
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策 .....	16
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見 .....	18

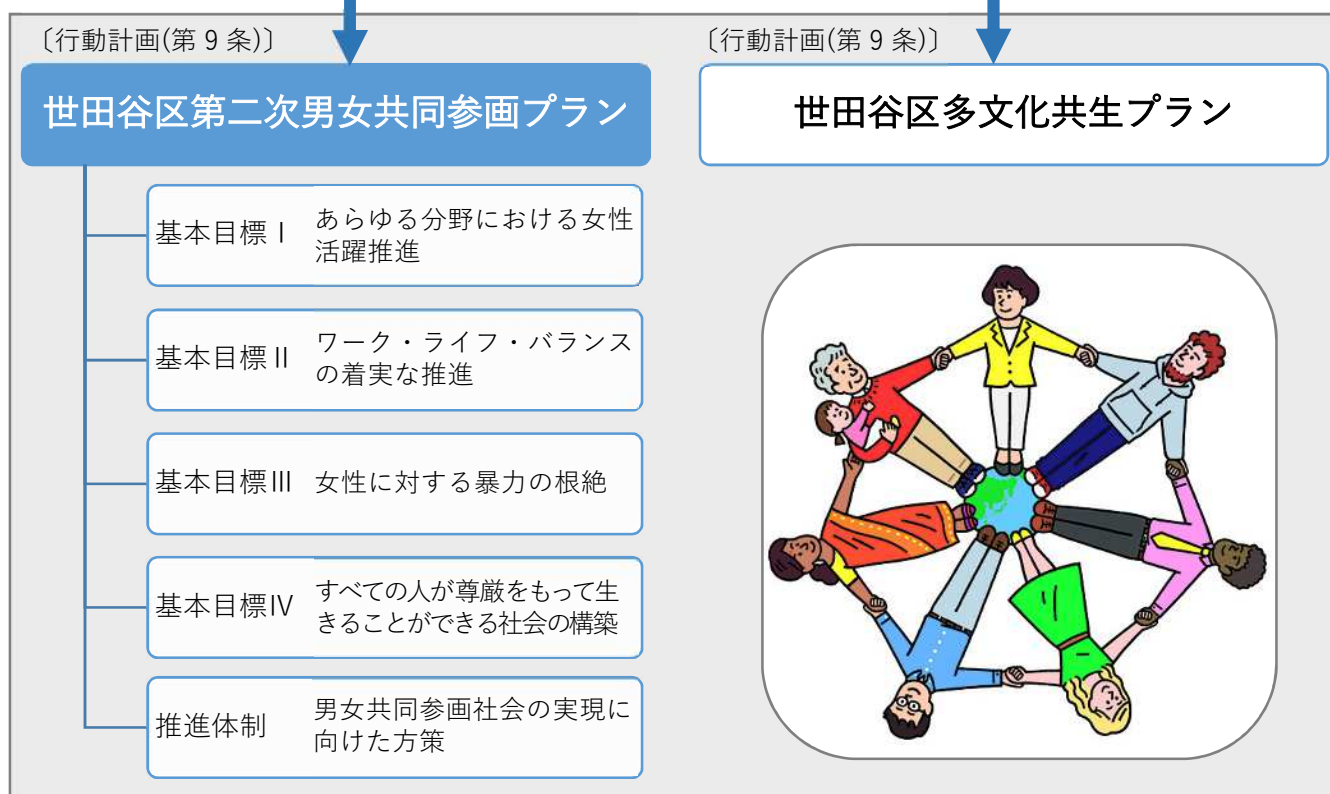
# 本書について

## 「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度(2017 年度)～令和 8 年度(2026 年度)）（以下、「プラン」という。）は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

## 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例



## プランの体系

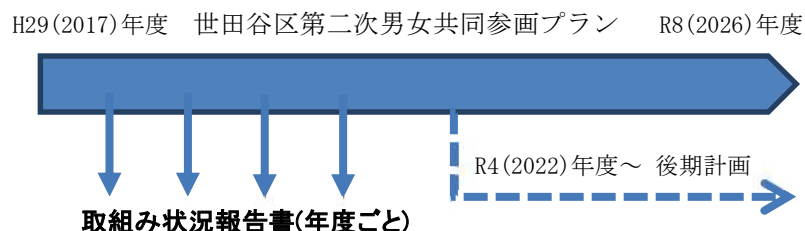
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」(p. 6～7) をご覧ください。

## プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴いた上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



### (参考) 最近の全国の動き

- 「男女共同参画白書」（内閣府：毎年6月決定）の特集から  
令和3年版では「コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来」を特集。非正規雇用、経済的・精神的DV、ひとり親世帯、女性の貧困等の諸問題がコロナ下で可視化され、男女共同参画の遅れが露呈したと指摘し、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会を実現する機会と捉え、男女共同参画を強力に推進すべきであるとしている。  
令和4年版では、令和3年度までの状況を踏まえ「人生100年時代における結婚と家族～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」を特集し、長い人生の中で経済的困窮に陥ることなく、尊厳と誇りをもって人生を送ることのできる社会の実現を目指し、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要があるとしている。
- パートナーシップ制度を全国211自治体が導入。人口カバー率は52.1%（令和4年4月）  
令和3年4月時点の導入自治体は103自治体、人口カバー率37.1%であったことから、この1年間で導入または導入の準備を終えた自治体は100を超え、平成27年に世田谷区と渋谷区が全国に先駆けて導入した後、徐々に全国的な広がりを見せていたが、令和3年度はその広がりが加速した1年となった。この結果、人口カバー率は、国内全人口の50%を超えている。  
区は制度導入を検討する自治体から照会・ヒアリング等を多数受け、積極的に対応している。

## 本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和3年度の取組み内容と評価を掲載しています。なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

### 【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

### 【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

### 【基本目標における課題と令和3年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和3年度に実施した取組み内容を掲載しています。

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

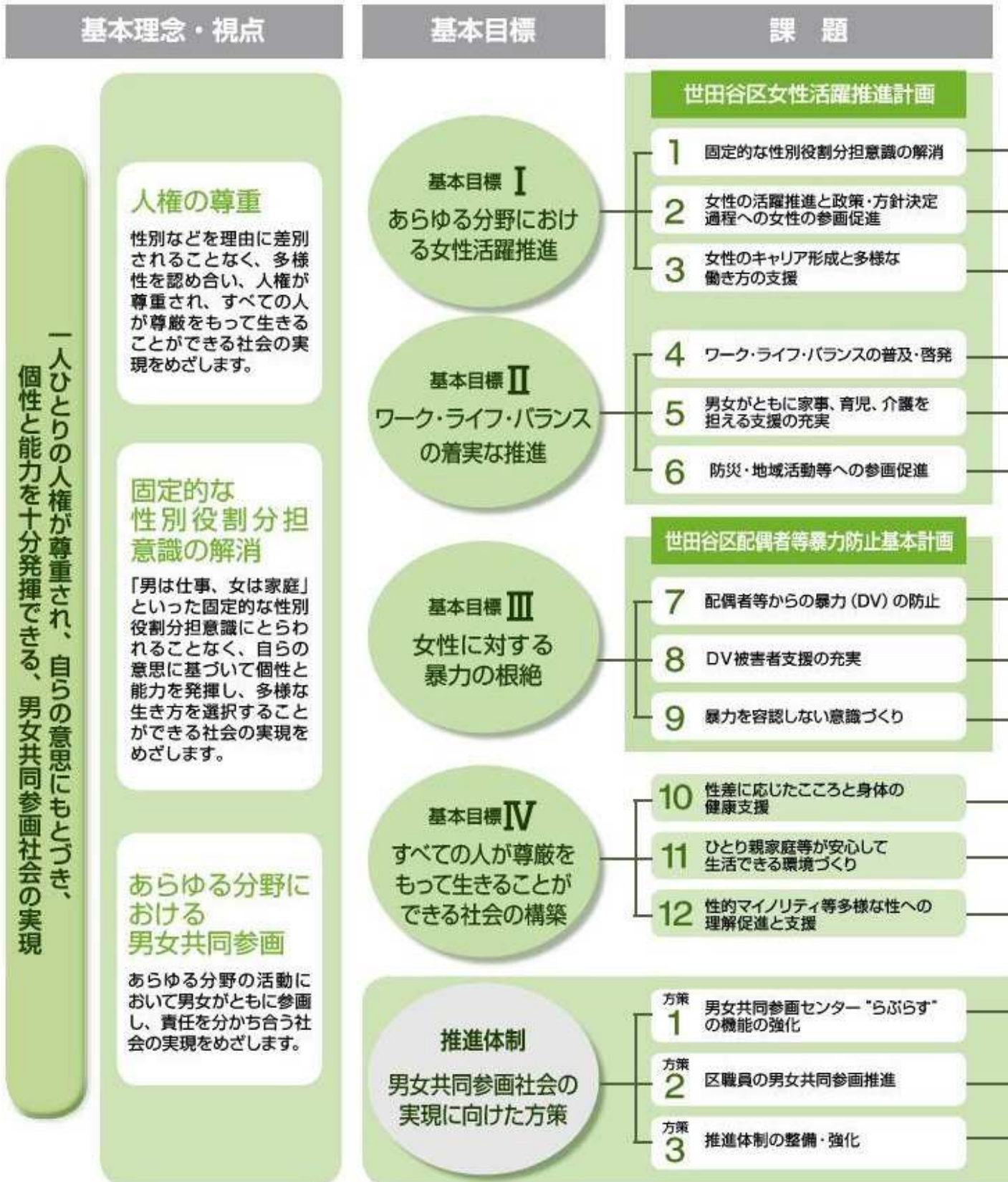
令和3年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

### 【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和2年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見を掲載しています。

# 計画の体系

※令和3年度までの体系。令和4年度からは後期計画とし、取組み状況や地域・社会情勢等にあわせ調整している。



## 施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発  
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上  
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援  
④職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③多様な働き方の支援  
④女性が少ない分野への女性の参画支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③男女の育児・介護休業の取得促進  
④区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援と地域交流 ④介護者への支援  
⑤男性の家事・育児・介護等への参画促進

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援  
③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備

①被害者支援の充実 ②被害者の中長期的支援（生活再建の支援） ③被害者の子どもへの支援  
④支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑤高齢者、障害者の被害者への支援  
⑥男性、性的マイノリティの被害者への支援

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進  
③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③母子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援  
④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②性的マイノリティへの理解の促進  
③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備  
⑤区職員・教育分野等における理解促進

①男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」の機能拡充  
②区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携  
③区民の主体的な活動拠点としての充実

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用  
③区職員の仕事と生活の両立支援

①国や都との連携強化 ②男女共同参画に関わるNPOの育成 ③NPO等との連携・協働の推進  
④フォローアップ体制整備の検討

## 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

### 【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和3年度 4月1日現在 34.7%	令和4年度 4月1日現在 34.6%	35%以上
2	庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	令和2年度 4月1日現在 38.1%	令和3年度 4月1日現在 38.4%	37%
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和3年度 83.1%	(参考数値) 令和4年度 9月発表	85%

出典 No.1 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)  
 No.2 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)  
 No.3 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)  
 前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 42.3% (令和3年9月30日現在) \*1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 35.8% (令和3年4月1日現在) \*2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) (令和3年4月1日現在) \*2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
1	0	1	1	5	14	15	25

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上の女性の割合 12.1% (令和3年7月現在) \*3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 17.1% (令和3年4月1日現在) \*2
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和3年4月1日現在) \*2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
3	0	11	8	21	16	1	2

\*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和3年12月)

\*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年度)」

\*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和3年11月)

### 【数値目標に対する評価と課題】

- 1 区の審議会等の女性割合はプラン策定時比 3.7 ポイント増、前年度比 0.1 ポイント減となった。
  - ・ 女性委員が 0 人の審議会は 3 件で、推薦母体や分野に女性が少なく、経歴などを重視して選定した結果、女性委員が含まれなかった。後期計画において令和 8 年度目標を 35%から 40%へと引き上げ、女性委員の更なる登用に向けて、庁内各課の理解を求めながら取り組む必要がある。
- 2 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比 4.2 ポイント、前年度比 0.3 ポイント増となった。(令和 3 年 4 月現在、部・課長級 18.9%、係長級 41.8%)
  - ・ 特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性管理監督職割合の目標値を令和 7 年 3 月までに 40%としている。区職員全体における女性の割合は 52.6%であり、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。後期計画でも、管理監督的立場の女性割合の令和 8 年度目標値を 38%から 40%に上方修正するとともに、管理職のみの目標値も新たに設定(30%)した。
- 3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合はプラン策定時比〇ポイント、前年度比〇ポイント〇〇した。
  - ・ 区民の意識は着実に変化している。今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざし、事業を展開していく必要がある。

### 【基本目標における課題と令和 3 年度の実施内容】

- 課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消 (別冊 p. 3)
  - 男女共同参画センター「らぷらす」による総合的な展開  
情報紙「らぷらす」をはじめとする様々な媒体を用いた普及啓発のほか、講座、相談、居場所、情報収集・提供、イベントなど男女共同参画センターが実施するあらゆる事業において、「固定的な性別役割分担意識の解消」の視点を取り入れた。特に、子育てメッセへの出展参加、デートDV、性的マイノリティ、性教育等に関する出前講座、出張図書館など、地域へのアウトリーチを強化した。
- 課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 (別冊 p. 8)
  - 職場環境整備促進事業や先進的な取り組みの紹介等による事業者への支援を継続  
企業の職場環境整備促進事業を 3 社に対し実施、その成果として企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」を作成した。また、男女共同参画先進事業者表彰の受賞者の取り組み等をまとめた冊子、企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」等により、事業者への支援・啓発を行った。
- 課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 (別冊 p. 12)
  - 再就職をめざす女性向けセミナーが好評  
再就職を目指す女性を対象にセミナーを実施し、425 名(17 回開催)の参加があった。毎回、申込み開始後すぐに満席になっており、就職や面接だけではなく、実生活の中でも役立つと好評を得ている。

### 【実施内容の評価と今後の取り組み】

- より多くの主体に、ジェンダーを理解し、それをどう受け止め、どのように行動していくかを考えるきっかけとなるよう、「らぷらす」で実施する各種事業の質の向上に引き続き努めるとともに、様々な主体が普段の生活・活動に近い場において、事業に参加できるよう積極的にアウトリーチに取り組んでいく。
- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定をはじめ、ポジティブ・アクションにつながる働きかけを区内事業者に対し実施できるよう検討を進める。
- 「子育てしながら働くことができるワークスペース」利用対象者を中学生までの保護者などに拡大し、新規利用登録者の増加につながった。「ワークスペースひろば型」は多様な働き方へのニーズに応えた預かり場所を確保できており、引き続き利用者アンケートの実施等を行い、より利用者の視点に立った事業をめざす。

### 【参考：令和 2 年度取り組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 区の審議会等の女性の占める割合が、国の数値よりも下回っている。目標数値自体をひき上げ、50%を目指すべきである。また、女性委員が 0 人の委員会が 3 つある。女性委員の登用に向け、さらに努力を重ねるべきである。
- ・ 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、庁内職員の女性の割合と同程度を目指すべきである。
- ・ 女性の就労、再就職支援については、新型コロナウイルスによる不利益等と、その対応の必要性について、今後検討すべきである。  
(令和 3 年 7 月 28 日 男女共同参画推進部会)

## 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

### 【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.6%	令和元年度 24.4%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和3年度 4月1日現在 16.0%	令和4年度 4月1日現在 15.0%	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)  
前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 6.3% (令和3年4月1日現在) \*1
- 東京都の自治会長の女性比率 13.0% (令和2年4月1日現在) \*1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和3年4月1日現在) \*2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	3	9	6	4	1	0
市町村	6	3	3	2	9	6	10
合計	6	6	12	8	13	7	10

\*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和3年度)」

\*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」

### 【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクション(※)の認知度は、プラン策定時比4.6ポイント減少した。

- ・「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和4年4月1日から拡大されることへの対応も見すえ、事業者への情報提供や支援を継続し、今後も、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。

※ポジティブ・アクション：固定的な性別による役割分担意識に根ざすこれまでの制度や慣行が原因となって、雇用の場において男女労働者に事実上の格差が生じているとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取り組み。



- 5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では0.3ポイント増加している。
- ・ 保育の多様なニーズへの対応や質の確保、育児に関するサービスの充実や切れ目のない支援に取り組んでいるが、仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 6 町会・自治会長における女性の割合はプラン策定時比6.4ポイント増加したが、前年度比1.0ポイント減少した。
- ・ 地域における女性のリーダーは増加傾向にある。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく必要がある。また、副会長など役職に就く女性の数も増加傾向にあるため、今後そうした数値の定点確認も検討していく。

### 【基本目標における課題と令和3年度の実施内容】

- 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発（別冊 p.20）
  - 効果的な普及・啓発について検討・一部試行するとともに、事業者・区民に対する支援を実施  
新たにワーク・ライフ・バランス啓発ポスターやHPを作成することで、啓発を継続した。また、経済産業部や産業振興公社が事業者向けの講演会やセミナー、個人向け相談事業を実施。男女共同参画センター「らぷらす」においても、普及・啓発のほか、ライフステージに応じた女性の就労・起業支援の相談・講座をはじめ様々な場面を捉え区民に対する両立支援を実施した。
- 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実（別冊 p.24）
  - 待機児童ゼロを継続。保育の質の確保、切れ目のない支援に向けた取組みの強化・実施  
令和4年4月時点の待機児童数は3年連続で0名となった。私立幼稚園預かり保育の増や、理由を問わない一時預かりの拡充などに取り組んだ。ぶれパママ講座はオンラインも併用され、男性の割合は50.2%となった。
- 課題6 防災・地域活動等への参画促進（別冊 p.37）
  - コロナの影響を受けながらも、手法の見直しや感染対策を講じ、可能な範囲で着実に実施  
男女共同参画センター「らぷらす」において、防災パネルの展示と「女性の視点での防災講座」動画の再生を行った。また、危機管理部と「らぷらす」の共催により「女性防災コーディネーターフォローアップ研修」を開催した。「シニアの社会参加促進事業」など庁内各所管が実施する地域活動等への参画促進についても、コロナの影響を踏まえ、手法の見直しや感染対策を講じながら実施している事業が多くみられた。

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

- ワーク・ライフ・バランスの効果的な普及・啓発に向けて、庁内各所管が実施するワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた事業をとりまとめ、区民向けに周知する。また、多数の区民が参加するイベントに出店し、ワーク・ライフ・バランスの趣旨や、両立に向けた支援事業の紹介等を行う。
- 妊娠期面接は、土曜日面接を実施できず平日開催のみとなったが、平日でもパートナー（父親）と一緒に来所する方が多かった。引き続き、妊娠期面接や両親学級の講話等を通じて、男女がともに協力して子育てするイメージを伝えていく。
- 災害発生時に、女性の視点に立った対応が実効的に機能するよう、引き続き危機管理部と連携していく。

### 【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から啓発事業の実施が困難な状況下にあっても、オンラインを活用した事業等に取り組んだ所管があったことは評価できる。
- ・ 今後は高齢者が働き続けざるを得ない社会となり、家庭で介護を担うものとする考えが、家庭生活の負担となっていくこともある。介護は性別に関わりなく担うものとする考え方を進める一方で、家庭に求め過ぎず、第一義的には社会全体で高齢者の生活を支えあうという新しいモデルや価値観を作っていく必要があるのではないか。  
(令和3年7月28日 男女共同参画推進部会)

## 基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

### 【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和3年度 27.1%	(参考数値) 令和4年度 9月発表	60%
8	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和3年度 67.4%	(参考数値) 令和4年度 9月発表	80%
9	デートDV防止の出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和2年度 中学校：6校 高等学校：0校	令和3年度 中学校：4校 高等学校：4校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 20.0%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合  
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和3年3月)(3年に1度実施)

### 【数値目標に対する評価と課題】

- 7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は前年度比○ポイント、プラン策定時比○ポイント〇〇した。
- 子ども家庭支援センターに寄せられるDVについての相談は、延相談件数3,101件(前年度2,287件)と大きく増加、実ケース数は492件(前年度525件)と微減となった。
  - 被害者を着実に支援につなげるとともに、DV防止法自体についての理解を深めるため、区民に向けた啓発の内容や手法等を検討する必要がある。
- 8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合はプラン策定時比○ポイント、前年度比○ポイント〇〇した。
- 「DVの被害者にも原因の一端がある」と考える人の割合は、プラン策定時比○ポイント減少している。
  - 暴力は理由のいかに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

- 9 デートDV防止の出前講座は新型コロナウイルスの感染拡大により中止となる学校もあったが、令和2年度6校から、3年度8校の実施となった。
- ・ コロナ禍においても学校出前講座は一定数を実施することができた。若年層に向けた啓発は重要であり、今後も教育委員会事務局や子ども・若者部等と連携し、機会の拡充をめざす必要がある。
  - ・ デートDV防止についての啓発物は、従来の小冊子型から、ちらし&カード一体型にリニューアルし、区内の中学2年生全員に配布した。

### 【基本目標における課題と令和3年度の実施内容】

- 課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止(別冊 p.46)
  - コロナによる相談増の想定に対応し、相談事業の質をさらに拡充
  - 男女共同参画センター事業「女性のための悩みごと・DV相談」は令和3年4月から平日の実施時間帯を統一した。また、被害者は声を上げにくいという傾向があることから、最も利用されているコミュニケーションツールであるLINEによる相談の導入に向けて体制を整備した(令和4年5月17日から受付開始)。男性相談を令和4年度より月1回から4回へ拡充するための体制整備も行った。
- 課題8 DV被害者支援の充実(別冊 p.50)
  - 配偶者暴力相談支援センターの機能を運営  
相談を受けた被害者に対する支援の実施と並行して、保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出、DV相談事実証明書の発行、区の相談員を対象とした事例検討会等を実施した。また、会議や研修を通じ、庁内関係所管との連携、警察署や民間支援団体等、関係機関とのネットワークの強化に努めた。裁判所への書類作成件数(1件)やDV相談事実証明書発行件数(52件)は昨年に比べて微減した。
- 課題9 暴力を容認しない意識づくり(別冊 p.57)
  - 啓発物の作成・配布を通じた啓発や、職員や教員を対象とした研修を実施  
デートDV防止啓発物のリニューアルに際しては、若者世代との意見交換を通じて判型やコンテンツを決定し、配布対象となる中高生世代への訴求力を高めた。

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

- 複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施するとともに、相談拡充や、シェルター・ステップハウス、男性や性的マイノリティのDV被害者への対応等についての検討も引き続き進めていく。
- 世田谷区では、すでに「地域で暮らし続ける」という選択をした被害者が比較的多いという特徴が見られ、DV被害者とその子どもへの精神的なサポートと生活を維持するためのソーシャルワーク、加害者対応に関しては警察との連携、法的な対応などの包括的な支援が今後も重要となる、
- 65歳以上の高齢者が、地方から世田谷在住の子どもの近くに避難してきているケースが複数あり、今後、同様のケースは増えることが想定される。避難当初は元気でも、数年が経過して高齢者施策での支援が必要になったときには高齢福祉部に、心身の不調については保健師などに、適切につなげていくことは、区民の生活全般にかかわる区としての重要な視点となる。

### 【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・ DVについては、身体的暴力だけでなく、精神的暴力やモラルハラスメント、経済的暴力に直面している人は多いため、その部分についても啓発を強化する必要がある。
- ・ 若者世代の啓発は重要であるが、学校でのみならず、家族の人にもDVの理解が必要である。あらゆる対象に向けた啓発を実施してほしい。
- ・ 男性相談については、相談についてどんなニーズや課題があるのかを付記してほしい。

(令和3年7月28日 男女共同参画推進部会)

## 基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

また、障害のある女性は、障害に加えて固定的な性別役割分担意識やそれに関連する慣行、さらには暴力等により、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意が必要であり、男女共同参画社会の実現をめざすことが、「すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築」につながります。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

### 【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和2年度 子宮がん 25.7% 乳がん 23.7%	令和3年度 子宮がん 29.5% 乳がん 25.5% ※令和4年6月時点の暫定値	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和2年度 7回	令和3年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和3年度 80.3%	(参考数値) 令和4年度 9月発表	90%以上

出典 No.10 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)  
No.11 プラン策定時実績：庁内調査(毎年実施) 前回と直近の実績：庁内調査(毎年実施)  
No.12 プラン策定時実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)  
前回と直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

※ 「現状以上」とは、「計画策定時の実績以上」のことを言う。

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
東京都平均	20.3%	20.8%

東京都福祉保健局HP「がん検診の統計データ」(令和2年度)

### 【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診、乳がん検診の受診率は、いずれもプラン策定時及び前年度実績を上回った。

- 令和3年度より、40歳以上の受診要件を国の指針に合わせ偶数年齢から隔年に変更し、受診機会を拡大したことで、受診率が向上したと推測される。
- 検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

- 11 養育費相談会の実施回数は、6回であり、プラン策定時比3回減少した。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して開催したが、利用する相談者は減少した(令和3年度26名、令和2年度30名)。相談者は各地域で実施している家庭相談等へつなげた。
  - ・今後も、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施していく必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度はプラン策定時比〇〇ポイント、前年度比〇〇ポイント〇〇した。
- ・区におけるパートナーシップ宣誓者は年間46組(制度開始からの累計199組)で導入後最多であった。
  - ・リーフレットの作成・配布や、区のおしらせでの啓発等、性的マイノリティの方々に対する理解促進を進めている。
  - ・区営・区立住宅への入居や国民健康保険における新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金に加え、災害弔慰金や災害見舞金の支給、災害義援金の配分など同性パートナーも対象とする事業が増えており、性的マイノリティへの配慮が進みつつある。今後も各所管が、すべての人が尊厳をもって生きられる社会の構築に向けての意識をもって取組みを進めることが求められる。

### 【基本目標における課題と令和3年度の実施内容】

- 課題10 性差に応じたところと身体健康支援(別冊p.62)
  - 区民の疾病予防や健康づくりの推進に向けて、各種の対象者に向けた取組みを実施  
昨年度に引き続きコロナ禍の中で、感染状況を見極めつつ、感染防止対策を徹底しながら、健診等の各事業を実施した。
- 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり(別冊p.74)
  - 貸付事業、助成事業の実績は増加または横ばい  
母子・父子家庭、ひとり親家庭を対象とする給付金の利用実績等は令和2年度に比べて増加または横ばいだった。ひとり親家庭等のホームヘルパーは、延利用時間数は減少したものの、利用実世帯数は増加した。
- 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援(別冊p.79)
  - 区民団体や当事者と協力した周知・啓発事業や、個別の研修等を実施  
区内当事者団体等に監修を依頼しての啓発リーフレットの作成・配布を行った。区内福祉事業者や学校からの個別研修等の要望への対応も増えてきている。また、東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークを結成し、事務局として当事者の生活上の不便さの解消や各自治体における施策推進に向けた連携などの活動を実施した

### 【実施内容の評価と今後の取組み】

- 講座等については、昨年度は中止になる事業も多かったが、今年度はオンラインによる動画配信や、開催へ切り替えるなど、感染状況に応じて柔軟に対応できた。今後も、感染対策との両立を図りながら、事業を実施していく。がん相談コーナーについては、中央図書館において、がんに関するテーマ本コーナーの設置と併せたがん相談を実施することで、相談機会を拡大した。今後も啓発事業との組み合わせなどによる利用拡大を図る。
- ひとり親に対する各種支援事業は、今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- 区立中学校では、人権教育推進校による性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開が継続され、区立小・中学校全校で同水準の授業が行えるようになっている。区の事業における性的マイノリティへの配慮等も、今後も継続して進めていく。

### 【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・性的マイノリティの理解促進に向けて、区民に向けた多様な啓発事業を実施したことは評価できる。今後も情報発信を継続してほしい。  
(令和3年7月28日 男女共同参画推進部会)

# 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

## 方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

【令和3年度の実績と評価】(別冊 p.84)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、男女共同参画の推進の拠点施設として、センターの基本機能である「相談」「講座」「情報収集・提供」の3事業を中心に、「区民企画協働事業」や「らぶらすフェスタ」「セクシュアル・マイノリティフォーラム」「企業ミニメッセ」「シングルマザー応援フェスタ」など区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な活動・交流事業を可能な限り実施した。あわせて、メールマガジンの配信者やTwitterの配信回数増など、SNSでの発信を充実させた。
- 特に「女性のための悩みごと・DV相談」などの相談事業については、コロナ禍で多様化・深刻化する相談ニーズに対し、相談者の抱える課題の「気づき」を促し、課題を解決・緩和したり、技能を習得するために、必要な専門支援機関や地域団体へ適切に「つなぎ」、実社会の中で実践・活用していくための「動機付け」をより意識的に行った。居場所事業や講座、情報収集・提供を有機的に活用することで「伴走」し続け、自ら望む生き方や活動の選択を「エンパワーメント」することができるよう努めた。また、これらをより効果的に実施できるよう、受理会議や専門家を招いたスーパーバイズ、各種相談事業での連携等を行い、相談員の質の向上を図った。令和2年度に拡大した相談時間を維持しつつ、相談時間帯を整理し、平日は同じ時間帯に設定することにより、利便性の向上を図った。また、LINEによる相談受付に向けた準備を進め、令和4年5月17日から開始した。
- 「地域にひらかれたらぶらす」づくりの一環として、らぶらすの所蔵資料を青少年交流センターや子育てステーション(おでかけひろば)等に展示する「出張図書館」事業を開始し、情報事業のアウトリーチ展開を行った。今後、地域で開催される様々なイベントへの出展参加、様々なテーマの出前講座とあわせ、区内各地で男女共同参画への理解を深めることができるよう、区民・団体・事業者の協力を得ながらアウトリーチでの事業展開を図っていく。
- 男女共同参画センター「らぶらす」あり方検討会や、らぶらすフェスタ茶話会(地域懇談会)、地域ミーティング(運営協議会)、登録団体連絡会をそれぞれ開催し、らぶらすの施設の使い方や事業についての意見を伺った。世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画策定に向けた関係団体・事業者等との意見交換とあわせ、今後の運営全体についての検討につなげた。

令和2年度～4年度の運営事業者である社会福祉法人共生会SHOWAと、世田谷区の男女共同参画の拠点として一層の充実を図るとともに、多様な交流の進む施設づくりや、地域との良好な連携関係の構築、「地域にひらかれたらぶらす」づくりに向けて協議を行いながら取組みを進めた。今後も、コロナ禍を踏まえつつ、取組みを継続していく。

## 方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和3年度の実績と評価】(別冊 p.93)

- 区長部局のハラスメント苦情・相談窓口(課長級及び係長級)に寄せられた苦情・相談は9件(前年度5件)となった。区立小・中学校内及び教育指導課に設置したセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口についても引き続き周知を図った。
- 特定事業主行動計画では、世田谷区役所における女性の管理監督職に占める女性割合の目標値を令和2年3月までに37%から、令和7年3月までに40%に修正した。令和3年4月現在では38.4%(部長級14.6%、課長級20.3%、係長級41.8%)となっている。区外郭団体の理事の女性比率は、令和4年4月時点で30.4%(前年度28.2%)となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は29人(前年度19人)、早出遅出勤務取得件数は121件(前年度66件)となった。
- 職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し、常勤職員・再任用職員は1,665名(回答率30.2%)、会計年度任用職員は1,066名(回答率22.3%)から回答を得た。調査結果は「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」策定の参考資料とした。

これらの取組みにより、男女共同参画施策の総合的な推進に向け、区職員・区教職員の男女平等意識の向上や、男女共同参画の視点で各業務を推進するための環境づくりに努めた。令和4年度以降は、ジェンダー主流化に向けて、庁内メールマガジン「にじいろ通信」を年4回発行するなど新たな試みを実施しながら、引き続き、取組みを進めていく。

### 方策3 推進体制の整備・強化

#### 【令和3年度取組みと評価】(別冊 p.97)

- 平成30年4月1日に施行した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」において、「第二次男女共同参画プラン」を、男女共同参画を総合的・計画的に推進するための行動計画として位置づけ、男女共同参画・多文化共生施策を推進する上で必要な事項を調査審議する区長の諮問機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」を、男女共同参画に関する事項その他の専門的な事項を調査審議するための機関として「男女共同参画推進部会」をそれぞれ設置した。
- 令和3年度は審議会を3回、男女共同参画推進部会を3回開催した。審議会は、「(仮称)第二次男女共同参画プラン調整計画」策定にあたっての考え方について答申するとともに、計画素案に対するパブリックコメントの実施状況等について報告を受けた。また男女共同参画推進部会では、男女共同参画プラン取組み状況報告書、犯罪被害者等支援の取組み、計画素案・計画案の検討状況について区から報告を受け、意見を述べた。
- 上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情・相談機関として設置した「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」については、相談の流れの可視化や標準処理期間などについて検討し、方向性をまとめた。令和3年度においては、同条例に基づく苦情申し立てはなかった。
- 区はパートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、令和3年5月に、都内において導入済の12区市で「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成し、合同事務局(世田谷区、渋谷区、足立区)として活動に参加した。

これらの取組みにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けて、取組みを進めるとともに、計画のPDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施した。また、その内容を「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」の策定検討にも活用し、後期計画を策定した。

#### 【参考：令和2年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」については、「地域に開かれたらぷらす」というより、「広く区民全体に開かれたらぷらす」という視点で記載してほしい。
- ・パートナーシップ宣誓は、今後、他自治体に転出しても再度の宣誓手続きを不要とするなど、手続きがスムーズに進むようにしてほしい。

(令和3年7月28日 男女共同参画推進部会)

# 男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和4年8月2日 部会開催)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(p. 8)

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(p. 10)

【基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶】(p. 12)

【基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築】(p. 14)

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(p. 16)





---

令和 3 年度(2021 年度)  
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書

令和 4 年 9 月発行  
世田谷区生活文化政策部  
人権・男女共同参画課  
〒156-0043  
東京都世田谷区松原 6-3-5  
電話 03-6304-3453  
FAX 03-6304-3710

---

**令和 3 年度(2021 年度)**  
**世田谷区第二次男女共同参画プラン**  
**取組み状況報告書**

別冊 各事業の実績  
(案)

令和 4 年 8 月  
世田谷区

# 目次

<b>基本目標Ⅰ</b>	<b>あらゆる分野における女性活躍推進</b>	<b>3</b>
課題1	固定的な性別役割分担意識の解消	3
課題2	女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進	8
課題3	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	12
<b>基本目標Ⅱ</b>	<b>ワーク・ライフ・バランスの着実な推進</b>	<b>20</b>
課題4	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	20
課題5	男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実	24
課題6	防災・地域活動等への参画促進	37
<b>基本目標Ⅲ</b>	<b>女性に対する暴力の根絶</b>	<b>46</b>
課題7	配偶者等からの暴力（DV）の防止	46
課題8	DV被害者支援の充実	50
課題9	暴力を容認しない意識づくり	57
<b>基本目標Ⅳ</b>	<b>すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築</b>	<b>62</b>
課題10	性差に応じたところと身体への健康支援	62
課題11	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり	74
課題12	性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	79
<b>推進体制</b>	<b>男女共同参画社会の実現に向けた方策</b>	<b>84</b>
方策1	男女共同参画センター“らぷらす”の機能の強化	84
方策2	区職員の男女共同参画推進	93
方策3	推進体制の整備・強化	97

## 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

### 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消

#### 施策① 情報提供・啓発活動の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1	イラストや写真等の選定への配慮	人権・男女共同参画課 (全庁各課)	第二次男女共同参画プランの施策とすることにより、各所管への意識付けを行った。			各啓発物について、男女共同参画の視点を含む多様性に配慮したイラストを制作することができた。	今後も所管課からの問合せなどにおいて、男女共同参画に配慮したイラストや写真の選択について情報提供を行う。 《後期計画:事業 No.1》	
2	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	
3	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④― ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	※男女共同参画センター事業

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
4	男女共同参画 関連図書資料、ポスター等 の収集・提供	人権・男女共同 参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収 集) ②年6回 ③ー	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに 収集) ②年6回 ③・青少年交流センター 3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設 (延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、 様々な課題に対する展示を通して、 男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介する ための展示コーナー「今日は何の日」 を毎日実施し、その日にまつわる男女 共同参画に関連する出来事を紹介す る図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配 信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図 書資料を積極的に収集するとともに、 区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒 布を行う。 《後期計画:事業No.4》	※男女共 同参画セ ンター事 業

施策② 男女共同参画に関する男性の理解の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
5	さまざまな情報 媒体による情 報発信	人権・男女共同 参画課	情報紙「らぶらす」をはじめ、区広報 紙、HP、SNS等でさまざまな情報媒 体により、情報発信を行った。			情報紙「らぶらす」発行や男性向けイ ベントの周知により、男女共同参画に 関する理解の促進に寄与した。	情報紙「らぶらす」での男性向けの情 報発信や男性向けイベントの企画を 行う。 《後期計画:事業No.5》	
6	男性のための ワーク・ライフ・ バランス推進 講座等の開催	人権・男女共同 参画課	①せたがや子育てメッセに参加 ②らぶらすカフェ 高校生がつくったかるたであそぼう:ジ ェンダーかるた体験と展示	①延べ31名 ②ー	①延べ76人(5回) ②14人(6組)	・父親にはWLBの意義、育児への参 画促進。母親には育児の負担軽減を 図る取組みを実施でき、固定的な性 別役割分担意識の解消を促進した。	・WLBの推進と居場所事業を兼ねた 新たな取り組みとして、父と子が参加 できるイベントを実施する。 《後期計画:掲載終了》	※男女共 同参画セ ンター事 業

施策③ 教育分野における啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
7	区内中学・高 校等との連 携・協働による 学校出前事業 の拡充	人権・男女共同 参画課	中学生・高校生を対象に、デートDV 防止等をテーマに、学校出前講座を 実施した。	延べ1038人 (6校)	延べ1,187人(8校)	中学、高校いずれも、学校の実情に 応じたテーマを選択している様子が伺 えた。セクシャルマイノリティ講座で は、いずれの学校においても活発な 質疑応答があった。講師は生徒への フォローもきめ細やかに行い、生徒 の人生において大きな影響を与える 機会になったと思われる。	継続して中学生・高校生を対象に、学 校出前講座を実施する。 《後期計画:事業No.6》	※男女共 同参画セ ンター事 業

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
8	男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課	各教科等の年間指導計画において計画的に実施	各校で実施	各校で実施	性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	今後も引き続き、継続的に実施していく。 《後期計画:事業 No.7》	
9	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育研究・研修課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や児童・生徒への理解について、教員研修で啓発	人権教育担当者対象研修:3回 新任転入管理職研修:1回 夏季教育課題別研修:1回	人権教育担当者対象研修:3回 新任転入管理職研修:1回 夏季教育課題別研修:1回	研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。	引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。 《後期計画:事業 No.8》	

施策④ 家庭や地域における男女平等教育・学習の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
10	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画課	①せたがや子育てメッセに参加 ②らぶらすカフェ 高校生がつくったかるたであそぼう:ジェンダーかるた体験と展示	①延べ31名 ②ー	①延べ76人(5回) ②14人(6組)	・父親にはWLBの意義、育児への参画促進。母親には育児の負担軽減を図る取組を実施でき、固定的な性別役割分担意識の解消を促進した。	・WLBの推進と居場所事業を兼ねた新たな取組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。 《後期計画:掲載終了》	再掲 (課題1施策②) ※男女共同参画センター事業含む
11	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画課	区民企画協働事業 予算が付かなかったため、支援金なしでの実施となった。		応募:8団体 採択:8団体 実施:7団体 講座数:延べ14回 参加者数:延べ195人	・男女共同参画に関する課題解決を目指して、地域で活動する団体と協働した。 ・実施団体ときめ細かい調整を行い、事業を開催することで、団体が今後の活動を継続していくための支援を行うことができた。	区民企画協働事業の募集や、実施の成果を、広く区民・区民団体に周知する。令和2年度に実施した登録団体へのアンケート結果をもとに、登録団体に向けて、引き続き、区民企画協働事業への応募を促す。 《後期計画:事業 No.9》	※男女共同参画センター事業
12	家庭教育学級	生涯学習・地域学校連携課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各校・(園)任意による開催とした結果、幼稚園5園、小学校34校、中学校18校で実施した。	・37回 ・2322人	74回 4917人	家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に繋げることができた。	今後も家庭教育学級を通じて、保護者の学習機会の充実に取り組んでいく。 《後期計画:事業 No.10》	
13	世田谷区リカレント学習連携講座	生涯学習・地域学校連携課	区内大学が実施する公開講座の中から指定	4講座を指定	令和2年度に事業終了。	令和2年度に事業終了。	今後は「世田谷区リカレント学習推進」として、区ホームページ等を活用し、区民への各大学の公開講座の周知を図っていく。 《後期計画:事業 No.11》	

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
14	「せたがやeカレッジ」	生涯学習・地域学校連携課	令和3年度は10本の新規コンテンツを公開した。(公開調整中3本あり)	13コンテンツ公開	10コンテンツ公開	各大学が作成する様々な種類の講座を配信することで、時間や場所を選ばない学習機会を区民へ提供することができた。	令和4年度も10本程度の新規コンテンツ公開を予定している。 また、区報への掲載やSNSを通し「せたがや e カレッジ」を周知するとともに、アクセス数・コンテンツ閲覧数の増加を目指す。 《後期計画:事業 No.12》	
15	講座に関する情報提供の充実	生涯学習・地域学校連携課	9月、3月に「区内大学短期大学公開講座情報誌」を発行		令和2年度に情報誌の発行を終了。	令和2年度に情報誌の発行を終了。	今後は「世田谷区リカレント学習推進」として、区ホームページ等を活用し、区民への各大学の公開講座の周知を図っていく。 《後期計画:事業 No.13》	

施策⑤ 職場における男女平等意識の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
16	企業への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」のホームページ掲載により情報提供を行った。また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」を作成した。また、子育て世代も包含した家庭と仕事の両立にも対応する Next ミドル応援プログラムを実施し、登録者との面談、個別企業紹介、合同企業説明会等を行った。	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成 「家庭と仕事の両立応援プログラム」 企業7社参加 求職者9名参加	企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」の作成 家庭と仕事の両立にも対応する Next ミドル応援プログラム 企業45社参加 求職者51名参加	コロナ禍により企業向けに情報誌を配布する機会が減少したが、ホームページ掲載により事業者へ事例を紹介することができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。 Next ミドル就職応援プログラムでは、新たに大企業や社会福祉法人等の求人、区内に限らず区内周辺地域の求人まで幅広く開拓したことにより、多くの企業、求職者の参加につながり、経歴やスキルに合った企業の紹介に繋がった。しかしながら、条件面の不一致等からマッチングに至らないケースが目立った。	引き続き、事業者への情報提供を行う。 企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度限りで終了。 Next ミドル就職応援プログラムは令和4年度も継続する。マッチングを増やすため、引き続き幅広い業界や職種の求人開拓に取り組む。 《後期計画:事業 No.14》	



基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
17	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びつけた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるように、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業No.2》	再掲 (課題1施策①)
18	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度は事前予約、定期相談をあわせて351名の相談があった。うち女性の相談が201名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、雇用保険、退職、解雇やハラスメント相談が多かった。	317名 (うち女性185名)	351名(うち女性の相談201名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったの、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。事前予約相談・事業所訪問相談を再開した結果、予約相談が増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にご利用してもらえるように努める。 《後期計画:事業No.15》	

施策⑥ 意識調査による実態の把握と啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
19	「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画課	未実施 (次回は令和6年度実施予定)			未実施のため、評価なし。	5年に1度実施。次回は令和6年度に実施予定。 《後期計画:事業No.16》	
20	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画課	未実施 (次回は令和7年度実施予定)	調査対象数 2,379件 有効回収数 385件 回収率 16.2%		区内事業所の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の計画策定や施策検討の基礎資料とすることができた。	5年に1度実施。次回は令和7年度に実施予定。 《後期計画:事業No.17》	

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策① 事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和 3 年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
21	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画課	未実施 (次回は令和 7 年度実施予定)	調査対象数 2,379 件 有効回収数 385 件 回収率 16.2%		区内事業所の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の計画策定や施策検討の基礎資料とすることができた。	5 年に 1 度実施。次回は令和 7 年度に実施予定。 《後期計画:事業 No.17》	再掲 (課題 1 施策⑥)
22	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画課	令和 3 年度男女共同参画先進事業者表彰は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」(令和 3 年 3 月発行)の配布を継続	パンフレット:4,200 部発行		表彰自体は中止となったが、パンフレットの配布により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	令和 4 年度の事業実施に向けて準備を進める。 《後期計画:事業 No.18》	
23	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和 3 年度の発行内容 ・第 82 号(9 月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第 83 号(2 月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200 部 (年 1 回)	各 4,200 部 (年 2 回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。 また、令和 3 年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題 1 施策①)
24	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739 冊を新たに収集) ②年 6 回 ③ー	①図書資料の収集 随時(計 697 冊を新たに収集) ②年 6 回 ③・青少年交流センター3 館(延 6 回、各 30 冊) ・おでかけひろば 3 施設(延 9 回、各 10 冊) ・児童館 1 館(1 回、10 冊) ・小学校 1 校(1 回、11 冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業 No.4》	再掲 (課題 1 施策①) ※男女共同参画センター事業
25	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画課	「ワーク・ライフ・バランスな 1 週間」は政策方針に基づく事業の見直しにより中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを制作し配布		ポスター:1,100 部	イベントは中止となったが、ポスターの作成により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことができた。	令和 4 年度はワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを取りまとめ、ホームページで周知を行う。 《後期計画:事業 No.19》	

施策② 審議会等の女性登用率の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
26	審議会の女性登用率調査の実施	人権・男女共同参画課	・地方自治法(第202条の3)に定める審議会 ・地方自治法(第180条の5)に定める委員会 ・その他審議会等	・35.5% ・11.8% ・34.8% (令和3年4月1日現在)	・34.3% ・14.7% ・36.1% (令和4年4月1日現在)	女性登用率が40%未満の審議会等について、各所管でその理由を分析し、今後の登用計画を具体的に考案することで、女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進の一助となった。	継続して調査を実施する。令和8年度までに40%以上の女性登用率となるよう、登用率が40%を下回る審議会等については目標達成に向けた具体的な登用計画を検討するように求めるなど、働きかけを強める。 《後期計画:事業No.20》	
27	男女共同参画推進会議における女性の積極的登用についての働きかけ	人権・男女共同参画課	男女共同参画推進会議において、「第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」の中で審議会等の女性登用率を報告した。また、男女共同参画推進に向けた取組みを各部に働きかけた。			庁内各部に向けて、「審議会等における女性委員の積極的な登用」「仕事と生活(家庭・個人)の両立を可能とする環境づくり」「DV被害者の支援に向けた取り組み」「性の多様性に配慮し、権利を尊重した事業の運営」の4点について特に取組みを進めるよう依頼し、庁内の男女共同参画推進に寄与した。	今後も継続して、庁内へ男女共同参画推進に向けた取組みの働きかけを行う。 《後期計画:事業No.21》	

施策③ 事業者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
28	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画課	令和3年度男女共同参画先進事業者表彰は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」(令和3年3月発行)の配布を継続	パンフレット:4,200部発行		表彰自体は中止となったが、パンフレットの配布により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	令和4年度の事業実施に向けて準備を進める。 《後期計画:事業No.18》	再掲 (課題2施策①)
29	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画課	「男女共同参画先進事業者表彰」の過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」(令和3年3月発行)の配布を継続	年1回 4,200部発行		表彰や、受賞事業者に参加を依頼していたワーク・ライフ・バランス推進事業は中止となったが、パンフレットの配布により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区HP等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。 《後期計画:事業No.22》	

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
30	産業団体を通じた女性活躍推進のための情報提供	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」のホームページ掲載により情報提供を行った。また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」を作成した。	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成	企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」の作成	コロナ禍により企業向けに情報誌を配布する機会が減少したが、ホームページ掲載により事業者へ事例を紹介することができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行う。 企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度限りで終了する。 《後期計画:事業 No.23》	
31	企業や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画課	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」は政策方針に基づく事業の見直しにより中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを制作し配布		ポスター:1,100部	イベントは中止となったが、ポスターの作成により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことができた。	令和4年度はワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを取りまとめ、ホームページで周知を行う。 《後期計画:事業 No.19》	再掲 (課題2施策①)

施策④ 職場におけるセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
32	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画課	未実施 (次回は令和7年度実施予定)	調査対象数 2,379件 有効回収数 385件 回収率 16.2%		区内事業所の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の施策定や施策検討の基礎資料とすることができた。	5年に1度実施。次回は令和7年度に実施予定。 《後期計画:事業 No.17》	再掲 (課題1施策⑥)
33	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題1施策①)

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
34	男女共同参画 関連図書資料、ポスター等 の収集・提供	人権・男女共同 参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収 集) ②年6回 ③―	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収 集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館 (延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9 回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な 課題に対する展示を通して、男女共同参画 の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するた めの展示コーナー「今日は何の日」を毎日実 施し、その日にまつわる男女共同参画に関 連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信し た。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図 書資料を積極的に収集するとともに、 区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒 布を行う。 《後期計画:事業No.4》	再掲 (課題1施 策①) ※男女共 同参画セ ンター事 業
35	区内事業者や 地域経済団体 等との連携・協 働によるワー ク・ライフ・バ ランス等関連事 業の実施	人権・男女共同 参画課	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」は 政策方針に基づく事業の見直しにより 中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを 制作し配布		ポスター:1,100部	イベントは中止となったが、ポスターの 作成により、ワーク・ライフ・バランスに ついての啓発を行うことができた。	令和4年度はワーク・ライフ・バランス の視点を取り入れた各所管課のイベ ントを取りまとめ、ホームページで周知 を行う。 《後期計画:事業No.19》	再掲 (課題2施 策①)
36	事業者への情 報提供やセミ ナー等の実施	人権・男女共同 参画課 工業・ものづくり・ 雇用促進課	企業向け情報誌「せたがや働き方改 革プラスワン」のホームページ掲載に より情報提供を行った。また、企業の 職場環境整備促進事業を実施し、そ の成果として企業向け情報誌「企業の 力を強くするテレワーク」を作成した。 公社が実施する社会保険・労働相談 の中でハラスメントの相談は26件あ った。	企業向け情報誌「働き続 けられる企業とテレワー ク」の作成 社会保険・労働相談の中 でのハラスメントの相談 16件	企業向け情報誌「企業の 力を強くするテレワーク」 の作成 社会保険・労働相談の中 でのハラスメントの相談 26件	事業者への情報提供と、社会保険・ 労働相談の中で、当事者への対応を 行うことができた。 企業の職場環境整備促進事業につ いては、企業3社に対し、業務の点 検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、 テレワーク導入に係る総合的な支援 を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行 い、社会保険・労働相談の中で、当事 者への対応をしていく。また、令和4 年4月より、世田谷区産業振興公社 にて世田谷区内中小事業者向けハラ スメント相談窓口外部委託サービスを 開始する。 企業の職場環境整備促進事業につ いては、令和3年度限りで終了する。 《後期計画:事業No.44》	

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

施策① 女性の就労・再就職支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
37	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信することができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信することができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業No.2》	再掲 (課題1施策①)
38	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④— ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
39	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③—	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業No.4》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
40	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を実施した。	108件(年48回)	78件(年50回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で、女性における経済状態や就労状況には大きな変化が訪れ、近い将来への不安や備えを抱える相談者の受け皿となった。</li> <li>・一方で、コロナ感染拡大防止意識が根づく中、積極的な就活や転職が控えられたか、切迫した就活相談は減少した。</li> <li>・就労講座、離婚をめぐる法律・制度活用講座、シンママ応援フェスタにおいて、働き方相談員による出張相談を実施。予約が埋まる状況から、潜在的相談ニーズは高いことが窺えた。</li> <li>・悩みごと相談と並行して利用する相談者が少なくなく、事業間の連携が進んでいる手応えがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、土曜日を「女性のための働き方サポート相談」を行う。</li> <li>・また、悩みごとDV相談を始め、他の相談・居場所事業との連携、講座事業との連携に取り組む。</li> <li>・さらに、区内の育児中の女性を対象に、出張ミニ講座及び相談を実施する予定。キャリアプランや経済的自立について考える、或いは具体的な就活への契機となる機会を提供したい。</li> </ul> 《後期計画:事業 No.24》	※男女共同参画センター事業
41	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画課	令和3年度は実施なし	延べ40人(①18人、②19人、個別相談3人)	実施なし	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、女性の就労状況の悪化が懸念されるが、講座形式での就労支援を実施することができなかった。	女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、令和4年度は対象を絞り、その世代の特性に応じた就労支援講座を実施する。連続講座として実施することで、受講の効果を高める。加えて、講座終了後に個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなう。                     《後期計画:事業 No.25》	※男女共同参画センター事業
42	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画課	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」は政策方針に基づく事業の見直しにより中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを制作し配布		ポスター:1,100部	イベントは中止となったが、ポスターの作成により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことができた。	令和4年度はワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを取りまとめ、ホームページで周知を行う。                     《後期計画:事業 No.26》	

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
43	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画課	①女性起業家交流会:オンライン形式で実施 ②女性のための起業・経営相談 ③らぶらす女性のための起業入門講座(取消) ④起業ミニmesse出展準備講座(取消) ⑤起業ミニmesse ⑥起業ステップアップ講座(取消) ⑦起業実践講座/女性のための起業実践講座 売れる商品企画とPR動画作成 ⑧女性起業家紹介サイト	①75人(全5回) ②21人(全10回) ③16人 ④ー ⑤ー ⑥ー ⑦延べ55人(全4回) ⑧20人	①延べ54人(全5回) ②延べ41人(全12回) ③実施なし ④8人 ⑤応募:28団体 採択27団体 実施26団体 参加者:延べ547人(ブース来場449人、起業講座40人、起業相談10人、ワークショップ48人) ⑥実施なし ⑦延べ59人(全4回) ⑧33人(R3新規登録13人)	・女性起業家を対象に、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。 ・R2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となったため、2年ぶりの実施となった。開催日を分散させることで、多くの女性起業家に出展の機会を提供することができた。 ・R2年度に新設した女性起業家紹介サイトへの掲載者を募集し、講座参加者、起業ミニmesse出展者を中心に13人をサイトに掲載された。「学び」、「実践」、「交流」に加え、らぶらすの広報媒体(HP)を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。 ・講座等で定期的に行っている女性のための起業・経営相談を紹介することで、相談に促すことができた。	令和4年度も継続して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した女性起業家を支援するために、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげや支援を年間を通じて行う。らぶらすで実施する女性起業家実践の場である起業ミニmesseはもとより、らぶらす全館あげてのイベント事業等で女性起業家の出展ブースを設けるなど展示販売の機会を増やしていく。 《後期計画:事業No.27》	※男女共同参画センター事業
44	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者30名のうち、20名は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(5か所)(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」新規利用登録者数19名 令和2年度利用実績266名 (工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(1か所:玉川地域)計5か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」新規利用登録者数30名 令和3年度利用実績202名 (工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」計5か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、新型コロナウイルスの影響により年度前半は開所に制限がある中、在宅勤務の広がりも影響し、前年度より延べ利用者数が28.5%増加した。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、子どもとの時間を大切にしながらもゆるやかな働き方で仕事をするといった多様な働き方のニーズに応えた預かり場所を確保できた。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、利用者からの要望に対応して、令和3年度から利用対象者を中学生までの保護者に拡大した。また、新型コロナウイルスの影響により就労・雇用に影響を受けた方のスキルアップを目的とした利用の場合は、利用対象者を子育て中の方に限らず、利用できるようにした。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」については、引き続きより利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課) 《後期計画:事業No.33》	
45	再就職に関するセミナーの開催	人権・男女共同参画課 世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	【世田谷区産業振興公社】 再就職を目指す女性を対象にセミナーを実施し425名(17回)の参加があった。		【世田谷区産業振興公社】 425名(17回)	就職や面接だけではなく、実生活の中でも役立つと大変好評な意見が多い。毎回申し込み後すぐに満席で好評を得ている。	継続実施。 《後期計画:事業No.28》	



基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
46	「世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等採用・定着促進及び若年者・子育て世代の就職支援事業」の実施	工業・ものづくり・雇用促進課	本事業の就職決定者54名のうち女性は31名であった。また定着支援事業の参加者は14.6%程度が女性であった。さらに個別フォローによる「家庭と仕事の両立にも対応するNextミドル応援プログラム」を実施し、求人企業45社、求職者51名が参加した。	就職決定者42名(うち女性14名) 家庭と仕事の両立応援プログラム 参加企業7社、求職者9名	就職決定者54名(うち女性31名) 家庭と仕事の両立にも対応するNextミドル応援プログラム 参加企業45社、求職者51名	本事業の就職決定者のうち女性が25%であり、昨年度より女性の就職者は減少した。また家庭と仕事の両立応援プログラムでは、家庭と仕事の両立やワーク・ライフ・バランスに理解ある企業が参加した。しかしながら、コロナ禍の中、採用に至らないケースが目立ち市場の影響を大きく受けた。	令和3年度は、子育て世代を就職氷河期世代に包含し、通年で、正社員を希望する求職者の登録を受け付け、また、就労支援の側面を強化するため、求人を増やす取り組みとして、新たに大企業の求人や社会福祉法人等の求人、また、区内に限らず区内周辺地域の求人まで幅広く開拓し、登録者に適切な求人を紹介する。 《後期計画:事業No.34》	
47	ミニ面接会の開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度はミニ面接会を11回実施し、47名の参加があった。	23名参加 (5回実施)	47名参加 (11回実施)	令和3年度は11回の開催を実施した。	継続実施予定。ハローワークと連携を取り、求職者と企業双方に有意義なものになるよう検討していく。 《後期計画:事業No.30》	
48	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度のキャリアカウンセリングは1,780件。うち女性の相談が1,118件で、全体の6割を占めた。	相談件数1,841件 (うち女性の相談1,137件)	相談件数1,780件 (うち女性の相談1,118件)	相談後のアンケートによると相談者はほぼ満足して帰っていただいております。寄り添った支援ができていると感じています。	継続実施。多様な働き方の実現に向けて相談者に寄り添った支援を行う。 《後期計画:事業No.31》	
49	再就職をめざす女性向けの支援	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	再就職を目指す女性を対象にセミナーを実施し425名(17回)の参加があった。	195名(12回実施)	425名(17回)	さまざまな女性向けセミナーを実施し、毎回大変好評でほぼ満席だった。	継続実施。 《後期計画:事業No.32》	
50	創業支援事業(創業相談、創業メール相談、創業融資あっせん相談、創業者フォローアップ支援、創業セミナー)の実施	世田谷区産業振興公社 (産業連携交流推進課)	女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい環境整備に引き続き取り組み、女性相談員は3人で運営した。	女性相談員3人	女性相談員3人	経営に携わる女性の相談来所も相当数あるので、女性相談員の対応も選択できる体制を整えている。相談員の男性/女性を指名或いは希望するケースは多くないが、安心感を与える相談体制づくりを志したい。	相談内容は様々なので個別事情を傾聴して聞き取り、区の支援メニューに基づいた助言や、東京都などの支援制度の情報提供により、相談者の要望に対応していく。 《後期計画:事業No.29》	
51	マザーズハローワーク等との連携による、女性の就業支援、チャレンジ・再チャレンジを支援するセミナー・相談会の実施	子ども家庭課 (人権・男女共同参画課)	ひとり親の就業支援のためのパソコン講座の実施	延32名参加 (年3回)	延30名参加 (年3回)	参加者のスキルアップのために役立つ内容となった。	参加者アンケートをふまえ、講座内容、開催時間等について随時検討する。 《後期計画:事業No.35》	

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
52	保育士就労支援プログラムの開催	保育運営・整備支援課 世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	【保育運営・整備支援課】 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施のプログラムや規模を縮小しての開催となり、8名の採用結果となった。 【世田谷区産業振興公社】 保育士として働きたい方やブランクがある方に向けて保育士就職相談会を実施した。保育士ミニ面接会は感染拡大のため中止した。	・事前講習会/未実施 ・職場見学・体験/未実施 ・保育就職相談会 参加企業10社 参加者38名 採用者8名 ・保育士ミニ相談会&面接会 参加者4名 採用者0名 上記一連の事業で採用人数は8名となった。	・事前講習会/未実施 ・職場見学・体験/未実施 ・保育就職相談会 参加企業10社 参加者33名 採用者3名 ・保育士ミニ相談会&面接会/中止 上記一連の事業で採用人数は3名となった。	【保育運営・整備支援課】 コロナ禍で体験型のプログラムが未実施となったが、就職相談会を実施することで、コミュニケーションの場を確保し、一定の採用に繋げることができた。 【世田谷区産業振興公社】 保育就職相談会を実施し、採用に繋がった。	【保育運営・整備支援課】 継続実施。今後も引き続き潜在保育士への周知に努める。 【世田谷区産業振興公社】 継続実施。多くの潜在保育士が再度保育士として就労できるように引き続き実施していく。 《後期計画:事業 No.36》	

施策② 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
53	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を実施した。	108件(年48回)	78件(年50回)	・就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、女性における経済状態や就労状況には大きな変化が訪れ、近い将来への不安や備えを抱える相談者の受け皿となった。 ・一方で、コロナ感染拡大防止意識が根づく中、積極的な就活や転職が控えられたか、切迫した就活相談は減少した。 ・就労講座、離婚をめぐる法律・制度活用講座、シンママ応援フェスタにおいて、働き方相談員による出張相談を実施。予約が埋まる状況から、潜在的相談ニーズは高いことが窺えた。 ・悩みごと相談と並行して利用する相談者が少なくなく、事業間の連携が進んでいる手応えがあった。	・引き続き、土曜日を「女性のための働き方サポート相談」を行う。 ・また、悩みごとDV相談を始め、他の相談・居場所事業との連携、講座事業との連携に取り組む。 ・さらに、区内の育児中の女性を対象に、出張ミニ講座及び相談を実施する予定。キャリアプランや経済的自立について考える、或いは具体的な就活への契機となる機会を提供したい。 《後期計画:事業 No.24》	再掲 (課題3施策①) ※男女共同参画センター事業
54	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画課	令和3年度は実施なし	延べ40人(①18人、②19人、個別相談3人)	実施なし	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、女性の就労状況の悪化が懸念されるが、講座形式での就労支援を実施することができなかった。	女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、令和4年度は対象を絞り、その世代の特性に応じた就労支援講座を実施する。連続講座として実施することで、受講の効果を高める。加えて、講座終了後に個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなう。 《後期計画:事業 No.25》	再掲 (課題3施策①) ※男女共同参画センター事業

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
55	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画課	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」は政策方針に基づく事業の見直しにより中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを制作し配布		ポスター:1,100部	イベントは中止となったが、ポスターの作成により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことができた。	令和4年度はワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを取りまとめ、ホームページで周知を行う。 《後期計画:事業No.26》	再掲 (課題3施策①)
56	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度のキャリアカウンセリングは1,780件。うち女性の相談が1,118件で、全体の6割を占めた。	相談件数1,841件 (うち女性の相談1,137件)	相談件数1,780件 (うち女性の相談1,118件)	相談後のアンケートによると相談者はほぼ満足して帰っていただいております。寄り添った支援ができていますと感じています。	継続実施。多様な働き方の実現に向けて相談者に寄り添った支援を行う。 《後期計画:事業No.31》	再掲 (課題3施策①)
57	若者総合支援センター事業の実施(せたがや若者サポートステーション、ヤングワークせたがや)	工業・ものづくり・雇用促進課 (世田谷区産業振興公社)	令和3年度の「ビジネスマナーセミナー」は9回開催し、19名の方が参加。「面接力アップセミナー」は9回実施し、25名の方が参加。「ホンキの就職」は8回実施し12名の方が参加。	・ビジネスマナー14名参加 ・面接力アップ17名参加 ・ホンキの就職19名参加	・ビジネスマナー19名参加 ・面接力アップ25名参加 ・ホンキの就職12名参加	コロナ禍でいずれのセミナーも実施回数や定員を減少せざるを得ない状況となり、参加者が減少したが、オンラインでの面談などで求職者支援を継続し、若者の自立支援を行った。	継続実施。せたがや若者サポートセンター事業を、おしごとカフェで行うことで、一貫した支援ができるなど相乗効果があるため、引き続き連携を取りながら感染症対策をしながら実施していく。 《後期計画:事業No.37》	
58	区立小・中学校におけるキャリア教育の充実	教育指導課 教育研究・研修課	自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオ「キャリアパスポート」を実施する。		各校で実施	「キャリアパスポート」を活用することで、自分の成長を実感し、これからの社会の担い手としての資質・能力の育成を図ることができた。	今後も引き続き、継続的に実施していく。 《後期計画:事業No.38》	
59	中学校の職場体験	教育指導課	勤労観・職業観を育てるために、3日間、様々な職場で仕事を体験する取組を計画的に実施	各校で実施	各校で実施	3日間、様々な職場で仕事を体験する取組を計画的に実施することで、勤労観・職業観を育むことができた。	今後も引き続き、継続的に実施していく。 《後期計画:事業No.39》	

施策③ 多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
60	ライフステージ等に応じた女性の就労・起業支援相談の実施	人権・男女共同参画課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を実施した。	108件(年48回)	78件(年50回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。</li> <li>・新型コロナ感染症の影響で、女性における経済状態や就労状況には大きな変化が訪れ、近い将来への不安や備えを抱える相談者の受け皿となった。</li> <li>・一方で、コロナ感染拡大防止意識が根づく中、積極的な就活や転職が控えられたか、切迫した就活相談は減少した。</li> <li>・就労講座、離婚をめぐる法律・制度活用講座、シンママ応援フェスタにおいて、働き方相談員による出張相談を実施。予約が埋まる状況から、潜在的相談ニーズは高いことが窺えた。</li> <li>・悩みごと相談と並行して利用する相談者が少なく、事業間の連携が進んでいる手応えがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、土曜日を「女性のための働き方サポート相談」を行う。</li> <li>・また、悩みごとDV相談を始め、他の相談・居場所事業との連携、講座事業との連携に取り組む。</li> <li>・さらに、区内の育児中の女性を対象に、出張ミニ講座及び相談を実施する予定。キャリアプランや経済的自立について考える、或いは具体的な就活への契機となる機会を提供したい。</li> </ul> 《後期計画:事業No.24》	再掲 (課題3施策①) ※男女共同参画センター事業

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
61	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画課	令和3年度は実施なし	延べ40人(①18人、②19人、個別相談3人)	実施なし	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、女性の就労状況の悪化が懸念されるが、講座形式での就労支援を実施することができなかった。	女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、令和4年度は対象を絞り、その世代の特性に応じた就労支援講座を実施する。連続講座として実施することで、受講の効果を高める。加えて、講座終了後に個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなう。 《後期計画:事業 No.25》	再掲 (課題3施策①) ※男女共同参画センター事業
62	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画課	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」は政策方針に基づく事業の見直しにより中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを制作し配布		ポスター:1,100部	イベントは中止となったが、ポスターの作成により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことができた。	令和4年度はワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを取りまとめ、ホームページで周知を行う。 《後期計画:事業 No.26》	再掲 (課題3施策①)
63	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画課	①女性起業家交流会:オンライン形式で実施 ②女性のための起業・経営相談 ③らぶらす女性のための起業入門講座(取消) ④起業ミニmesse出展準備講座(取消) ⑤起業ミニmesse ⑥起業ステップアップ講座(取消) ⑦起業実践講座/女性のための起業実践講座 売れる商品企画とPR動画作成 ⑧女性起業家紹介サイト	①75人(全5回) ②21人(全10回) ③16人 ④― ⑤― ⑥― ⑦延べ55人(全4回) ⑧20人	①延べ54人(全5回) ②延べ41人(全12回) ③実施なし ④8人 ⑤応募:28団体 採択27団体 実施26団体 参加者:延べ547人(ブース来場449人、起業講座40人、起業相談10人、ワークショップ48人) ⑥実施なし ⑦延べ59人(全4回) ⑧33人(R3新規登録13人)	・女性起業家を対象に、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。 ・R2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となったため、2年ぶりの実施となった。開催日を分散させることで、多くの女性起業家に出展の機会を提供することができた。 ・R2年度に新設した女性起業家紹介サイトへの掲載者を募集し、講座参加者、起業ミニmesse出展者を中心に13人をサイトに掲載された。「学び」、「実践」、「交流」に加え、らぶらすの広報媒体(HP)を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。 ・講座等で定期的に行っている女性のための起業・経営相談を紹介することで、相談に促すことができた。	令和4年度も継続して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した女性起業家を支援するために、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげや支援を年間を通じて行う。らぶらすで実施する女性起業家実践の場である起業ミニmesseはもとより、らぶらす全館あがりのイベント事業等で女性起業家の出展ブースを設けるなど展示販売の機会を増やしていく。 《後期計画:事業 No.27》	再掲 (課題3施策①) ※男女共同参画センター事業
64	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者30名のうち、20名は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(5か所)(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」新規利用登録者数19名 令和2年度利用実績266名 (工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(1か所:玉川地域)計5か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」新規利用登録者数30名 令和3年度利用実績202名 (工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」計5か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、新型コロナウイルスの影響により年度前半は開所に制限がある中、在宅勤務の広がりも影響し、前年度より延べ利用者数が28.5%増加した。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、子どもとの時間を大切にしながらもゆるやかな働き方で仕事をするといった多様な働き方のニーズに応えた預かり場所を確保できた。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、利用者からの要望に対応して、令和3年度から利用対象者を中学生までの保護者に拡大した。また、新型コロナウイルスの影響により就労・雇用に影響を受けた方のスキルアップを目的とした利用の場合は、利用対象者を子育て中の方に限らず、利用できるようにした。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」については、引き続きより利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課) 《後期計画:事業 No.33》	再掲 (課題3施策①)

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進 ―― 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
65	融資・経営相談	世田谷区産業振興公社 (商業課) (産業連携交流推進課)	女性の相談員を配置する等、女性が相談しやすい環境整備に引き続き取り組み、女性相談員は4人(経営1、創業3)が参画した。	女性相談員 3人	女性相談員 4人(経営1、創業3)	経営に携わる女性の相談来所も相当数あるので、女性相談員の対応も選択できる体制を整えている。	引き続き女性が相談しやすい環境整備に取り組んでいく。 《後期計画:事業 No.45》	
66	創業セミナー	世田谷区産業振興公社 (産業連携交流推進課)	女性の講師を招へいする等、引き続き女性が参加しやすいセミナーの企画運営に取り組んだ。	女性の講師 1人	女性の講師 1人	女性の起業・創業相談者にも、対応できる講師陣を配置して、参加者の創業に参考となる環境を提供している。	プログラム内容の充実と支援方法の多様化を図り、男女を意識せず創業準備に集中できる環境を提供していく。 《後期計画:事業 No.46》	
67	キャリアカウンセリング相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度のキャリアカウンセリングは1,780件。うち女性の相談が1,118件で、全体の6割を占めた。	相談件数 1,841件 (うち女性の相談 1,137件)	相談件数 1,780件 (うち女性の相談 1,118件)	相談後のアンケートによると相談者はほぼ満足して帰っていただいております。寄り添った支援ができていますと感じています。	継続実施。多様な働き方の実現に向けて相談者に寄り添った支援を行う。 《後期計画:事業 No.31》	再掲 (課題3施策①)
68	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度は事前予約、定期相談をあわせて351名の相談があった。うち女性の相談が201名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、雇用保険、退職、解雇やハラスメント相談が多かった。	317名 (うち女性 185名)	351名(うち女性の相談 201名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。事前予約相談・事業所訪問相談を再開した結果、予約相談が増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者者に利用してもらえるように努める。 《後期計画:事業 No.15》	再掲 (課題1施策⑤)

施策④ 女性が少ない分野への女性の参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
69	科学技術者による講演会・セミナー等の実施	人権・男女共同参画課	未実施			未実施のため、評価なし。	今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。 《後期計画:掲載終了》	
70	区内中学・高校等との連携・協働による学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止等をテーマに、学校出前講座を実施した。	延べ1038人 (6校)	延べ1,187人(8校)	中学、高校いずれも、学校の実情に応じたテーマを選択している様子が見えた。セクシャルマイノリティ講座では、いずれの学校においても活発な質疑応答があった。講師は生徒へのフォローもきめ細やかに行い、一生徒の人生において大きな影響を与える機会になったと思われる。	継続して中学生・高校生を対象に、学校出前講座を実施する。 《後期計画:事業 No.6》	再掲 (課題1施策③) ※男女共同参画センター事業

## 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

### 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

#### 施策① ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
71	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくいたい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題1施策①)
72	「地域で遊ぼう!ファミリーデー★キャンペーン」の実施	人権・男女共同参画課	仕事と生活の調和のため、世田谷線沿線等で開催されるイベントにて専用ブースを設置し、スタンプラリー等を実施 ※令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止			令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた効果的な手法について検討し、実施していく。 《後期計画:事業 No.42》	
73	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④― ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
74	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③―	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業 No.4》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
75	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施	人権・男女共同参画課	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」は政策方針に基づく事業の見直しにより中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを制作し配布		ポスター:1,100部	イベントは中止となったが、ポスターの作成により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことができた。	令和4年度はワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを取りまとめ、ホームページで周知を行う。 《後期計画:事業 No.26》	再掲 (課題3施策①)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
76	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度は事前予約、定期相談をあわせて351名の相談があった。うち女性の相談が201名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、雇用保険、退職、解雇やハラスメント相談が多かった。	317名 (うち女性185名)	351名(うち女性の相談201名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったの、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。事前予約相談・事業所訪問相談を再開した結果、予約相談が増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者に利用してもらえるように努める。 《後期計画:事業No.15》	再掲 (課題1施策⑤)
77	講演会やセミナーの開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課) 人権・男女共同参画課	令和3年度は、事業所向けセミナーを8回実施し、69名の方が参加した。	52名参加 (12回実施の内、10回をオンラインセミナーにて実施)	69名参加 (8回すべてオンラインセミナーにて実施)	法案の改正など、人事労務担当者が知っておきたい内容を盛り込み好評だった。	継続実施。多様な働き方が選択できる社会の実現に向け企業側への支援を引き続き続けていく。 《後期計画:事業No.43》	

施策② 事業者への働きかけと支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
78	事業者への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」のホームページ掲載により情報提供を行った。また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」を作成した。企業が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は26件あった。	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談16件	企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でのハラスメントの相談26件	事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。また、令和4年4月より、世田谷区産業振興公社にて世田谷区内中小事業者向けハラスメント相談窓口外部委託サービスを開始する。 企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度限りで終了する。 《後期計画:事業No.44》	再掲 (課題2施策④)
79	男女共同参画先進事業者の表彰	人権・男女共同参画課	令和3年度男女共同参画先進事業者表彰は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」(令和3年3月発行)の配布を継続	パンフレット:4,200部発行		表彰自体は中止となったが、パンフレットの配布により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	令和4年度の事業実施に向けて準備を進める。 《後期計画:事業No.18》	再掲 (課題2施策①)
80	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画課	「男女共同参画先進事業者表彰」の過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ！事業者の男女共同参画」(令和3年3月発行)の配布を継続	年1回 4,200部発行		表彰や、受賞事業者に参加を依頼していたワーク・ライフ・バランス推進事業は中止となったが、パンフレットの配布により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区HP等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。 《後期計画:事業No.22》	再掲 (課題2施策③)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
81	ワーク・ライフ・バランス推進の専門家派遣の検討	人権・男女共同参画課	未実施			未実施のため、評価なし。	今後、時代情勢を鑑み、実施を検討する。 《後期計画:掲載終了》	
82	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画課	「ワーク・ライフ・バランスな1週間」は政策方針に基づく事業の見直しにより中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを制作し配布		ポスター:1,100部	イベントは中止となったが、ポスターの作成により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことができた。	令和4年度はワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを取りまとめ、ホームページで周知を行う。 《後期計画:事業 No.19》	再掲 (課題2施策①)
83	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度は事前予約、定期相談をあわせて351名の相談があった。うち女性の相談が201名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、雇用保険、退職、解雇やハラスメント相談が多かった。	317名 (うち女性185名)	351名(うち女性の相談201名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったので、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。事前予約相談・事業所訪問相談を再開した結果、予約相談が増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者にご利用してもらえるように努める。 《後期計画:事業 No.15》	再掲 (課題1施策⑤)

施策③ 男女の育児・介護休業の取得促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
84	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④ー ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業



基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 ― 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
85	事業所への情報提供やセミナー等の実施	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」のホームページ掲載により情報提供を行った。また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」を作成した。 企業が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は26件あった。	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談16件	企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談26件	事業者への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業3社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、事業者への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。また、令和4年4月より、世田谷区産業振興公社にて世田谷区内中小事業者向けハラスメント相談窓口外部委託サービスを開始する。 企業の職場環境整備促進事業については、令和3年度限りで終了する。 《後期計画:事業No.44》	再掲 (課題2施策④)
86	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信することができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信することができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業No.2》	再掲 (課題1施策①)
87	中小企業両立支援助成金制度等の周知及び法全体の周知	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	社会保険労務士が企業向けに、法改正(ハラスメント、助成金)に関するセミナーを2回実施し、23名の参加があった。	参加者23名(年4回実施)	23名(年2回)	事業所からはセミナー内容について好評であった。	引き続き継続実施の予定。今後も助成金や法改正などの周知に努めていく。 《後期計画:事業No.47》	

施策④ 区内企業の「男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
88	「区内企業の『男女共同参画に関する意識・実態調査』」の定期的実施と結果公表	人権・男女共同参画課	未実施 (次回は令和7年度実施予定)	調査対象数 2,379件 有効回収数 385件 回収率 16.2%		区内事業所の男女共同参画に関する考え方や実態を把握し、今後の計画策定や施策検討の基礎資料とすることができた。	5年に1度実施。次回は令和7年度に実施予定。 《後期計画:事業No.17》	再掲 (課題1施策⑥)
89	情報媒体を活用した先進的な取組みの紹介	人権・男女共同参画課	「男女共同参画先進事業者表彰」の過去の受賞事業者へのアンケートとインタビューの結果をまとめたパンフレット「今こそ役立つ!事業者の男女共同参画」(令和3年3月発行)の配布を継続	年1回 4,200部発行		表彰や、受賞事業者に参加を依頼していたワーク・ライフ・バランス推進事業は中止となったが、パンフレットの配布により、事業者向けの情報発信を継続することができた。	引き続き、情報紙らぶらすや区HP等の情報媒体を活用して、先進的な取組みを紹介する。 《後期計画:事業No.22》	再掲 (課題2施策③)

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

施策① 保育等の拡充

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
90	新BOP学童クラブ運営	児童課 生涯学習・地域 学校連携課	保護者が就労や病気等により、放課後に家庭で保護・育成にあたれない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮。 保護者の多様な働き方及び保護者の帰宅時間が遅くなることへの対応のため、新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を、平成31年4月より5か所で2年間実施したが、利用率の低さからモデル事業の休止を決定した。また、時間延長の効果や適切な手法等を検討するとともに、子どもの自立に向けた支援のあり方について、新BOP事業のあり方検討委員会において検討・検証し報告書を受けた。	全区立小学校 61 箇所	全区立小学校 61 箇所	小学校低学年及び配慮を要する児童に、遊びや安全な生活の場を提供するとともに、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮した。 平成31年度4月より新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業を開始し、保護者の多様な働き方に対応するとともに、小学校就学後からすぐに子どもが一人で過ごすことへの対応を2年間行ったが、利用率が想定を下回った。保護者アンケートより一定のニーズは見られたが、モデル事業は一旦休止とする。 新BOPあり方検討委員会の答申を受け、放課後児童健全育成事業運営方針検討委員会の立ち上げや、新BOP学童クラブにおける活動場所の不足や登録児童数の増加による狭隘化や大規模化の喫緊の課題、また多様化する子どもと保護者ニーズへの対応等の課題を解決するため、また放課後児童健全育成事業運営方針に意見を反映するため、子どもと保護者に向けてアンケートを実施した。	継続実施 世田谷区放課後児童健全育成事業運営方針の作成を進めるとともに、新BOP学童クラブにおける活動場所の不足や登録児童数の増加による狭隘化や大規模化の喫緊の課題、また多様化する子どもと保護者ニーズへの対応と民間事業者の活用を視野に入れた区の放課後児童健全育成事業の質の確保の方策により課題を解決に向け検討を進める。 《後期計画:事業 No.48》	
91	新規開設園等の施設を活用した定期利用保育事業の実施	保育運営・整備 支援課 保育課	令和3年度は私立15園で実施。	私立16園、区立3園	私立15園	待機児童ゼロの継続に寄与した。	今後も地域需要が多い年齢を中心に定期利用保育事業を行っていく。 《後期計画:事業 No.59》	
92	認可保育園増改築等に伴う定員拡充	保育運営・整備 支援課 保育課	令和3年度該当なし				《後期計画:掲載終了》	
93	緊急保育・一時預かり保育の拡充	保育課 保育運営・整備 支援課	令和3年度は、区立保育園では、分園を含む47園で実施した。 私立保育園では、分園を含む46園で実施した。	・区立:延2,433人 ・私立:延24,765人	・区立:延1,921人 ・私立:延31,726人	保護者の就労や通院等により、一時的に保育が必要となった児童を保育することにより、家庭における養育の支援に繋げることができた。	継続実施。今後も要件や定員の見直しを行い、多様な保育ニーズに対応できるよう努める。 《後期計画:事業 No.50》	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 ―― 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
94	病児・病後児 保育施設の拡 充	保育課	令和3年度は、医療機関併設型6施設、医療機関連携型3施設、保育園併設型2施設の計11施設で実施した。(定員計83名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録者数:11,253人</li> <li>利用延人数:2,269人</li> <li>利用実人数:1,230人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録者数:11,264人</li> <li>利用延人数:5,536人</li> <li>利用実人数:2,890人</li> </ul>	集団保育が困難な病児・病後児について、一時的に病児・病後児保育施設で保育することにより、就労等にある保護者を支援することができた。	継続実施。現時点で不透明な新型コロナウイルス感染症が与える影響を注視しながら、今後もニーズ調査の結果を見据え整備の必要性について検討していく。 《後期計画:事業No.51》	
95	就労形態の多 様化に伴う保 育ニーズへの 対応(幼稚園 預かり保育、 延長保育、休 日・年末保育)	保育運営・整備 支援課 保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>延長保育</li> <li>休日・年末保育</li> <li>幼稚園預かり保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の施設を除きほぼ全園実施</li> <li>休日保育6園で実施</li> <li>年末保育5園で実施</li> <li>(新制度移行園・私立認定こども園)私立幼稚園預かり保育7園で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の施設を除きほぼ全園実施</li> <li>休日保育6園で実施</li> <li>年末保育5園で実施</li> <li>(新制度移行園・私立認定こども園)私立幼稚園預かり保育9園で実施</li> </ul>	多様な就労形態に対応出来た。	今後も延長保育や休日・年末保育実施園を拡充し、多様な就労形態に対応出来るよう努める。 《後期計画:事業No.60》	
96	区立保育園の 今後のあり方 に基づく保育 施設の整備	保育課	玉川総合支所分庁舎跡地の活用により、拠点園(玉川地域)の建設工事に着工した。区立松丘幼稚園跡地の活用により、区立西弦巻・弦巻保育園の移転・統合計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により2年延期とし、令和10年度以降とした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体・建設工事着工1か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事1か所</li> </ul>	他所管課と連携しながら計画を進めており、当初スケジュールに基づき、予定通り事業を進めることができた。	継続実施。現在進行中の再整備計画を着実に進めるとともに、新たな再整備計画を公表していく。また、「区立保育園の今後のあり方」を踏まえ、待機児童ゼロの継続や多様な保育、在宅子育て支援などの施策をより効率的、効果的に推進する。 《後期計画:事業No.52》	
97	第三者評価受 審の促進、地 域保育ネット ワーク等による 保育の質の向 上	保育課	新規開設の私立保育園が増加している中、各地域における保育ネットワークの活動において、地域のニーズに合わせ、今年度も地域ごとの、保育実践研修を企画していたが、コロナの感染拡大防止対策により、実施出来なかった。地域ごとの情報共有会はオンラインで開催した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立保育園16園、認証保育所12園実施。</li> <li>5地域で計6回(オンライン開催含む)実施、延べ185名が参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立保育園15園、認証保育所17園実施。</li> <li>5地域で計11回(オンライン開催含む)実施、延べ276名が参加。</li> </ul>	コロナ禍で、保育園同士の交流や研修等、学びの機会等を実施できず、思うような活動はできなかった。それでも、地域のつながりを継続できるよう、情報共有会を地域ごとにオンラインで開催し、また、次年度に向けての活動の継続の確認も行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き第三者評価の受審を促す。</li> <li>保育ネットは、コロナの状況に応じて、地域での情報共有、連携を深めていけるようにし、保育の質の向上につなげていく。また、認可外保育施設にも参加を促していく。</li> </ul> 《後期計画:事業No.53》	
98	障害児保育の 充実	保育課	医療的ケア児の公立保育園での受入れ枠を4施設4名として継続実施した。看護師を対象とした実地研修を実施し、スキルアップを図った。また、認可保育施設に対しては、専門機関による巡回指導を引き続き実施し、障害児保育の充実を図った。	烏山・北沢・世田谷・砧地域の区立指定園(松沢保育園・豪徳寺・世田谷・希望丘)で各一名の受入れを行った。	烏山・北沢・世田谷・砧地域の区立指定園(松沢保育園・豪徳寺・世田谷・希望丘)で各一名の受入れを行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医ケア枠ではない児の受入れを実施できた(池尻)。医ケア児受入れの経験を活かし、保護者のニーズに合わせた柔軟な対応を行った。</li> <li>コロナ禍により、専門機関による巡回指導の回数を減らしたり、オンライン研修に変更したが、継続して実施できた。</li> </ul>	令和5年度の玉川地域拠点園の開設に向け、看護師間の連携体制を強化し、関連機関と調整を進めることができた。障害児受入れ園に対する巡回指導を継続して実施し、研修(オンライン含む)の中でも障害児に対する理解、接し方を深めるカリキュラムを実施した。 《後期計画:事業No.54》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
99	認可外保育施設新制度移行支援事業	保育認定・調整課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適格性審査実施回数</li> <li>・適格性審査応募施設数</li> <li>・世田谷区認可外保育施設等認可化移行支援事業費補助金交付施設</li> <li>・世田谷区認可外保育施設新制度移行支援事業改修費等補助金交付施設</li> <li>・世田谷区認可外保育施設等認証化移行助言指導支援事業費補助金交付施設</li> <li>・世田谷区認証化移行支援事業補助金交付施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4回</li> <li>・4施設</li> <li>・4施設</li> <li>・4施設</li> <li>・1施設</li> <li>・1施設</li> </ul> ※令和3年4月1日移行:5施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施なし</li> <li>・実施なし</li> <li>・0施設</li> <li>・2施設</li> <li>・0施設</li> <li>・0施設</li> </ul> ※令和4年4月1日移行:1施設	認可保育園の新規施設整備と合わせ、新たな募集は見合わせることにした。そのため、適格性審査は実施せず、すでに事業決定している事業者(2社)に対して改修費補助等の支援を実施した。	今後区内で保育需要が発生した場合に、整備計画数量及び予算との整合を図りながら新たな募集を再開する。すでに事業決定している事業者(2社)に対しては引き続き支援を継続する。 《後期計画:事業 No.58》	
100	私立認可保育園の整備による定員拡充	保育課	すでに事業決定している新規施設整備による定員の拡充に取り組んだ。	10施設 492名分	6施設 145名分	認可保育園等の保育施設整備により、令和3年度は前年度と比べ179人(定員変更等含む)の保育定員の拡大に努め、「就学前人口の減少」や育児休業希望者の入園選考見直しの継続等に加え、認証保育所への支援の継続等により、今年度も待機児童ゼロを継続できた。一方で、既存の保育施設の欠員が増えていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響など、今までと状況が変化してきたため、「今後の保育施策の取り組み方針」を示し、すでに事業決定しているものを除き、当面の間、新規施設整備を行わないこととした。	令和3年度に示した「今後の保育施策の取り組み方針」に基づき、すでに事業決定している私立認可保育園の整備を着実に進めるとともに、既存保育施設の欠員対策として、保育定員の適正化への取り組みを進めていく。 《後期計画:事業 No.55》	
101	認証保育所の整備による定員拡充	保育課	保育待機児童ゼロを達成したことや既存の保育施設に欠員が出ていることなどから、令和3年に示した「今後の保育施策の取り組み方針」の中で、当面の間、新規施設整備を行わないこととした。	1施設 30名分	なし	認可保育園等の保育施設整備により、令和3年度は前年度と比べ179人(定員変更等含む)の保育定員の拡大に努め、「就学前人口の減少」や育児休業希望者の入園選考見直しの継続等に加え、認証保育所への支援の継続等により、今年度も待機児童ゼロを継続できた。一方で、既存の保育施設の欠員が増えていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響など、今までと状況が変化してきたため、「今後の保育施策の取り組み方針」を示し、すでに事業決定しているものを除き、当面の間、新規施設整備を行わないこととした。	令和3年度に示した「今後の保育施策の取り組み方針」に基づき、すでに事業決定している私立認可保育園の整備を着実に進めるとともに、既存保育施設の欠員対策として、保育定員の適正化への取り組みを進めていく。 《後期計画:事業 No.56》	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 ―― 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
102	保育課	保育待機児童ゼロを達成したことや既存の保育施設に欠員が出ていることなどから、令和3年に示した「今後の保育施策の取り組み方針」の中で、当面の間、新規施設整備を行わないこととした。	1施設 19名分	なし	認可保育園等の保育施設整備により、令和3年度は前年度と比べ179人(定員変更等含む)の保育定員の拡大に努め、「就学前人口の減少」や育児休業希望者の入園選考見直しの継続等に加え、認証保育所への支援の継続等により、今年度も待機児童ゼロを継続できた。一方で、既存の保育施設の欠員が増えていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響など、今までと状況が変化してきたため、「今後の保育施策の取り組み方針」を示し、すでに事業決定しているものを除き、当面の間、新規施設整備を行わないこととした。	令和3年度に示した「今後の保育施策の取り組み方針」に基づき、すでに事業決定している私立認可保育園の整備を着実に進めるとともに、既存保育施設の欠員対策として、保育定員の適正化への取り組みを進めていく。 《後期計画:事業 No.57》	
103	子ども家庭課 保育課	ほっとステイ(23か所)(子育てステーション5か所含む)	21か所(子育てステーション5か所含む) 利用延人数 15,277人	23か所(子育てステーション5か所含む) 利用延人数 19,481人	理由を問わない一時預かりの拡充のため、区立保育園直営おでかけひろば(2か所)でほっとステイ事業を開始した。	理由を問わない一時預かりの新たな預かり先として、区立保育園直営おでかけひろば(1か所)でほっとステイ事業を実施する。 《後期計画:事業 No.49》	

施策② 育児に関するサービスの充実

項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
104	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期面接による妊娠期からの情報も活用し乳児期家庭訪問を実施し、虐待予防のための早期介入、支援を実施。	・出生数6,790人 ・乳児期家庭訪問実施数6,153人 ・実施率90.6%	オンライン、電話訪問も実施。訪問数は増加傾向にある。	対象者のいる家庭への全戸訪問をめざし、9割の家庭へ訪問実施。妊娠期面接等の関わりからの切れ目ない支援となっている。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.61》	
105	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	訪問時にEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況把握。必要時継続支援。	乳児期家庭訪問からの継続支援実施。	乳児期家庭訪問からの継続支援実施。	母親の記入した質問票をもとに面接し、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握。必要時早期介入・支援ができています。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.62》	
106	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児の発育発達を確認し必要時医療や療育につなげる。保護者への育児相談実施。 栄養士による離乳食講習会は、新たな手法としてオンラインによる開催を5支所毎月1日1～2回制で実施した。	オンライン離乳食講座(試行)3回8組(16名)参加	乳児健診栄養個別数631件 1.6健診栄養個別相談1928件 3歳健診栄養個別相談1772件 前期離乳食講習会25回122組(323名) 後期離乳食講習会5回14組(29名) オンライン離乳食講習会81回94組(576名)	ほぼ9割近い乳幼児と保護者が来所する乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。 離乳食講習会では、簡単な離乳食の作り方や食べさせ方などを両親で共有してもらおう機会となっている。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.63》	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 ―― 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
107	児童館での出張育児相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児(主に0歳、1～2歳)のひろばに栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施。	管内児童館 6館 15回 178組参加 栄養士実施 管内児童館 14館 26回 251組参加	栄養士実施 管内児童館 12館 27回 256組(514名)参加 歯科衛生士実施 管内児童館 15館 16回 165組参加	参加者同士の交流、育児の困りごとなどの対処法の共有の場となっている。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.64》	
108	歯科衛生士による歯の相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児歯科保健相談、歯科予防処置、歯科衛生士による相談を実施。		・乳幼児歯科保健相談 160回 2,065名 ・歯科予防処置 1,176件 ・歯科衛生士による相談 150件	4歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診、相談及び歯科保健指導を行っている。保護者がむし歯リスクを理解し、コントロール力やセルフチェック力をつけてもらうことができる。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.65》	
109	子ども初期救急診療所の運営	保健医療福祉推進課	初期救急診療所(小児科)の開設 平日 19:30～22:30 2ヶ所 土曜 17:00～22:00 3ヶ所 日曜 9:00～17:00 2ヶ所 日曜 17:00～22:00 3ヶ所			一般の医療機関では休診が多い休日や夜間に診療所を開設することで、子どもの急病時に対する保護者の不安の解消を図った。	継続実施 《後期計画:事業 No.66》	
110	産前・産後セルフケア事業の実施	児童課	安定期以降の妊娠中の女性及び5ヶ月未満の赤ちゃんがいる母親を対象に、講座内でストレッチを行ったり、地域の子育て情報を提供した。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数の制限や中止をせざるを得なかった回もあったが、ニーズは高く、妊婦さんの参加や出産後の子育て支援に繋がるきっかけになった。	・250人参加 ・10児童館 各2回、15児童館 各1回 計35回	・223人参加 ・10児童館 各2回、14児童館 各1回 計34回	母親自身の身体のケアを取り入れ、講座内でストレッチを実施したり、子育て情報を提供することで、産前・産後の母親に対し必要な支援を提供した。	継続実施 《後期計画:事業 No.68》	
111	子ども医療費助成	子ども家庭課(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)	子ども(区内に住所がある0～15歳到達後最初の3月31日までの子ども)の医療費のうち、保険診療分の自己負担分と、入院時の食事療養費の定額負担分の助成を実施	令和3年3月末 114,420人	令和4年3月末 113,833人	子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援している。	児童の増減に合わせ、給付制度を維持していく。 《後期計画:事業 No.67》	
112	子どものショートステイ、トワイライトステイ	児童相談支援課(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)	・子どものショートステイ ・トワイライトステイ ・赤ちゃんショートステイ ・要支援家庭を対象としたショートステイ	・延670日(実73人) ・延1日(実1人) ・延16日(実5人) ・延96日(実7人)	・延685日(実86人) ・延2日(実1人) ・延108日(実20人) ・延194日(実13人)	保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることができた。また、要支援家庭(保護者の強い育児疲れや育児不安または不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれがある家庭)への継続的な支援を実施した。	従来の施設におけるショートステイに加え、協力家庭(個人宅でのショートステイ事業)を開始する予定。 《後期計画:事業 No.71》	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 ―― 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
113	産前・産後子育て支援ヘルパーの派遣(さんさんサポート)	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	・産前産後支援事業	・ヘルパー派遣数:658回 ・利用会員:180人	令和2年度末で事業終了	ヘルパーやベビーシッターを派遣し、家事や育児の支援を行うことにより、利用者の負担感や不安の軽減が図れた。	・事業の再構築により本事業は、平成30年度で利用券の配布を終了している。令和3年1月末で事業終了。 《後期計画:掲載終了》	
114	産後ケア事業の実施	児童相談支援課	産後ケアセンター ・母子ショートステイ ・母子デイケア ・きょうだいショートステイ ・きょうだいデイケア ・オンライン相談  ママズルームで ・母子デイケア	・2,809日 ・483日 ・92日 ・29日 ・25日  ・245日	・3,683日 ・672日 ・86日 ・20日 ・105件  ・326日	助産師、臨床心理士等の専門職が、ショートステイやデイケアを通じて母体ケアやカウンセリングを行い、母親の育児不安や体調不良の解消を図った。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛に伴い、対面による相談が困難になっている中で、産後ケアセンターを利用した母親が孤立や不安、悩み等を解消できるように、区立産後ケアセンターにおいて、オンライン相談を開始した。	引き続き、ショートステイやデイケアにより母親の育児不安や育児疲れの軽減を図る。産後ケアセンターにおいては、オンライン相談を継続実施するとともに、地域子育て支援コーディネーターによる子育て情報の提供の場を設けるなど、地域と連携した取り組みを実施していく。  《後期計画:事業 No.72》	
115	子育ての悩み、不安、子どもの家庭環境の問題、出産費用等の相談	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)	・子育てについての不安や悩みについて、各地域の総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課と関係機関が連携しながらDV、生活や家庭問題などの相談にも対応 ・その他子育てサービスを情報提供 ・出産費用の援助について、入院費用を支払うのが困難なときに、入院・分娩費用を援助	入院助産:18件	入院助産:11件	令和2年度と比較すると実施件数は減少した。出産費用の援助が必要な母親への援助をすることが出来た。	関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続き出産費用の援助が必要な母の支援を行う。 《後期計画:事業 No.69》	
116	世田谷子ども子育てテレフォン(電話相談事業)	児童相談支援課	・子育てに関する相談 ・子どもからの相談	・739件 ・77件	・568件 ・64件	子ども本人や保護者の悩みや相談を受けることにより、子育て支援と児童虐待の未然防止を図ることができた。また、相談のうち児童虐待が疑われる事案を把握した際には、適宜児童相談所につなげる体制を構築したことによって、子どもの安全確保に向けた取り組みを実施できた。	引き続き、夜間・休日に電話での相談を実施し、子ども本人や子育ての悩みの解消や児童虐待の未然防止を図っていくとともに、児童虐待が疑われる事案については、児童相談所と連携して適切に対応していく。 《後期計画:事業 No.73》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
117	世田谷版ネウボラ(妊娠期からの切れ目のない子育て支援)	子ども家庭課 世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期面接数</li> <li>・母子保健コーディネーター</li> <li>・子育て応援相談員</li> <li>・地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》</li> <li>・せたがや子育て利用券登録事業者</li> <li>・ネウボラ・チームによる医療機関への訪問や情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7,688件</li> <li>・19名</li> <li>・13名</li> <li>・6か所</li> <li>・260事業者 (区内:165事業者、 区外:95事業者)</li> <li>・25か所 (新型コロナウイルス感染症の影響により、電話による情報交換と連携の確認を実施した。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,963件(内訳:初回面接 5726+2回目以降 237=5963件)</li> <li>・19名</li> <li>・13名</li> <li>・6か所</li> <li>・288事業者 (区内 179事業者、区外 109事業者)</li> <li>・29か所 (新型コロナウイルス感染症の影響により、電話による情報交換と連携の確認を実施した)</li> </ul>	<p>せたがや子育て利用券への事業参加を引き続き呼びかけを行うことで、区内の登録事業者数が増加し、地域で子育てを支える環境を充実させることができた。</p> <p>地域における身近で気軽な相談支援体制の充実として、利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》)を引き続き実施し、他機関等との連携強化をさらに図ることができた。</p> <p>妊娠期面接については、令和2年度は、東京都の単年度事業として新型コロナウイルス感染予防対策(育児パッケージ追加配布)を、せたがや子育て利用券と一緒に配付したことで、令和2年度中に妊娠期面接を希望する妊婦が急増した分、年度を超えて令和3年度に妊娠期面接を受ける妊婦が減少した。</p> <p>一方、妊娠期面接アンケートでは、93.5%が満足と回答しており、妊娠期面接が切れ目のない支援の入り口として定着してきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、電話での手法となったが、情報交換と連携を行った医療機関を増やし、地域でのネットワークの強化が図られた。</p>	妊婦や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。新型コロナウイルスの感染状況をみながら、区、医療、地域のそれぞれの支援の担い手が機能的に連携する顔に見えるネットワーク体制の強化を図る。《後期計画:事業 No.70》	

施策③ 子育て世代への支援と地域交流

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
118	乳児健診前の母親を対象に、情報提供、仲間づくりをサポートする交流会を実施	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	例年は各支所で月1回の交流会を実施。参加者は生後2~3か月児と保護者。身近に知り合いができるよう地区別にグループをつくり運営していたが、新型コロナ感染症蔓延防止の為、集団で行う本事業は中止した。		実施なし	新型コロナ感染症蔓延防止の為、集団で行う本事業は中止した。	新型コロナ感染状況を踏まえて実施を検討 《後期計画:事業 No.74》	



基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 ―― 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
119	妊娠から育児に関する不安や悩みの相談・支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期面接で、母親・父親に主体的な育児参画について話をした。両親学級は新型コロナウイルス感染症蔓延防止の為、1月まで中止、2月より再開した。		実施回数:5支所全10回 参加者 222人	平日の面接及び土曜日面接(各支所年5回)を予定していたが、土曜日面接は実施できなかった。平日でもパートナーと一緒に来所する方が多く、妊娠期面接や両親学級の講話等を通じてパートナーと協力して子育てするイメージを伝えることができた。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.75》	
120	乳幼児健康診査など、子どもの発育発達に関する相談・支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	106と同様			106と同様	継続実施予定 《後期計画:事業 No.76》	
121	地域の育児グループ等の活動支援	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	107と同様			107と同様	継続実施予定 《後期計画:事業 No.82》	
122	地域支えあい活動「子育てサロン」への支援	世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 (生活福祉課)	子育てサロンの運営支援に取り組み、SNSの活用による絆の維持を含め、子育て世代の孤立防止や多世代とのつながりづくりに取り組んだ。また、活動の継続に向けては、主任児童委員へのつなぎなど地域との関係づくりを意識するとともに、児童館やお出かけ広場と連携を図り、相互交流の機会を開発した。	登録グループ数 88	登録グループ数 87	年度末の登録グループ数は、スタッフの高齢化やコロナ禍による参加者の減などが影響し、1団体減となった。一方で、コロナ禍により実開催が困難な中、SNSの活用による情報交換や既存の子育て支援グループがサロン化されるなど、新たな活動が開始され、状況に応じた効果的な支えあいが広がっている。	これまでの集い型の子育てサロンとともに、ICTの活用による絆づくりなど、「新しい生活様式」を意識した新たな活動形態を推進するため、リモート開催も活動補助金の対象とするなど、コロナ禍の状況に合致した支援の見直しを進めている。また、子育て世代を地域で支える契機として、子育て支援コーディネーターへのつなぎや子育て広場、児童館など地域の拠点との関係づくりの一層の強化を図る。また、地区におけるネットワークを推進し、コロナ禍での課題の共有や課題解決に向けての連携を強化していく。 《後期計画:事業 No.83》	
123	児童館の子育てひろば事業	児童課	0歳から3歳まで乳幼児の保護者を対象に、わらべ歌や手遊びなどの親子で楽しめる活動や登録制のサークル活動、子育てに関する講座を行うなど、親子で集い、交流・相談できる場を提供	・286講座 ・参加者 6,355人	・398講座 ・参加者 8,097人	子育て中の保護者に、親子で楽しめる活動や子育てに関する情報を提供するとともに、親子で交流・相談できる場を提供した。	継続実施 《後期計画:事業 No.77》	
124	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 63名	サポーター 81名	親子サークルや子育てひろば、講座等とおし新規の人材発掘を行い、子育てひろば事業や講座をとおして子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。またサポーター会議を行い、地区の課題共有を図った。	継続実施 《後期計画:事業 No.84》	

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 ―― 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
125	地域での子育て交流の開催	児童課	周辺地域で活動している子育て支援活動団体及び個人との連携協力をめざして関係づくりを進めた。	・1地域1回実施 他は中止 ・参加者数 148人	・サポーターを中心とした交流会 1地域 地区ごとに交流を実施した地域 1地域 ほか中止	より身近な地区で、子育て支援者や団体が繋がっていきけるよう、地域の状況に応じた交流の場をつくった。	継続実施 《後期計画:事業 No.85》	
126	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集。	・第1回 助成14件 (22件申請、うち4件取下げ) ・第2回 助成6件 (9件申請、うち1件取下げ)	助成18件 (28件申請、うち4件り下げ)	年2回の募集を年1回の募集に変更した。昨年度と比較すると申請件数及び助成件数は減少した。	継続実施。 引き続き、年1回の募集とし、広報・啓発活動に努め、申請数の増加に努める。 《後期計画:事業 No.86》	
127	子育て活動団体への助成	子ども家庭課	活動経費の一部補助	子育て活動団体:6団体 自主保育団体:2団体 (令和元年度に自主保育団体に対する要綱を制定し、運営形態にあわせて2種類の補助体系となった)	子育て活動団体:3団体 自主保育団体:2団体 (令和元年度に自主保育団体に対する要綱を制定し、運営形態にあわせて2種類の補助体系となった)	地域の自主的な子育て活動を支援することができた。	継続実施。引き続き、幼児の心身の健やかな発達を促すため、区内で子育て活動を行っている団体を支援する。 《後期計画:事業 No.87》	
128	世田谷区ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	・援助活動延件数(未就学児、就学児) ・年度末会員数(利用会員、援助会員、両方会員)	・11,297件(9,334件、1,963件) ・10,521人(9,505人、1,078人、62人)	・17,756件(14,499件、3,257件) ・4,966人(4,080人、865人、21人)	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用内容や対象者の限定等を行ったが、年間の援助活動の実績は昨年度を大きく上回った。	感染症拡大予防対策を図りながら引き続き事業を継続する。 事業開始から7年を経過したことを踏まえ、地域での子育ての相互援助がより効果的に実施できるように、制度の見直しを検討する。 《後期計画:事業 No.88》	
129	おでかけひろば事業の実施	子ども家庭課 保育課	おでかけひろば(42か所)(子育てステーション5か所含む) ・利用組数 ・利用延人数	・73,096組 ・156,915人	実利用世帯数:90,832組 延利用者数:193,914人	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数の制限等はあったが、年間の利用組数、延べ人数は昨年度を大きく上回った。	継続実施。引き続き広く周知を図りながら、妊娠期から気軽に相談や交流ができる場の提供を実施する。 《後期計画:事業 No.89》	
130	子育てメッセの開催	子ども家庭課	子育て中の保護者等に地域の子育て情報を提供するとともに、地域子育て活動団体同士の交流を促進。	来場者数:約1,310人	来場者数:約830人	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度に引き続き、一か所に集まるイベント形態を避け、開催期間の約1か月間を「子育てメッセ Monthly」として、各団体が期間内にそれぞれの活動拠点やオンライン等で様々なイベントを実施し、子育て支援活動の発信を行った。	継続実施。今後の開催方法や活動拠点を持たない子育て活動団体への会場の提供を検討していく。 《後期計画:事業 No.78》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
131	認証取得マンションの情報提供	居住支援課	令和2年度において世田谷区で実施している「子育て支援マンション認証制度」の認証を受けいている住宅は0件であったが、東京都で実施している「東京都子育て支援住宅認定制度」の認証を受けている住宅を案内した。			一定の効果があつた。	継続実施。 《後期計画:事業 No.79》	
132	キッズルーム整備事業	居住支援課	区より「子育て支援マンション」として認証を受けた共同住宅のキッズルーム整備費用に対する補助制度について、区ホームページやリーフレットの配布等により周知を行った。	補助金交付実績:0件	補助金交付実績:0件	事業者ニーズに合う効果的な制度とする必要がある。	東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成28年2月より「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。東京都と協議の上、東京都の認定制度を活用した補助制度を検討する。 《後期計画:事業 No.80》	
133	認証基準による子育てに配慮した住宅供給の誘導	居住支援課	子育てしやすい居住環境が整備され、一定の基準を満たした共同住宅を「子育て支援マンション」として認証する制度について、区ホームページやリーフレットの配布等により周知を行った。	認証実績:0件	認証実績:0件	事業者ニーズに合う効果的な制度とする必要がある。	東京都においても、子育てに配慮した住宅の供給促進のため、平成28年2月より「東京都子育て支援住宅認定制度」を実施している。東京都と協議の上、区の認証制度の仕組みについて検討する。 《後期計画:事業 No.81》	

施策④ 介護者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
134	介護保険サービス、障害福祉サービスの提供	介護保険課 障害施策推進課 (各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	<p><b>【介護保険課】</b> 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、相談支援体制の充実、サービスの質の向上に資する取組みを行うとともに、制度の趣旨普及として、制度改正の内容を反映したパンフレットの作成などを行った。</p> <p><b>【障害施策推進課】</b> 居宅介護等訪問系サービスが円滑に提供されるよう事業者に対する支援等を行った。また、総合支所において適切な支給決定が行われるよう、必要な調整を行った。</p>			<p><b>【介護保険課】</b> 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って施策に取り組んだ。</p> <p><b>【障害施策推進課】</b> サービスの提供実績は増加している。今後も支給決定に伴う調整や事業者への支援等を行う必要がある。</p>	<p><b>【介護保険課】</b> 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、相談支援体制の充実、サービスの質の向上及び制度の趣旨普及に取り組む。</p> <p><b>【障害施策推進課】</b> 引き続き、支給決定に伴う調整や事業者への支援等を行っていく。 《後期計画:90, 92》</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
135	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)での介護相談	介護予防・地域支援課	身近な地区での相談窓口であるほか、平日だけでなく土曜日も開設した。			相談しやすい環境を整備し、問題の早期発見、早期解決につなげることができる。高齢者以外の相談も受けることで、ダブルケア(高齢者の介護と子育ての両方を行う)等の複合的な課題に関する相談もしやすくなった。	気軽に相談してもらえるよう周知に努めるとともに、相談を受けるスタッフの充実も図る。 《後期計画:事業 No.91》	

施策⑤ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
136	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題1施策①)
137	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④― ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
138	父親向けの育児講座の開催 (男女共同参画センター)	人権・男女共同参画課	らぶらすカフェ 高校生がつくったかるたであそぼう:ジェンダーかるた体験と展示	・ー	14人(6組)	父親には、WLBの意義と、育児への参画促進。母親には、育児の負担軽減を図る取組みを実施することにより、固定的な性別役割分担意識の解消に寄与した。 子育てメッセのスタンプリーパーポイントの一つとして参加した。通常のブックカフェとは違い、親子を対象にした絵本の読み聞かせを行った。また、ネットカフェでは、子どももできるキットを用意し、親子で参加できるように工夫を行った。	らぶらすでは、男性の積極的育児参加の促進を目指して、10年以上にわたり、パパ・バギーの日、父と子のコミュニケーション講座、父と子のクッキング講座、家族で楽しめるシネマサロン等を実施してきた。その結果、区内の児童館・子育て支援施設等で父親向けの講座が開催されるようになったことを機に、らぶらすでの父親向け育児支援講座を終了することとしたが、WLBの推進と居場所事業を兼ねた取り組みとして、父と子が協力して参加するイベントを実施する。 《後期計画:事業 No.94》	※男女共同参画センター事業含む
139	父親向けの育児講座の開催	児童課	子育て支援「父親の育児参加」として年間事業計画を策定し、親子体操や父親参加のベビーマッサージ、手作りおもちゃづくりなどを実施	・11講座 ・参加者数 129人	・85講座 ・参加者数 1971人	父親を対象とした育児参加について、子どもとのふれあい及び父親同士の交流を図るなど、児童館特有の子育て支援に寄与することができた。	継続実施 《後期計画:事業 No.97》	
140	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画課	①せたがや子育てメッセに参加 ②らぶらすカフェ 高校生がつくったかるたであそぼう:ジェンダーかるた体験と展示	①延べ31名 ②ー	①延べ76人(5回) ②14人(6組)	・父親には WLBの意義、育児への参画促進。母親には育児の負担軽減を図る取組みを実施でき、固定的な性別役割分担意識の解消を促進した。	・WLBの推進と居場所事業を兼ねた新たな取り組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。 《後期計画:掲載終了》	再掲 (課題1施策②) ※男女共同参画センター事業
141	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)いきいき講座の実施	介護予防・地域支援課	広く関心をもたれるテーマの講座のほか、男性対象の講座(地域デビュー、料理、体操等)などを開催した。			男性が参加しやすいよう講座の工夫を行い、介護等への普及啓発を図ることができた。	男性の介護等への参画促進を図れるよう講座の拡充や工夫、周知に取り組む。 《後期計画:事業 No.95》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
142	介護予防、認知症ケアに関する講習会、講演の実施	介護予防・地域支援課	感染予防のため、定員を減らし、介護予防講座や体力測定会を実施した。体操リーフレットの戸別配付やホームページの動画・せたがや高齢・介護応援アプリ等の周知等により自宅で行う介護予防の普及を図った。認知症ケアについては、認知症とともに生きる希望条例の普及啓発や地域づくりの推進のほか、家族支援としてストレスケア講座の実施、男性介護者も参加しやすい家族会の運営支援等を行った。			集合形式での介護予防講座のほか、代替策の実施により、コロナ禍での介護予防の取り組みの普及を図ることができた。講演会や地区での会議等を通して、区民や専門職に対し、認知症とともに生きる希望条例の理念を伝え、普及啓発に努めた。また、男性介護者も参加しやすい場を提供することで、家族支援の充実を図るとともに、悩みやストレスを抱え込まないよう、介護負担の軽減を図ることができた。	引き続き、感染予防策を講じ、講演会や講座の実施により介護予防及び認知症に関する正しい知識の普及啓発を図っていく。 また、より多くの男性介護者が家族会へ参加しやすくなるよう、各地区で男性介護者同士の交流会の開催を検討していく。 《後期計画：事業 No.96》	
143	子育て情報紙の発行	子ども家庭課	発行配布先：各支所健康づくり課、生活支援課、出張所、区立保育園、区立幼稚園、私立保育園、私立幼稚園、図書館、児童館などへの配布終了(発行終了)	発行終了	発行終了	SNS との付き合い方、コロナ禍の災害対策や親子でのあそび場をテーマとし、地域の子育て世代が必要としている情報を届けるよう努めた。 発行終了	twitter や子育て応援アプリの活用など、紙媒体以外による区民への情報発信等の充実や、利用者支援事業、おでかけひろばなど、より身近な地域でつながる場の充実などが進んでいることから、機関紙の発行を終了する。 《後期計画：掲載終了》	
144	両親学級・ぶれパパママ講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	例年は、各総合支所で月1回ずつ計10回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大により、年10回となった。 ぶれパパママ講座(休日開催)の対面講座は感染防止対策をして継続し、さらに、新規にオンライン講座を整備して、妊婦等の受講の機会を確保した。(休日対面講座18回、オンライン講座14回実施)	・総合支所母親・両親学級0人  ・ぶれパパママ講座2,411人(うち男性1,200人、49.8%) (対面講座1,424人、オンライン講座987人)	・総合支所両親学級222人  ・ぶれパパママ講座2,206人(うち男性1,109人、50.2%) (対面講座517人、オンライン講座1,689人)	新型コロナウイルス感染下であっても、妊婦とその家族が講座を受講できるように、引き続き、ぶれパパママ講座の対面講座に加えて、オンライン講座を整備した。対面講座は感染防止のため、人数やプログラムを制限し、参加者同士の交流を中止したが、オンライン講座では交流を取り入れることができています。	コロナ禍でも、妊婦とその家族が安心して講座を受講できるように、対面講座では感染防止対策を万全とし、オンライン講座も引き続き開催していく。また、保健師人員体制にも、対応できるようぶれパパママ講座の事業者に平日オンライン講座を開催してもらった。対面講座とオンライン講座のメリット、デメリットを評価し、コロナ収束後の事業体制も考えていく。 《後期計画：事業 No.98》	
145	男の料理教室の開催	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	自らの希望で自分で料理できるようになりたいと申込みしている参加者が多い。 1地域で年度末開催予定だったが新型コロナウイルス感染症予防対策として開催できなかった。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		食べる楽しみとともに自分、家族の健康づくりのために食生活を考えるきっかけとなっている。 教室参加をきっかけに同じ目的をもった仲間づくりとなり、周囲にも食の大切さを伝える地域活動にも発展している。	対面開催ではない開催方法について検討が必要である。 《後期計画：事業 No.93》	

課題6 防災・地域活動等への参画促進

施策① 防災・災害復興の分野への女性の参画促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
146	地域防災計画 や避難所運営 等への男女共 同参画の視点 からの導入	災害対策課	平成29年度に取組み終了				地域防災計画の修正に向けて、現行の計画やマニュアルにおける多様性に配慮した女性の視点に関する課題の改善に取り組む。 《後期計画:事業 No.99》	
147	地域防災計画 修正段階から の女性の参画	災害対策課	平成29年度に取組み終了				地域防災計画の修正に向けて、新たな課題やその対策方法についての検討に女性の参画を促進できるよう努めていく。 《後期計画:事業 No.100》	
148	避難所運営マ ニュアル改定 ワークショップ の実施、研修・ HUG訓練の 実施	災害対策課	平成29年度に取組み終了				今後公表される東京都の新たな被害想定や社会情勢の変化に対応し、大規模な災害への備えをより確実なものとしていくため、各避難所単位での運営体制をより充実させていくよう、女性の参画も踏まえながら取り組んでいく。 《後期計画:掲載終了》	
149	防災、地域活 動関連講座等 の開催	人権・男女共同 参画課	防災講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす 51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・「らぶらすぶらす 51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・防災パネル展示の期間中に、「女性防災コーディネーターフォローアップ研修」(危機管理室対策課と共催)を実施	・「らぶらすぶらす 51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。 《後期計画:事業 No.101》	※男女共同参画センター事業
150	復興住宅計画 への反映	住宅管理課 都市計画課	震災復興まちづくり訓練(区民参加型)を実施し、女性の参加促進に努めた。防災・仮住まいワークショップに関し、様々な立場からの意見を集約するため、女性の参加を促した。	講演会に参加した女性職員 8名(参加者の約3割)	震災復興まちづくり訓練に参加した女性(区民、専門家) 4名(参加者の約3割)	女性の訓練参加について、一定程度の成果は出ている。	今後も都市復興プログラムに即した実践的な訓練を継続し、女性の訓練参加の促進を図るとともに、訓練において更に男女共同参画の視点の啓発に努める。 区市町村住宅復興連絡会は開催がなかったが、今後開催される中で、女性の参画を含めて住宅復興の課題へ対応していく。 《後期計画:掲載終了》	

施策② 地域活動への参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
151	企画講座の開催	各総合支所地域振興課	社会的な問題や日頃の関心事などを学習することを目的に、企画員を公募し、企画員が企画・運営などを行う区民企画方式と、職員が企画などを行う職員企画方式で事業を展開。例年は区民企画は年1本、職員企画は年3本程度実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支所職員による講座年3～8本程度</li> <li>烏山総合支所のみ区民企画講座を1本実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支所で区民企画講座を1本実施。</li> <li>各支所職員による講座年3～8本程度</li> </ul>	学びの場をつくり出すきっかけや地域での仲間づくりを行うため、講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。	継続実施。 《後期計画:事業 No.102》	
152	生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課	55歳以上の区民を対象に、「生きがい求めて、ともに学び、新しい友だちをつくる」ことを目的として、健康や地域を知るための講座、施設見学など、例年13～16回程度のプログラムを組み実施。修了後も、受講者で自主的なサークルをつくり、学習活動の継続を目指す。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セミナーの一部を休止するとともに定員・規模を縮小。各支所で年9～13回のプログラムからなるセミナーを実施。	生涯学習セミナーを通し、地域の歴史や自然に触れることで地元地域への関心を高めた。また、修了生後の自主サークル活動の促進により、仲間との学びの場を継続していくことで、地域活動への参加意欲に繋げていく。	継続実施。 《後期計画:事業 No.103》	
153	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動推進課	<p>1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」</p> <p>①:講座年1回 ②:講座年1回 ③:講座全4日 ④:町会HP作成・運用支援 ⑤:講座</p> <p>⑥:ポータルサイト</p> <p>2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」</p>	<p>1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」</p> <p>①:講座年1回:参加者延べ216名(まち歩き講師、スタッフ等含む) ②:新型コロナウイルスの影響により未実施</p> <p>2 地域活動団体PRイベント「生涯現役フェア」 新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施 オンライン参加者115名</p>	<p>1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」</p> <p>①:講座年1回:参加者延べ200名(まち歩き講師、スタッフ等含む) ②:新型コロナウイルスの影響により未実施</p> <p>2 地域活動団体PRイベント「生涯現役フェア」 新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施 動画再生回数約1,200回</p>	各種講座やPRイベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、新型コロナウイルスの影響によりイベントの対面開催が困難な際は、オンラインを活用したイベントを実施するなど、ネットワーク加盟団体が知恵を出し合い、相互に協力しあう体制を築くことができた。	事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取り組みを実施していく。 《後期計画:事業 No.104》	



	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
154	生涯現役情報ステーションでの地域活動団体等に関する情報発信	市民活動推進課	高齢者に対する情報の提供として、分野別の情報の収集、展示を行った。また無料のWiFi環境の開放や閲覧用PCの設置により、紙媒体だけではなく、インターネットからの情報収集も可能となるよう環境を構築した。	中高年を対象に、分野別の情報の収集、展示を行った。また無料のWiFi環境の開放や閲覧用PCの設置により、紙媒体だけではなく、インターネットからの情報収集も可能となるよう環境を構築した。	利用人数358名。 施設工事のため令和3年5月16日から令和4年1月16日までの休館期間は閉鎖した。 中高年を対象に、分野別の情報の収集、展示を行った。また無料のWiFi環境の開放や閲覧用PCの設置により、紙媒体だけではなく、インターネットからの情報収集も可能となるよう環境を構築した。	展示スペースが広く、高齢者向けの情報が一つの場所で網羅できるような場所となっている。また、紙媒体や閲覧用PCの設置だけでなく、無料のWiFi環境の提供により、より多くの人が最新の情報にアクセスできるようにしている。	継続実施。今後は情報の提供だけでなく、ステーションの運営ボランティアが企画したイベントの実施などにより、地域活動への参加の促進を図る。 《後期計画:事業No.105》	
155	NPO等市民活動に関する相談	市民活動推進課	団体や個人からの相談(オンラインでも実施)や相談業務の一環として運営基盤安定化に向けたセミナーを実施した。	相談件数141件	相談件数255件 セミナー(2回)計36人	これから活動したい方や活動初期の団体運営の課題について相談支援を行うことで、地域活動への参画や活動団体の運営基盤安定化に寄与することができた。また、相談事業について、コロナ禍の経験を踏まえ、電話や対面による相談に加えて、令和2年度に引き続き、オンラインでも実施した。	引き続き、区内で活動する団体や個人を対象とした相談事業や、NPO等市民活動団体が自立的な団体に成長し、より活発な活動へつなげるためのセミナーを実施していく。 また、令和4年度からは相談者のステージとニーズに合わせた専門的な相談に対応できるよう、新たに法務、会計・税務、労務の3分野の専門相談を試行で実施する。 《後期計画:事業No.106》	
156	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	防災講座は、新型コロナ感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・「らぶらすぶらす51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・防災パネル展示の期間中に、「女性防災コーディネーターフォローアップ研修」(危機管理室対策課と共催)を実施	・「らぶらすぶらす51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。 《後期計画:事業No.101》	再掲 (課題6施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
157	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	生涯学習・地域学校連携課 スポーツ振興財団	子どもから高齢者まで様々な世代の区民がスポーツや文化活動に参加するクラブに対して物品貸付を行った。また学校や地域にクラブの目的や活動を周知した。	クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。		クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるような支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。	既存のクラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点としたクラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。 《後期計画:事業 No.111》	
158	区民農園・体験農園	都市農業課	区民農園:区内各地域において、広く区民に土に親しむ機会を提供した。  体験農園:農家が主導する、地域に根差した農業体験を通じ、地域コミュニティの形成を推進した。	区民農園:18園、759区画  体験農園:6園、136区画	区民農園:19園、806区画  体験農園:5園、109区画	区民農園:区民の応募数も依然多く、農業に興味・関心を持ってもらう機会を提供できている。  体験農園:親子・家族での利用など、さまざまな区民に年間を通じた農業体験をしてもらうことで、利用者間のネットワーク構築にも寄与している。	区民農園:継続実施。ニーズの高さから多くの待機者を抱えているため、新たな農園開設へ向けた働きかけを行っていく。 体験農園:継続実施。農園主の高齢化もあり、年間を通じて農作業指導を行うサポート体制の検討。新規開設への働きかけを行っていく。 《後期計画:事業 No.107》	
159	区民講師による出前講座の実施	消費生活課	消費生活に関する出前講座を、まちづくりセンター等に区民講師を派遣し、実施した。  区民講師の育成を目的としてステップアップ講座(全10回)を実施した。  出前講座の質の向上のため、区民講師に対し、フォローアップ研修を実施した。	・5回実施 受講者数 302人 派遣講師数延 16人  ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止  ・1回実施 参加者 21名。研修用に希望者に図書を配付	・2回実施 受講者数 35人 派遣講師数延 6人  ・ステップアップ講座(全10回)実施 受講者数 16人 修了者数 14人 ・2回実施 参加者 延 50人	消費生活に関する出前講座を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、実施することができた。ステップアップ講座については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン講座を交えながら実施し、区民講師を養成することができた。 地域で消費者教育を担う区民講師に対してフォローアップ研修を行うなど、区民講師の地域活動への支援をすることができた。	引き続き、出前講座及び区民講師育成のための各講座を実施し、内容の充実を図っていく。 《後期計画:事業 No.108》	
160	地域支えあい活動の支援	世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 (生活福祉課)	コロナ禍により、引き続き集成型開催が困難となっていることから、SNSの活用によるリモート開催の推進の一貫として、リモート開催の補助金対象化など、新たな活動形態による地域支えあいの維持・強化に務めた。	登録グループ数 705 (内訳) ふれあいいきいきサロン 550 支えあいミニデイ 67 子育てサロン 88	登録グループ数 685 (内訳) ふれあいいきいきサロン 536 支えあいミニデイ 63 子育てサロン 86	コロナ禍による実開催が困難な中、スタッフや参加者の高齢化によるグループの廃止が目立ち、通う場所がなくなってしまった参加者については、他のサロンの紹介等を行うなどの支援を行った。また、シニア世代へのスマホ等SNS活用の講座開催などを通してリモート開催を進めている。	地域資源開発事業による第2層協議体などを活用し、身近な地区の実情に応じた新たな活動形態や場・人材の確保に引き続き取り組んでいくとともに、買い物支援や外出支援など、生活支援サービスの開発や災害時の安否確認など、活動参加者へのサービスの繋ぎを進めていく。 《後期計画:事業 No.109》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
161	住民主体・住民参画による介護予防	介護予防・地域支援課	介護予防・日常生活支援総合事業については、感染症対策を徹底するとともに、必要に応じて活動場所等の支援を行いながら事業の継続を図った。また、住民主体の通いの場の継続支援のため、感染予防策に関する情報提供や運動指導員の派遣、体力測定会等を実施した。			住民主体の活動に対する支援を実施したことにより、活動再開・活動継続につながった団体があった。	引き続き、住民主体の活動を支援しながら、総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。 《後期計画:事業 No.110》	
162	子育てサポーターの人材発掘と参画の場の提供	児童課	講座等により、地区・地域での子育て支援者(サポーター)の人材発掘及び育成に取り組んだ。	サポーター 63名	サポーター 81名	親子サークルや子育てひろば、講座等とおし新規の人材発掘を行い、子育てひろば事業や講座をとおして子育て支援者(サポーター)と参加者の交流を促進した。またサポーター会議を行い、地区の課題共有を図った。	継続実施 《後期計画:事業 No.84》	再掲 (課題5施策③)
163	子育て支援者養成研修	児童相談支援課	・講師派遣 ・出前型研修	・30回 ・2回	・9回 ・2回	幅広い関係機関に対し、講師派遣や出前型研修を実施し、児童虐待対応について周知啓発を行った。しかし新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面講義が難しく実施回数は減少した。	オンライン等をさらに活用しながら、コロナ禍に対応した形で講座や講師派遣を行い、関係機関の児童虐待における対応力の強化を図っていく。 《後期計画:事業 No.124》	

施策③ 地域活動における女性リーダーの育成支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
164	町会・自治会長の女性割合状況調査の実施	人権・男女共同参画課	地域活動における女性リーダーの参画状況について実態を把握し、課題解決に取り組む。	16.0%	15.0%	町会・自治会長の女性の割合は徐々に増加する傾向にある。	継続して町会・自治会長の女性割合状況調査を実施し、状況に合わせて、地域活動における女性リーダーの参画に取り組む。 《後期計画:事業 No.114》	
165	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	防災講座は、新型コロナ感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす 51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・「らぶらすぶらす 51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・防災パネル展示の期間中に、「女性防災コーディネーターフォローアップ研修」(危機管理室対策課と共催)を実施	・「らぶらすぶらす 51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。 《後期計画:事業 No.101》	再掲 (課題6施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
166	防災士資格取得助成事業の実施(女性枠の拡充)	災害対策課	・避難所運営本部組織の強化のため、組織における人材育成の一環として防災士資格の取得をした区民に対し、受講料を助成。 ・平成28年度(2016年度)からは、避難所運営に女性の視点を取り入れるため、助成対象に女性枠を設け、女性リーダーの育成を実施。			令和3年度は助成対象者の半数が女性ということで、女性視点の避難所運営に必要な女性リーダーの育成をすることができた。	今後も、引き続き女性枠を設けて、更なる女性リーダーの育成に努めていく。 《後期計画:事業 No.112》	
167	避難所運営組織における女性リーダー育成研修の実施	災害対策課	平成30年度から令和元年度にかけて、区内在住・在勤の女性を対象とした「せたがや女性防災コーディネーター養成研修」を実施した。				養成した女性リーダーと連携の上、避難所運営組織等において、多様性に配慮した女性の視点からの防災対策の推進を目的とした研修を実施していく。また、第2期生の募集に向けた検討を進める。 《後期計画:事業 No.113》	

施策④ 男性の地域活動への参画支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
168	企画講座の開催	各総合支所地域振興課	社会的な問題や日頃の関心事などを学習することを目的に、企画員を公募し、企画員が企画・運営などを行う区民企画方式と、職員が企画などを行う職員企画方式で事業を展開。例年は区民企画は年1本、職員企画は年3本程度実施している。	・各支所職員による講座年3～8本程度 ・烏山総合支所のみ区民企画講座を1本実施	・各支所で区民企画講座を1本実施。 ・各支所職員による講座年3～8本程度	学びの場をつくり出すきっかけや地域での仲間づくりを行うため、講師に地域で活躍する方を迎え、地域活動団体の紹介等を行うことで地域活動への理解を深めた。	継続実施。 《後期計画:事業 No.102》	再掲 (課題6施策②)
169	生涯学習セミナー	各総合支所地域振興課	55歳以上の区民を対象に、「生きがい求めて、ともに学び、新しい友だちをつくる」ことを目的として、健康や地域を知るための講座、施設見学など、例年13～16回程度のプログラムを組み実施。修了後も、受講者で自主的なサークルをつくり、学習活動の継続を目指す。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セミナーの一部を休止するとともに定員・規模を縮小。各支所で年9～13回のプログラムからなるセミナーを実施。	生涯学習セミナーを通し、地域の歴史や自然に触れることで地元地域への関心を高めた。また、修了生後の自主サークル活動の促進により、仲間との学びの場を継続していくことで、地域活動への参加意欲に繋げていく。	継続実施。 《後期計画:事業 No.103》	再掲 (課題6施策②)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取り組み 及び後期計画における取扱い	備考
170	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 ①:講座年1回 ②:講座年1回 ③:講座全4日 ④:町会 HP 作成・運用支援 ⑤:講座  ⑥:ポータルサイト 2 地域活動団体 PR イベント「大人の学園祭」	1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」 ①:講座年1回:参加者延べ216名(まち歩き講師、スタッフ等含む) ②:新型コロナウイルスの影響により未実施  2 地域活動団体PRイベント「生涯現役フェア」 新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施 オンライン参加者 115名	1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」 ①:講座年1回:参加者延べ200名(まち歩き講師、スタッフ等含む) ②:新型コロナウイルスの影響により未実施  2 地域活動団体PRイベント「生涯現役フェア」 新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施 動画再生回数約1,200回	各種講座や PR イベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、新型コロナウイルスの影響によりイベントの対面開催が困難な際は、オンラインを活用したイベントを実施するなど、ネットワーク加盟団体が知恵を出し合い、相互に協力しあう体制を築くことができた。	事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取り組みを実施していく。 《後期計画:事業 No.104》	再掲 (課題6施策②)
171	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	防災講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす 51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・「らぶらすぶらす 51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・防災パネル展示の期間中に、「女性防災コーディネーターフォローアップ研修」(危機管理室対策課と共催)を実施	・「らぶらすぶらす 51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。 《後期計画:事業 No.101》	再掲 (課題6施策①) ※男女共同参画センター事業
172	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画課	①せたがや子育てメッセに参加 ②らぶらすカフェ 高校生がつくったかるたであそぼう:ジェンダーかるた体験と展示	①延べ31名 ②ー	①延べ76人(5回) ②14人(6組)	・父親には WLB の意義、育児への参画促進。母親には育児の負担軽減を図る取り組みを実施でき、固定的な性別役割分担意識の解消を促進した。	・WLB の推進と居場所事業を兼ねた新たな取り組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。 《後期計画:掲載終了》	再掲 (課題1施策②) ※男女共同参画センター事業
173	区民農園・体験農園	都市農業課	区民農園:区内各地域において、広く区民に土に親しむ機会を提供した。  体験農園:農家が主導する、地域に根差した農業体験を通じ、地域コミュニティの形成を推進した。	区民農園:18園、759区画  体験農園:6園、136区画	区民農園:19園、806区画  体験農園:5園、109区画	区民農園:区民の応募数も依然多く、農業に興味・関心を持ってもらう機会を提供できている。  体験農園:親子・家族での利用など、さまざまな区民に年間を通じた農業体験をしてもらうことで、利用者間のネットワーク構築にも寄与している。	区民農園:継続実施。ニーズの高さから多くの待機者を抱えているため、新たな農園開設へ向けた働きかけを行っている。  体験農園:継続実施。農園主の高齢化もあり、年間を通じて農作業指導を行うサポート体制の検討。新規開設への働きかけを行っている。 《後期計画:事業 No.107》	再掲 (課題6施策②)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
174	地域福祉アカデミー	世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 (生活福祉課)	30年度より事業改廃				《後期計画:掲載終了》	
175	子育て支援者養成研修	児童相談支援課	・講師派遣 ・出前型研修	・30回 ・2回	・9回 ・2回	幅広い関係機関に対し、講師派遣や出前型研修を実施し、児童虐待対応について周知啓発を行った。しかし新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面講義が難しく実施回数は減少した。	オンライン等をさらに活用しながら、コロナ禍に対応した形で講座や講師派遣を行い、関係機関の児童虐待における対応力の強化を図っていく。 《後期計画:事業 No.124》	再掲 (課題6施策②)
176	「男性のための健康教室」の実施	世田谷保健所健康企画課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課) (世田谷区保健センター)	「男性のためのヨーガ&腰痛予防教室」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	児童館共催の事業:2回 開催(延べ22人参加) ※男性向け健康増進指導(講座、教室)を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、全ての講座等の見直しを行い、対象を限定しない講座に再編したため実施せず。	「男性のためのヨーガ&腰痛予防教室」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	「男性のためのヨーガ&腰痛予防教室」を実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	・男性向けの講座を継続的に開催していく。 《後期計画:事業 No.115》	
177	区立小・中学校のPTAや「おやじの会」活動の活性化・参画促進	生涯学習・地域学校連携課	・5月、3月にオンラインにて「オールせたがやおやじの会」と共催の情報交換会を実施。コロナ禍でのおやじの会の活動の工夫などについて情報交換した。 ・世田谷区小学校 PTA スポーツ大会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	中止	・オール世田谷おやじの会情報交換会 5月:参加者33人 3月:参加者16人 ・世田谷区小学校PTAスポーツ大会は中止。	・コロナ禍でのおやじの会の活動の工夫などについて情報交換し、各会相互の交流を深めることができた。 ・世田谷区小学校 PTA スポーツ大会について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	・今後も情報交換会等を実施し、おやじの会相互の連携促進を図る。 ・世田谷区小学校 PTA スポーツ大会実行委員会と共催で事業を実施し、男性保護者同士の親睦を深める機会を提供していく。 《後期計画:事業 No.116》	
178	おやじと子どもフェスタ 2021	生涯学習・地域学校連携課	「オール世田谷おやじの会」との共催で実施。新型コロナウイルス感染症予防のため、無観客によるステージ発表のみを実施し、後日発表の様子をYouTubeで限定配信した。	10団体(275人)参加	8団体(201人)参加	コロナ禍で様々なイベントが中止になる中、感染対策を講じ子ども達にステージ発表の機会を提供することができた。	今後も子ども達が様々な体験ができる場、各校おやじの会が参画し、相互の交流を深める機会の充実に努める。 《後期計画:事業 No.117》	

施策⑤ 高齢者の社会参画の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
179	生涯現役ネットワークへの支援	市民活動推進課	1 シニアの社会参加促進事業「せたがやシニア現役プロジェクト」 ①:講座年1回 ②:講座年1回 ③:講座全4日 ④:町会HP作成・運用支援 ⑤:講座  ⑥:ポータルサイト 2 地域活動団体PRイベント「大人の学園祭」	1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」 ①:講座年1回:参加者延べ216名(まち歩き講師、スタッフ等含む) ②:新型コロナウイルスの影響により未実施  2 地域活動団体PRイベント「生涯現役フェア」 新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施 オンライン参加者 115名	1 シニアの社会参加促進事業「シニアの社会参加のしくみづくりプロジェクト」 ①:講座年1回:参加者延べ200名(まち歩き講師、スタッフ等含む) ②:新型コロナウイルスの影響により未実施  2 地域活動団体PRイベント「生涯現役フェア」 新型コロナウイルスの影響によりオンライン実施 動画再生回数約 1,200回	各種講座やPRイベントの開催を通じて、中高年齢者の地域活動の参加促進を図ることができた。また、新型コロナウイルスの影響によりイベントの対面開催が困難な際は、オンラインを活用したイベントを実施するなど、ネットワーク加盟団体が知恵を出し合い、相互に協力しあう体制を築くことができた。	事業内容の見直しを図りながら、引き続き中高年齢者の地域活動への参加促進に向けた取り組みを実施していく。 《後期計画:事業 No.104》	再掲 (課題6施策②)
180	ミニ面接会の開催	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度はミニ面接会を11回実施し、47名の参加があった。	23名参加 (5回実施)	47名参加 (11回実施)	令和3年度は11回の開催を実施した。	継続実施予定。ハローワークと連携を取り、求職者と企業双方に有意義なものになるよう検討していく。 《後期計画:事業 No.30》	再掲 (課題3施策①)
181	高齢者の就業相談の実施	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度のキャリアカウンセリングは、1,780件。うち高齢者の相談は482件であった。応募書類の書き方や面接対策、キャリアプランについての相談が多かった。	高齢者 459名(全 1,841件)	高齢者 482名(全 1,780件)	【世田谷区産業振興公社】 確実な就労につなげるため、継続して相談を利用するよう促した。	【世田谷区産業振興公社】 継続実施。引き続き周知活動を実施する。より多くの高齢者の利用を増やし、セカンドキャリアの実現に向けて寄り添った支援を行えるよう努める。  《後期計画:事業 No.118》	
182	住民主体・住民参画による介護予防	介護予防・地域支援課	介護予防・日常生活支援総合事業については、感染症対策を徹底するとともに、必要に応じて活動場所等の支援を行いながら事業の継続を図った。また、住民主体の通いの場の継続支援のため、感染症予防策に関する情報提供や運動指導員の派遣、体力測定会等を実施した。			住民主体の活動に対する支援を実施したことにより、活動再開・活動継続につながった団体があった。	引き続き、住民主体の活動を支援しながら、総合事業の多様なサービスの充実及び、社会参加による介護予防について普及啓発を実施し、高齢者の地域活動への参画を推進していく。 《後期計画:事業 No.110》	再掲 (課題6施策②)

## 基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶

### 課題7 配偶者等からの暴力（DV）の防止

#### 施策① 暴力の未然防止と早期発見

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
183	DV防止啓発物の充実	人権・男女共同参画課	DVやデートDVの理解のための情報提供及び、DV等の未然防止・早期発見のため、啓発物を配布した。 ・DV防止カード ・DV防止リーフレット ・デートDV防止啓発小冊子 ・デートDV防止啓発ちらし&カード ・DV相談窓口周知ポスター	・3,000 枚配布 ・5,250 部配布 ・17,500 部配布 ・― ・3,000 部配布	・800 枚配布 ・1,800 部配布 ・― ・10,000 部配布 ・1,800 部配布	デートDV防止啓発物のリニューアルに伴い、配布対象となる若者世代との意見交換を実施し、意見を取り入れながら判型やコンテンツを決定した。このことにより、若者への訴求力を高めることができた。啓発ちらし&カードは区内中学2年生全員に配布した。	引き続き、DV防止啓発物を配布するとともに、適切に内容の見直しを行った上で増刷し、啓発に努める。 《後期計画:事業 No.119》	
184	デートDV防止リーフレットによる若年層への啓発	人権・男女共同参画課	主にデートDV防止出前講座にて、デートDV防止啓発リーフレットを配布し、啓発を行った。			講座の実施(男女共同参画センター委託事業)とあわせてリーフレットを配布することで、DVを防止する意識づくりの啓発をより深めることができた。	引き続き、デートDV防止出前講座において、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発に努める 《後期計画:事業 No.120》	
185	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	①離婚をめぐる法律・制度活用講座: オンラインと会場を選べるカタチで実施 ②パープルリボンツリーの設置 ③大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	①延べ 31 人(1 回目:15 人(会場 8 人、オンライン 7 人)、2 回目:16 人(会場 9 人、オンライン 7 人)) ②展示 ③―	①延べ 54 人(1 回目:28 人(会場 13 人、オンライン 15 人)、2 回目:26 人(会場 10 人、オンライン 16 人)) ②展示 ③5 人	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごと DV 相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デート DV ファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 パープルリボンは、継続して実施する。 《後期計画:事業 No.121》	※男女共同参画センター事業
186	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	・751 人(4 校)	延べ 1,187 人(8 校)	再掲 記 学校出前講座と同じ	再掲 記 学校出前講座と同じ 《後期計画:事業 No.122》	※男女共同参画センター事業



基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 ―― 課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
187	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信することができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信することができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業No.2》	再掲 (課題1施策①)
188	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④― ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
189	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③―	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業No.4》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
190	パンフレット等の発行(「子ども虐待防止ハンドブック」、「初期対応マニュアル」等)	児童相談支援課	・「子どもの虐待防止ハンドブック」を活用した、関係機関への講師派遣 ・出前型研修の開催	・30回 ・2回	・9回 ・2回	関係者向けにマニュアルやパンフレットの配付、マニュアルを活用した研修を実施し、気付きのポイントや初期対応の大切さの理解を深めることができた。区内保育園や教育施設に対しては、連携・支援をわかりやすく学べる機会を提供することができた。	継続して現行のマニュアルやパンフレットのほか、対象に合わせた内容となるよう媒体を工夫し、職員の虐待防止への理解を深め、連携・支援をわかりやすく学べる機会を提供していく。 《後期計画:事業No.123》	

施策② 相談体制の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
191	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2290件	1716件	家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。	継続実施。家族関係が多様化していくなかで、家庭内の問題についての助言指導を実施する。 《後期計画:事業 No.125》	
192	女性相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に応じる中で、DV相談にも対応した。	1608件	1195件	女性相談の一環として、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談にも対応することができた。	継続実施。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。 《後期計画:事業 No.126》	
193	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のための悩みごと・DV相談」電話・面接、メールによる相談を実施。昨年度に開設時間・曜日を拡大したが、今年度も引き続き同様の枠組みで行った。また、新任研修を併行しつつ、これまでと同様に、週1回受理会議・ケースカンファレンス、月1回専門家を招いたSVを行い、相談員の質の向上を目指した。</li> <li>・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための悩みごと・DV相談 1222件 (内訳)</li> <li>・電話 1088件</li> <li>・面接 104件</li> <li>・メール相談 30件</li> <li>・309件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための悩みごと・DV相談 1,254件 (内訳)</li> <li>・電話 1050件</li> <li>・面接 150件</li> <li>・メール相談 54件</li> <li>・150件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話、面接、メールでの相談を受け付け、火・水・木・土曜日の週5日実施した。</li> <li>・昨年度終盤から、DVを原因とした離婚、別居、避難の相談が著しく増加し、その傾向は今年度初めまで続いた。</li> <li>・コロナ禍の落ち着きと共に、相談件数も落ち着いていったが、面接相談で継続して支援するケースは一定数から減らなかつた。</li> <li>・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。</li> </ul>	「女性のための悩みごと・DV相談」は、電話相談・面接相談・メール相談に加え、ライン相談を予定している。令和4年度の開設に向けて、相談員の研修等体制を整える。 《後期計画:事業 No.127》	※男女共同参画センター事業含む
194	相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画課	全相談事業(「女性のための悩みごとDV相談」「女性のための働き方サポート相談」「セクシュアルマイノリティ世田谷にじいろひろば電話相談」「男性電話相談」)合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について準備を行った。	拡大カンファレンス 24人(年2回)	拡大カンファレンス 29人(第1回 15人、第2回 14人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女センターの基本機能である「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごとDV相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが確立され、相談の質の充実を図ることができた。</li> <li>・拡大カンファレンスでは、各相談・居場所事業の担当者と相談員から報告を受け、相談事業全体の情報共有が進んだ。困難を抱えている女性が、相談から居場所へ、また、居場所から相談へ等らぶらすの事業の中から、入りやすいところを自分自身で選びながら、らぶらすの相談・居場所事業につながっているということを共有することができた。まさに、男女センターの3つの機能が有機的につながっていることの成果である。</li> </ul>	SNSを使った相談事業の検討を開始する。拡大カンファレンスを年間2回実施し、相談間の連携を進めることで、女性のための総合相談ができるように検討を始める。 《後期計画:事業 No.128》	※男女共同参画センター事業

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 ―― 課題7 配偶者等からの暴力（DV）の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
195	DV相談カード及びデートDV相談カードの区内施設内トイレ及び医療機関への設置	人権・男女共同参画課	各総合支所、子ども子育て総合センター、男女共同参画センターらぶらす、保健センター、図書館、子育てステーション、区内救急病院にDV相談カードを配布し、施設内女子トイレに設置の依頼を行った。	3,000 枚配布	800 枚配布	被害女性が加害者の目を気にすることのない女子トイレにDV相談カードを設置することで、早期発見に向けた働きかけができた。	今後はカードの配布方法の変更(相談者に手渡すために使っていただくなど)も検討していく。 《後期計画:事業 No.129》	

施策③ 被害者の安全確保と体制整備

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
196	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	婦人相談員によるDV相談を実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取り組んだ。	2351 件	3101 件	区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。DV被害者とその子どもの安全確保等、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。 《後期計画:事業 No.130》	
197	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施。婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を行った。	35 件	38 件	区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携し、一時保護等を実施し、適切な支援を行う。 《後期計画:事業 No.131》	
198	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・2351 件 ・35 件	・3101 件 ・38 件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。 《後期計画:事業 No.132》	

課題8 DV被害者支援の充実

施策① 被害者支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
199	配偶者等暴力相談の実施(被害者の安全確保に向けた周知や情報提供を含む)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	婦人相談員によるDV相談を実施。DV被害者とその子どもなどの安全確保等の支援に、関係機関と連携を図り取り組んだ。	2351件	3101件	区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。DV被害者とその子どもの安全確保等、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。 《後期計画:事業 No.130》	再掲 (課題7 施策③)
200	配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等への緊急一時保護の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	DV被害者とその子どもなどの安全確保のため、一時保護を実施。婦人相談員が保護施設入所等、必要な支援を行った。	35件	38件	区内外の関係機関と連携し、DV被害者の安全確保等、必要な支援を行うことができた。	継続実施。緊急の保護が必要なDV被害者の相談に応じ、関係機関と連携し、一時保護等を実施し、適切な支援を行う。 《後期計画:事業 No.131》	再掲 (課題7 施策③)
201	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・2351件 ・35件	・3101件 ・38件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。 《後期計画:事業 No.132》	再掲 (課題7 施策③)
202	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画課	・「女性のための悩みごと・DV相談」電話・面接、メールによる相談を実施。昨年度に開設時間・曜日を拡大したが、今年度も引き続き同様の枠組みで行った。また、新任研修を併行しつつ、これまでと同様に、週1回受理会議・ケースカンファレンス、月1回専門家を招いたSVを行い、相談員の質の向上を目指した。 ・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)	・女性のための悩みごと・DV相談 1222件 (内訳) ・電話 1088件 ・面接 104件 ・メール相談 30件  ・309件	・女性のための悩みごと・DV相談 1,254件 (内訳) ・電話 1050件 ・面接 150件 ・メール相談 54件  ・150件	・昨年度に引き続き、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話、面接、メールでの相談を受け付け、火・水・木・土曜日の週5日実施した。 ・昨年度終盤から、DVを原因とした離婚、別居、避難の相談が著しく増加し、その傾向は今年度初めまで続いた。 ・コロナ禍の落ち着きと共に、相談件数も落ち着いていったが、面接相談で継続して支援するケースは一定数から減らなかった。 ・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。	「女性のための悩みごと・DV相談」は、電話相談・面接相談・メール相談に加え、ライン相談を予定している。令和4年度の開設に向けて、相談員の研修等体制を整える。 《後期計画:事業 No.127》	再掲 (課題7 施策②) ※男女共同参画センター事業
203	相談事業の充実と総合案内機能の検討	人権・男女共同参画課	全相談事業(「女性のための悩みごとDV相談」「女性のための働き方サポート相談」「セクシュアルマイノリティ世田谷にじいろひろば電話相談」「男性電話相談」)合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。また、次年度以降の相談事業の内容・構成・時間帯等について準備を行った。	拡大カンファレンス 24人(年2回)	拡大カンファレンス 29人(第1回15人、第2回14人)	・男女センターの基本機能である「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごとDV相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが確立され、相談の質の充実を図ることができた。 ・拡大カンファレンスでは、各相談・居場所事業の担当者や相談員から報告を受け、相談事業全体の情報共有が進んだ。困難を抱えている女性が、相談から居場所へ、また、居場所から相談へ等らぶらすの事業の中から、入りやすいところを自分自身で選びながら、らぶらすの相談・居場所事業につながっているということを共有することができた。まさに、男女センターの3つの機能が有機的につながっていることの成果である。	SNSを使った相談事業の検討を開始する。拡大カンファレンスを年間2回実施し、相談間の連携を進めることで、女性のための総合相談ができるように検討を始める。 《後期計画:事業 No.128》	再掲 (課題7 施策②) ※男女共同参画センター事業

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 ―― 課題8 DV被害者支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
204	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画課	DV被害者の自立した社会生活の促進を図るため、官公署、裁判所、病院等への同行を行った。	利用実績なし	3件(人) 計3回	制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者に向けた事務説明を行った。	継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行うとともに、主に外国語を使うDV被害者のための「通訳同行」を新たに委託内容に含める。また、引き継ぎ、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す。 《後期計画:事業 No.134》	
205	東京都の配偶者暴力相談支援センターとの連携の在り方と配偶者暴力相談支援センター機能の検討	人権・男女共同参画課	配偶者暴力相談支援センターの機能を区に整備した。 ・通報 ・保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出 ・相談事実証明書作成 ・婦人相談員事例検討会 ・DV相談支援専門員の雇用 ・DV相談専用ダイヤル対応数	・18件 ・3件  ・59件 ・7回 ・月0日 ・309件	・16件 ・1件  ・52件 ・9回 ・月16日 ・150件	庁内関係所管との連携を強化し、福祉の相談支援と人権施策としてのDV被害者支援の統括的な運用により、配偶者等暴力被害者支援に取り組むことができた。	庁内関係所管と連携して配偶者等暴力被害者支援に取り組むとともに、子ども家庭支援センターにおけるDV被害者への相談対応や支援実務の実施に際した支援を継続する。 《後期計画:事業 No.135》	
206	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	①離婚をめぐる法律・制度活用講座:オンラインと会場を選べるカタチで実施 ②パープルリボンツリーの設置 ③大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	①延べ31人(1回目:15人(会場8人、オンライン7人)、2回目:16人(会場9人、オンライン7人)) ②展示 ③ー	①延べ54人(1回目:28人(会場13人、オンライン15人)、2回目:26人(会場10人、オンライン16人)) ②展示 ③5人	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごとDV相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 パープルリボンは、継続して実施する。 《後期計画:事業 No.121》	再掲 (課題7施策②) ※男女共同参画センター事業

施策② 被害者の中長期的支援(生活再建の支援)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
207	DV被害者保護のための生活面での支援(生活保護や子どもの安全な転校支援)	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援した。	2351件	3101件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明を行い、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。 《後期計画:事業 No.137》	
208	子ども家庭支援センターによる子育て支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 各総合支所保健福祉センター健康づくり課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき、関係各機関と連携し支援した。	・DV相談件数;2351件 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数;35件	・DV相談件数;3101件 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数;38件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明を行い、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。 《後期計画:事業 No.138》	

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 ―― 課題8 DV被害者支援の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
209	暴力被害者に対する健康問題及び回復に関する相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	保健師による電話、面接、訪問等での相談を実施。関係機関と連携した支援を行った。			DV被害者の支援は、状況に応じた必要な支援を、関係機関と連携しながら進める必要がある。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.136》	
210	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	①離婚をめぐる法律・制度活用講座:オンラインと会場を選べるカタチで実施 ②パープルリボンツリーの設置 ③大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	①延べ31人(1回目:15人(会場8人、オンライン7人)、2回目:16人(会場9人、オンライン7人)) ②展示 ③-	①延べ54人(1回目:28人(会場13人、オンライン15人)、2回目:26人(会場10人、オンライン16人)) ②展示 ③5人	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごとDV相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 パープルリボンは、継続して実施する。 《後期計画:事業 No.121》	再掲 (課題7施策②) ※男女共同参画センター事業
211	DV被害者に対する特例的な国民健康保険証の交付	国保・年金課	医療保険の面から、被害者支援を行った。	7件	10件	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援センターと連携し、被害者支援の充実を図ることができた。	被害者に関する個人情報等に細心の注意を払いながら、継続して実施する。 《後期計画:事業 No.139》	
212	公営住宅への単身入居会への提供	住宅管理課	区営住宅募集において、DV被害者を入居資格対象者としている。(戸籍上の離婚を必要としない)。			相談及び申込みに適正に対応する。	今後の募集においても引続き、本制度を継続するとともに、じゅうフォメーション等を活用し、区民への周知を図る。 《後期計画:事業 No.140》	

施策③ 被害者の子どもへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
213	子どもの人権擁護機関「せたがやホット」相談・救済事業	子ども・若者支援課	子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援等を行った。必要に応じて、関係機関と連携し対応した。	新規相談件数 208件	新規相談件数 300件	広報や啓発活動を通じて、「せたがやホット」に対する認知が広がっている。また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、対応を行うことができた。	引き続き、広報・啓発活動に努め、「せたがやホット」の認知度の向上を図っていくとともに、必要に応じて関係機関との連携により対応を行っていく。 《後期計画:事業 No.142》	
214	子どもの就学、転校の配慮	学務課	子ども家庭支援センター・児童相談所や、学校・他自治体等と連携しながら、DV被害者の子どもの就学機会の確保に向けて、相談・受付業務を随時実施した。			各関係機関と密接に連携し、通常であれば保護者や学校間でやりとりする等、児童・生徒の状況に応じた配慮を行い、円滑に就学・転校の手続きを行うことができた。	引き続き、各関係機関と密接に連携し、慎重な対応を継続していく 《後期計画:事業 No.143》	

施策④ 支援体制の充実と関係機関との連携強化

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
215	住民票等の交付拒否による保護と支援措置	住民記録・戸籍課 (各総合支所区民課)	<p>・DV・ストーカー等の加害者が被害者の住所を探索する目的で住民票の写し等の交付等の請求があった場合、不当な目的があるとして拒否をした。 (参考)令和3年12月1日現在 支援措置対象者数:1,227人 ※除票者を除く</p> <p>・ガイドラインに基づき、支援措置情報の提供を必要とする所管課より情報提供の13件請求があり、13件情報提供をした。</p>	・2件	・13件	DV・ストーカー等被害者への支援措置情報の活用ガイドラインに基づき、庁内の支援措置情報を必要とする所管課へ情報提供ができ、連携が強化された。	継続実施。 《後期計画:事業 No.149》	
216	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画課	DV被害者の自立した社会生活の促進を図るため、官公署、裁判所、病院等への同行を行った。	利用実績なし	3件(人) 計3回	制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にむけた事務説明を行った。	継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行うとともに、主に外国語を使うDV被害者のための「通訳同行」を新たに委託内容に含める。また、引き続き、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す。 《後期計画:事業 No.134》	再掲 (課題8施策①)
217	区職員向けDV被害者対応の手引き配付	人権・男女共同参画課	令和3年4月に改定・発行した「DV被害者対応職員ハンドブック」を、関係窓口所管を中心とした全庁に配布した。 庁内イントラネットにも掲載を行うことで、直接的な関係が薄く配布部数が少ない課においても確認ができるようにした。	「DV被害者対応職員ハンドブック」 950冊(令和2年7月発行)	「DV被害者対応職員ハンドブック」 900冊(令和3年4月発行)	支援ネットワーク図をリニューアルするなど、初任者にもわかりやすいように情報を整理した。また、関係課への配布だけでなく、庁内イントラネットへの掲載を行ったことで、区職員全体のDV被害者対応力の向上を図ることができた。	引き続き、「DV被害者対応職員ハンドブック」を適宜改定し、全庁に配布する。 《後期計画:事業 No.144》	
218	区職員へのDV防止研修の実施	人権・男女共同参画課 (研修担当課)	DV防止研修(研修担当課との共催研修)を実施。	参加人数41人(年1回) 講師:加藤吉和(子ども・若者部児童相談支援課 要保護児童等支援専門員)	参加人数51人(年1回) 講師:池田美智子(生活文化政策部人権・男女共同参画担当課 DV相談支援専門員) 泉圭子(同人権・男女共同参画担当係長)	DVに関する基礎知識、DV被害の現状や防止への取組み、DV被害者への対応について学び、職員の資質向上を図ることができた。また、様々な所管の職員が同時に学ぶことで、他所管での対応状況に対する理解が深まったため、今後の連携に期待ができる。	令和4年度も継続して、全区職員を対象としてDV防止研修を実施する。 《後期計画:事業 No.145》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
219	DV被害者支援団体連絡会の開催	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議</li> <li>・連携会議とあわせてDV被害者支援者研修を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回 (第1回 参加人数17名) (第2回 研修と同時に書面開催)</li> <li>・年1回実施 (第1回は新型コロナウイルスの影響で中止、第2回は、連絡会と同時に書面開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回 (第1回 参加人数21名) (第2回 参加人数21名)</li> <li>・年1回(第2回連絡会と同時開催) 参加人数31名 講師:富田さとこ氏(日本司法支援センター本部国際室室長) 内容:「外国人DV被害者支援のための連携について」</li> </ul>	DV被害者の支援に携わる民間団体、区職員、関係機関による連携会議を実施、情報交換や意見交換を行うことで連携を強化することができた。	令和4年度も連携強化のため、継続して実施する。 《後期計画:事業 No.146》	
220	DV防止ネットワーク会議の開催	人権・男女共同参画課	区及び関係団体、関係機関等が配偶者からの暴力等の防止並びに被害者の早期発見及び保護をめざし、並びにこれらの問題に対する認識及び相互の連携を図る。 世田谷区要保護児童支援全区協議会と同時開催。	年2回(第1回は書面開催)	年2回(第1回は書面開催)	区及び関係団体、関係機関等による会議を実施、区の取組み状況の報告や事業の紹介等を行うことで、問題に対する認識を深めてもらうとともに、相互の連携を図ることができた。	令和4年度も問題認識や連携強化のため、継続して実施する。 《後期計画:事業 No.147》	
221	区民・団体によるDV被害者支援及び支援者養成活動への支援	人権・男女共同参画課	DV被害者支援団体連絡会において、DV被害者支援スキルの更なる向上のために研修会を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者向け 新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業見直しで中止</li> <li>・経験者向け研修会 1回(書面開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者向け 新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業見直しで中止</li> <li>・経験者向け研修会 1回 参加人数31名 講師:富田さとこ氏(日本司法支援センター本部国際室室長) 内容:「外国人DV被害者支援のための連携について」</li> </ul>	新型コロナウイルスの影響で年1回開催となったが、関係所管や関係団体と情報共有を行うことができた。	令和4年度も継続して区関係所管に広く参加を呼びかけて実施する。 《後期計画:事業 No.148》	
222	要保護児童支援協議会、要保護児童支援地域協議会の開催	児童相談支援課 (各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)	関係機関の代表者による全区協議会と、各地域の関係機関による地域協議会を開催し、児童虐待の早期発見と早期支援につなぐための関係機関のネットワークの強化を図った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全区2回</li> <li>・地域6回</li> <li>・進行管理会議54回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全区2回</li> <li>・地域5回</li> <li>・進行管理会議60回</li> </ul>	全区協議会については書面開催1回、対面開催(ハイブリッド開催)1回の計2回開催した。『世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議』と同時開催し、児童相談所の開設状況やDV対応との連携、関係機関の取り組み報告などを行い各機関の情報共有を行った。地域協議会は、各支所にて書面開催にて実施した。令和2年度における子ども家庭支援センター、児童相談所の動向の共有やその他周知を行った。	引き続き、全区協議会と地域協議会の開催をとおし、関係機関の顔の見える関係づくりを図っていく。また、各会議において、地域全体の更なるネットワークの強化につながるような開催内容について検討を行っていく。 《後期計画:事業 No.158》	



施策⑤ 高齢者、障害者の被害者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
223	障害者虐待防止対策	障害施策推進課 (各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	相談支援検討ワーキンググループ・自立支援協議会等と連携強化し、相談支援検討ワーキンググループにおいて作成した資料、「虐待防止における相談支援専門員の役割」を共有し、意見交換を行った。また、区主催の研修「障害者の虐待防止と意思決定支援について」を区公式YouTubeチャンネルで配信した。		区主催研修「障害者の虐待防止と意思決定支援について」(動画配信による開催) 第1部 障害者の虐待防止に係る講義・意思決定支援のための取り組み 令和3年6月21日～令和3年7月31日配信 第2部 質問回答編 令和3年9月22日～令和3年10月22日配信	自立支援協議会、相談支援検討ワーキンググループ等との連携を行い、相談支援専門員だけでなく、サービス管理責任者や支援員が気づきをもつことや、区のケースワーカーとの密な連携が必要であることの認識を共有できた。 区主催の研修において、視聴維持率がおおむね40%程度あることから、区内事業所職員の虐待防止や意思決定支援に関する意識の高まりを感じ取れた。	関係機関との連携をより強化しつつ、区民への周知活動を継続して実施するとともに、支援者向けに障害者の虐待防止をテーマにした研修を行い、理解促進が進むように、体制強化に努める。 《後期計画:事業 No.152》	
224	高齢者虐待対策事業	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉センター保健福祉課)	・被虐待者の入所措置として福祉緊急対応、緊急一時宿泊を実施した。 特別養護老人ホーム入所 短期入所生活介護利用 緊急一時宿泊利用 ・高齢者虐待対応担当者会  ・高齢者虐待対策地域連絡会 ・高齢者虐待対応研修	・19件 ・1件 ・0名0日 ・年2回  ・年1回 ・年3回(154名参加)	・15件 ・7件 ・0名0日 ・年2回(対面開催、書面開催) ・年1回(書面開催) ・年3回(201名参加)	・各施設へ入所措置を行い被虐待者の保護を行うことができた。 ・担当者会、連絡会で前年度の取り組みへの各委員、学識経験者等の意見、今年度の計画の共有ができた。 ・研修を実施し高齢者虐待に対する知識を深めることができた。	引き続き、被虐待者の施設への入所措置を行う。高齢者虐待対策地域連絡会や高齢者虐待対策検討担当者会を実施、同様に研修も開催し、地域や地区ごとに更なる啓発活動を進めていく予定である。 《後期計画:事業 No.151》	

施策⑥ 男性、性的マイノリティの被害者への支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
225	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2290件	1716件	家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。	継続実施。家族関係が多様化していくなかで、家庭内の問題についての助言指導を実施する。 《後期計画:事業 No.125》	再掲 (課題7施策②)
226	DV相談の実施	人権・男女共同参画課	・「女性のための悩みごと・DV相談」電話・面接、メールによる相談を実施。昨年度に開設時間・曜日を拡大したが、今年度も引き続き同様の枠組みで行った。また、新任研修を併行しつつ、これまでと同様に、週1回受理会議・ケースカンファレンス、月1回専門家を招いたSVを行い、相談員の質の向上を目指した。 ・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)	・女性のための悩みごと・DV相談 1222件 (内訳) ・電話 1088件 ・面接 104件 ・メール相談 30件  ・309件	・女性のための悩みごと・DV相談 1,254件 (内訳) ・電話 1050件 ・面接 150件 ・メール相談 54件  ・150件	・昨年度に引き続き、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話、面接、メールでの相談を受け付け、火・水・木・土曜日の週5日実施した。 ・昨年度終盤から、DVを原因とした離婚、別居、避難の相談が著しく増加し、その傾向は今年度初めまで続いた。 ・コロナ禍の落ち着きと共に、相談件数も落ち着いていったが、面接相談で継続して支援するケースは一定数から減らなかった。 ・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大できた。	「女性のための悩みごと・DV相談」に加え、ライン相談を予定している。令和4年度の開設に向けて、相談員の研修等体制を整える。 《後期計画:事業 No.127》	再掲 (課題7施策②) ※男女共同参画センター事業含む

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
227	性的マイノリティの相談、居場所事業の実施	人権・男女共同参画課	①セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談 ②セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば交流スペース	・131件(年47回) ・21人(年10回)※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月、5月は中止	①197件(年48回) ②43人(年12回) 内面接相談4人(年2回)	・問題が潜在的で深刻化しやすい性的マイノリティ当事者及びアライの方々が相談しやすい環境を整備し、支援をすることができた。 ・交流スペースは対面で開催し、新型コロナウイルスの影響で対面実施ができなかった令和2年度に比べ、参加者が戻ってきた。 ・1月に初めての試みとなる若年層向けの回を実施した。 ・交流スペースとともに面接相談を実施したところ、好評だった。対面で一对一で相談したいというニーズに応えることができた。	継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。 《後期計画:事業No.153》	※男女共同参画センター事業
228	DV被害者への同行支援の充実	人権・男女共同参画課	DV被害者の自立した社会生活の促進を図るため、官公署、裁判所、病院等への同行を行った。	利用実績なし	3件(人) 計3回	制度の周知と利用の促進に向けて、子ども家庭支援センターの担当者にもむけた事務説明を行った。	継続して、DV被害者への同行支援の充実のため、事業委託を行うとともに、主に外国語を使うDV被害者のための「通訳同行」を新たに委託内容に含める。また、引き続き、子ども家庭支援センターの担当に利用を促す。 《後期計画:事業No.134》	再掲 (課題8施策①)
229	DV被害者支援団体との連携	人権・男女共同参画課	・DV防止ネットワーク会議 ・DV被害者支援団体連絡会	・年2回(第2回は書面開催) ・年2回(第1回は書面開催)	・年2回(第2回は書面開催) ・年2回	それぞれの会議において、DV被害者支援団体を始め、区関係所管、関係機関・団体に区の取組み事業について報告する等情報共有を行ったことで、連携強化を図ることができた。	令和4年度も連携強化のため、継続して実施する。 《後期計画:事業No.154》	
230	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。 《後期計画:事業No.155》	
231	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけられる ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びつけた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業No.2》	再掲 (課題1施策①)

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 ―― 課題9 暴力を容認しない意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
232	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ②ライブラジャーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④— ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
233	男性が相談しやすい相談事業の充実	人権・男女共同参画課	・男性電話相談	・26件(年12回)	・21件(年12回)	相談の機会が少ない男性に向けて相談事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。	広報活動に注力し、今後も男性相談業務を周知する。 《後期計画:事業 No.156》	※男女共同参画センター事業

課題9 暴力を容認しない意識づくり

施策① 人権尊重と暴力防止の意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
234	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくいたい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信することができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信することができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題1施策①)
235	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。 《後期計画:事業 No.155》	再掲 (課題8施策⑥)
236	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ②ライブラジャーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④— ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業

基本目標Ⅲ 女性に対する暴力の根絶 ―― 課題9 暴力を容認しない意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
237	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③―	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業 No.4》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
238	職員に対する人権研修の実施	人権・男女共同参画課	・職員研修として、「犯罪被害者等支援の理解促進」をテーマに研修を実施 ・区職員(管理職)に対し、犯罪被害者支援に関する人権問題講演会を実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	・職員研修59名参加(常勤51名、会計年度8名) ・管理職向け講演会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染対策を徹底した上で実施した。相談窓口開設に伴い、窓口のPRとともに、関係所管における窓口等での注意事項について理解促進を図ることができた。	年度ごとに内容を検討しながら、継続して実施する。 《後期計画:事業 No.164》	

施策② 学校における人権教育の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
239	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	・751人(4校)	延べ1,187人(8校)	再掲 記 学校出前講座と同じ	再掲 記 学校出前講座と同じ 《後期計画:事業 No.122》	再掲 (課題7施策①) ※男女共同参画センター事業
240	区内中学2年生を対象としたデートDV防止啓発小冊子の配布	人権・男女共同参画課	区内中学2年生すべてに配布し、デートDV防止の啓発を実施 (配布対象学年は、令和元年度まで中学3年生。令和2年度は移行期間として2,3年生。令和3年度以降は2年生)	区内国公立中学校46校、約17,500部配布(2,3年生全員)	区内国公立中学校46校、約10,000部配布(2年生全員)	区内中学2年生全員を対象に、若者世代の意見を取り入れてリニューアルしたデートDV啓発物を配布することで、意識啓発を図ることができた。	引き続き区中学2年生に配布し、若年層への意識啓発を図る。 《後期計画:事業 No.165》	
241	男女平等教育等の人権教育の推進	教育指導課	各教科等の年間指導計画において計画的に実施	各校で実施	各校で実施	性の役割の差別的な解消の理解を深めることができた。	今後も引き続き、継続的に実施していく。 《後期計画:事業 No.7》	再掲 (課題1施策③)
242	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育研究・研修課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や児童・生徒への理解について、教員研修で啓発	人権教育担当者対象研修:3回 新任転入管理職研修:1回 夏季教育課題別研修:1回	人権教育担当者対象研修:3回 新任転入管理職研修:1回 夏季教育課題別研修:1回	研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。	引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。 《後期計画:事業 No.8》	再掲 (課題1施策③)

施策③ 性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
243	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやってみる ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業No.2》	再掲 (課題1施策①)
244	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。 《後期計画:事業No.155》	再掲 (課題8施策⑥)
245	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④― ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・Twitterを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日Twitterにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
246	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③―	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をTwitterで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業No.4》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
247	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	①離婚をめぐる法律・制度活用講座:オンラインと会場を選べるカタチで実施 ②パープルリボンツリーの設置 ③大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	①延べ31人(1回目:15人(会場8人、オンライン7人)、2回目:16人(会場9人、オンライン7人)) ②展示 ③―	①延べ54人(1回目:28人(会場13人、オンライン15人)、2回目:26人(会場10人、オンライン16人)) ②展示 ③5人	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごとDV相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 パープルリボンは、継続して実施する。 《後期計画:事業No.121》	再掲 (課題7施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
248	校長会、副校長会、生活指導主任研修会等での説明	教育研究・研修課	校長会・副校長会、生活指導主任研修会等で啓発	90校全校に啓発	90校全校に啓発	特に管理職に周知を行うことで、学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。	引き続き継続的に実施する。 《後期計画:事業 No.167》	
249	虐待防止についての周知啓発	教育指導課	文部科学省及び東京都教育委員会からの通知に基づき、校長会等を通じて全校へ周知した。	90校全校に周知	全校に周知	子どもに係る虐待防止への理解を深めることができた。	今後も引き続き、継続的に実施していく。 《後期計画:事業 No.166》	

施策④ セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等暴力の防止

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
250	女性相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	女性が社会生活を営むうえでの問題全般に応じる中で、DV相談にも対応した。	1608件	1195件	女性相談の一環として、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談にも対応することができた。	継続実施。女性が自らの意思に基づいて、個性と能力を発揮し、多様な生き方を選択することができるよう支援していく。 《後期計画:事業 No.126》	再掲 (課題7施策②)
251	女性のための悩みごと、DV相談の実施	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性のための悩みごと・DV相談」電話・面接、メールによる相談を実施。昨年度に開設時間・曜日を拡大したが、今年度も引き続き同様の枠組みで行った。また、新任研修を併行しつつ、これまでと同様に、週1回受理会議・ケースカンファレンス、月1回専門家を招いたSVを行い、相談員の質の向上を目指した。</li> <li>・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための悩みごと・DV相談 1222件(内訳)</li> <li>・電話 1088件</li> <li>・面接 104件</li> <li>・メール相談 30件</li> <li>・309件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための悩みごと・DV相談 1,254件(内訳)</li> <li>・電話 1050件</li> <li>・面接 150件</li> <li>・メール相談 54件</li> <li>・150件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話、面接、メールでの相談を受け付け、火・水・木・土曜日の週5日実施した。</li> <li>・昨年度終盤から、DVを原因とした離婚、別居、避難の相談が著しく増加し、その傾向は今年度初めまで続いた。</li> <li>・コロナ禍の落ち着きと共に、相談件数も落ち着いていったが、面接相談で継続して支援するケースは一定数から減らなかった。</li> <li>・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。</li> </ul>	「女性のための悩みごと・DV相談」は、電話相談・面接相談・メール相談に加え、ライン相談を予定している。令和4年度の開設に向けて、相談員の研修等体制を整える。 《後期計画:事業 No.127》	再掲 (課題7施策②) ※男女共同参画センター事業含む
252	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくいたい」という感覚 ほか</li> <li>・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけられる ほか</li> </ul>	4,200部(年1回)	各4,200部(年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題1施策①)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
253	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各 2,500 部(年 4 回) ②各 2,500 部(年 3 回) ③1,400 部 ④― ⑤月平均 30 回投稿 ⑥月平均 7 回投稿 ⑦550 通(年 24 回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各 2,500 部(年 3 回) ③1,400 部 ④3,000 部 ⑤月平均 74 回投稿 ⑥月平均 4 回投稿 ⑦600 通(年 24 回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業
254	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739 冊を新たに収集) ②年 6 回 ③―	①図書資料の収集 随時(計 697 冊を新たに収集) ②年 6 回 ③・青少年交流センター 3 館(延 6 回、各 30 冊) ・おでかけひろば 3 施設(延 9 回、各 10 冊) ・児童館 1 館(1 回、10 冊) ・小学校 1 校(1 回、11 冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業 No.4》	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業
255	区内大学、企業等への働きかけ	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課	企業向け情報誌「せたがや働き方改革プラスワン」のホームページ掲載により情報提供を行った。 また、企業の職場環境整備促進事業を実施し、その成果として企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」を作成した。 公社が実施する社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談は 26 件あった。	企業向け情報誌「働き続けられる企業とテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談 16 件	企業向け情報誌「企業の力を強くするテレワーク」の作成 社会保険・労働相談の中でハラスメントの相談 26 件	コロナ禍により情報誌を配布する機会が減少したが、ホームページ掲載により区内大学・企業等への情報提供と、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応を行うことができた。 企業の職場環境整備促進事業については、企業 3 社に対し、業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク導入に係る総合的な支援を実施することができた。	引き続き、区内大学・企業等への情報提供を行い、社会保険・労働相談の中で、当事者への対応をしていく。 企業の職場環境整備促進事業については、令和 3 年度限りで終了する。 《後期計画:事業 No.168》	

## 基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

### 課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

#### 施策① 疾病予防、健康づくりの推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
256	区民健診	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	新型コロナウイルス感染防止に配慮し各支所で1日制で開催。食事診断やレーダーチャートを活用した結果返しなど生活習慣の改善につながるよう工夫	合計受診者 171人	合計受診数 1550人	16歳以上40歳未満の健診を受ける機会がない方の生活習慣予防・健康づくりの取り組みを促す重要な場となっている。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.169》	
257	思春期のころと体の普及・啓発・相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	心と体の変化の大きい思春期について、その特徴と関わり方を普及啓発し、保護者や関係者が適切な対処法を学べるよう講演会を例年実施してきたが、新型コロナウイルス感染防止に配慮し中止した。	実施なし	実施なし	思春期に起こりやすい問題や課題等について保護者が理解を深め、思春期の親としての心積もりや具体的な対応の仕方、身近な相談先の情報提供をする予防的な普及啓発は重要である。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.179》	
258	更年期障害等に関する情報発信	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	健康教室や児童館支援、出前講座等で女性の健康づくりの一環として講話等情報発信を例年してきたが、新型コロナウイルス感染防止に配慮し中止した。	実施なし	実施なし	・健康教室や児童館支援、出前講座等で女性の健康づくりの一環として講話等情報発信。 ・自身の健康に関心が向かない子育て世代にも働きかける工夫をした。	機会を捉えて得て継続実施 《後期計画:事業 No.170》	
259	リプロダクティブヘルス/ライツ(からだと性に関する女性の健康と権利)に関するセミナー	人権・男女共同参画課	①女性のためのニットカフェ(年6回予定していたが、新型コロナ感染症拡大防止のため5月を中止し、定員を1/2減で実施した) ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ③居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」	①延44人(年5回) ②令和3年3月2日～3月31日 ③延8人(年3回)	①延べ46人(年5回) ②— ③延べ53人(年4回)	・女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。	・居場所事業は継続して実施する。 《後期計画:事業 No.171》	※男女共同参画センター事業



	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
260	総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	生涯学習・地域学校連携課 スポーツ振興財団	子どもから高齢者まで様々な世代の区民がスポーツや文化活動に参加するクラブに対して物品貸付を行った。また学校や地域にクラブの目的や活動を周知した。	クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるよう支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。		クラブに対する物品貸付を行うことによって、様々な世代が参加するクラブ活動が円滑に活動できるよう支援を行えた。学校や地域にクラブの目的や活動を周知することにより、学校との円滑な連携、地域へのクラブの目的や活動の理解促進を図ることができた。	既存のクラブへの物品貸付の継続実施を行う。また学校を拠点としたクラブの新設に取り組み、地域コミュニティづくりを図っていく。 《後期計画:事業 No.111》	再掲 (課題6施策②)
261	配食サービス	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉センター 保健福祉課)	区事業としての高齢者配食サービスは令和2年度末をもって廃止 区事業を受託していた事業者の自主事業への移行支援として、令和5年度まで補助事業を実施	登録者数:68人	補助対象事業者:3者	民間事業者の参入が進んだことにより、区は、サービス実施主体として一定の役割を終えたため、事業を廃止した。 一方で、地域住民の相互の助け合いを主とした地域福祉は今後も推進していく必要があるため、地域ボランティアの活動の場の確保の観点から区事業から自主事業への移行支援に取り組んだ。	事務事業見直しにより当該事業は、令和2年度末をもって廃止している。 《後期計画:掲載終了》	
262	会食サービス	高齢福祉課 (各総合支所保健福祉センター 保健福祉課)	ひとりぐらし高齢者等へ、協力員が調理した食事を地区会館等で提供	登録者数:522人	登録者数:509人	協力員が調理した食事を、地域の皆と会食することで、社会参加や地域交流の機会が確保できた。	ひとりぐらし高齢者等を対象とした地域社会との交流及び支えあいを推進する事業として継続する。 《後期計画:掲載終了》	
263	介護予防に関する普及・啓発、介護予防講座の実施	介護予防・地域支援課	新型コロナウイルス感染症予防のため、普及啓発を目的とした対面式の講演会を中止し、新たに自宅でも学べるフレイル予防講座の動画を作成・配信した。また、「まるごと介護予防講座」の一部をオンライン形式で実施するなど、多様な手法により普及啓発事業を実施した。			動画配信やオンライン形式の講座実施など、新たな手法による普及啓発事業を実施したことにより、コロナ禍で外出を控えがちな高齢者に対しても、介護予防・フレイル予防の啓発を実施することができた。	令和4年度は、オンラインによる「まるごと介護予防講座」とスマホ講座・Zoom 講座を連携して実施するなど、より効果的に介護予防・フレイル予防の普及啓発を図っていく。 《後期計画:事業 No.172》	
264	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)もの忘れ相談	介護予防・地域支援課	身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう、「もの忘れ相談窓口」の設置や認知症専門相談員の配置など、感染予防策を徹底したうえで、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等で対応した。			「もの忘れ相談窓口」には、コロナ禍でも多くの相談が寄せられており、各地区において支援が必要な方への早期対応・早期支援を図ることができた。	「もの忘れ相談窓口」の更なる周知のほか、研修実施等により相談を受けるあんしんすこやかセンター職員の質の向上を図る。 《後期計画:事業 No.173》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
265	世田谷区地域・職域連携推進連絡会における取組み	世田谷保健所健康企画課	世田谷区地域・職域連携推進連絡会の開催※作業部会、連携事業等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業向け健康経営ライブオンセミナーの周知</li> <li>※連絡会、作業部会、経営力向上セミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響により休止</li> <li>・関係機関からの意見等を参考に令和2年3月に作成した、区民の健康状況を経年的データから分析した「データでみるせたがやの健康2019」を世田谷区地域・職域連携推進連絡会委員へ配付</li> </ul>	世田谷区地域・職域連携推進連絡会の開催:1回	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度の連携事業は休止となったが、世田谷区地域・職域連携推進連絡会を開催し、地域・職域連携に係る区の取組み等の情報提供や情報共有を行うことで、中小企業等への啓発を図ることができた。	コロナ禍を経た区民の健康状態や健康意識等の変化を踏まえ、区民の継続的な健康管理を支援するための環境整備について、世田谷区地域・職域連携推進連絡会委員の意見等を伺いながら、検討を進めていく。 《後期計画:事業 No.174》	
266	成人健診	世田谷保健所健康企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定及び長寿健診対象者への詳細な健診項目等の実施。</li> <li>・生活保護受給者等への成人健診の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・80,047件</li> <li>・1,595件(確定値)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・52,336件</li> <li>・1,234件(令和4年4月現在)</li> </ul>	生活保護受給者等への成人健診の実施については、生活支援課と連携し、DV被害者など住民登録のない方に対しても案内を送付するとともに、生活保護法の改正に伴い、令和3年度より生活支援課にて「被保護者健康管理支援事業」として成人健診の受診勧奨を行うことで、成人健診の周知を強化することができた。	継続実施 《後期計画:事業 No.175》	
267	がん検診(肺がん、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん)及び胃がんリスク(ABC)検査	世田谷保健所健康企画課 (各総合支所健康づくり課) (世田谷区保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診</li> <li>・肺がん検診</li> <li>・大腸がん検診</li> <li>・子宮がん検診</li> <li>・乳がん検診</li> <li>・前立腺がん検診</li> <li>・胃がんリスク(ABC)検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8,450件</li> <li>・56,233件</li> <li>・50,652件</li> <li>・32,541件</li> <li>・20,133件</li> <li>・1,075件</li> <li>・8,088件(確定値)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8,193件</li> <li>・34,368件</li> <li>・33,601件</li> <li>・25,071件</li> <li>・16,172件</li> <li>・695件</li> <li>・3,904件(令和4年4月現在)</li> </ul>	女性特有のがんのうち、死亡率減少効果が科学的に証明されている子宮がん、乳がん検診を実施して、性差を考慮した支援を行うことができた。また、子宮がん・乳がん検診について、令和3年度から受診年齢要件を国の指針に合わせることで、科学的根拠に基づいた正しい受診機会の提供と、がん検診における不利益の減少を図ることができた。	継続実施(子宮がん・乳がんについては令和3年度より国の指針に合わせた受診年齢要件で実施) 《後期計画:事業 No.176》	
268	がん相談コーナー	世田谷保健所健康企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面相談(第2・4土曜日)</li> <li>・電話相談(第1～4木曜日(うち第1・3週看護師による専門相談、第2・4週がん体験者によるピア相談))</li> <li>・一次相談(平日 午前9時から午後5時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21件(就労相談5件含む)</li> <li>・46件(うち専門相談41件、ピア相談5件)</li> <li>・34件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・33件(就労相談5件含む)</li> <li>・47件(うち専門相談33件、ピア相談14件)</li> <li>・33件</li> </ul>	令和3年度より、中央図書館において、がんに関するテーマ本コーナーの設置と併せたがん相談を実施することで、より一層、がんに関心した方等の相談に対応できた。	令和4年度は、これまで中央図書館のみで実施していたがんに関するテーマ本コーナーの設置を、区内図書館での巡回展示に拡大することで、がん相談の周知を強化する。 《後期計画:事業 No.177》	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 ―― 課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
269	エイズや性感染症の抗体検査・相談対応	世田谷保健所感染症対策課	予約不要、匿名、無料でHIV相談を実施 ・電話相談 ・来所相談(5月以降中止。12月のみ夜間検査を実施。)	・4件 ・2件 (検査事業を1年間中止した)	電話相談→4件 来所相談→49件	令和3年度はコロナの影響で検査実施が3回となった。世界エイズデーに合わせてロビー展にて予防と早期発見の普及啓発ができた。	検査・相談事業は継続実施。区HPなどの媒体で周知を継続する。 《後期計画:事業 No.181》	
270	せたがや元気体操リーダー養成	世田谷保健所健康企画課	講座終了後のフォローのために、登録リーダー対象にスキルアップ講座・交流会を開催した。また実際の現場での指導状況を把握しアドバイスをする指導実習を行った。	登録リーダー:65名 スキルアップ講座・交流会:6回 指導実習:9名 ※各年で養成講座と上級養成講座を開催し、令和2年度は上級養成講座を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度に延期	登録リーダー:76名 スキルアップ講座・交流会:6回 指導実習:26名 ※初級養成講座と上級養成講座を隔年で開催、令和3年度は初級養成講座開催した。	初級養成講座を開催し「第11期せたがや元気体操リーダー」11名を認定した。登録認定リーダーについては、スキルアップ研修を重ねリーダー活動の充実につなげた。	派遣先(自主団体)のニーズに合わせた講座運営を継続し、リーダーを安定的に派遣できる体制を維持する。 《後期計画:事業 No.178》	
271	食育講座等の食育事業の普及・啓発	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	区民の健康づくりを支援するため、区民、区内事業者等と協働した食育を推進した。 ・「日本の食文化を伝えよう」の普及啓発 ・世田谷区食育ガイドブック活用講座 ・大人の食育講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した事業 ・世田谷区食育ガイドブック活用講座 ・地域における共食を通じた食育推進事業 ・大学生食育プロジェクト  ・おいしい適塩等の食体験ができる講座”等による適塩等の普及啓発は、フードモデル等の展示による普及啓発で実施した。延255名(年21回)	・区ホームページへの五節旬食育情報掲載 ・世田谷区食育ガイドブック活用講座 「日本の食文化を伝えよう」今こそ家庭や地域で伝えよう～日本の食文化等と健康づくり 動画配信 視聴者12,000名 ・大人の食育講座 「日本の食文化を伝えよう」～福を招いて一緒に楽しむ正月料理～ 動画配信 視聴者361名	幸せや健康を願う意味が込められた行事食から日本の食文化に触れ、豊かな食と食事を大切にする心や健康な生活を送る上で望ましい食に関する知識をもち実践に結びつく取組みが実施できた。	体験を盛り込んだ講座が実施できない中効果的な手法を検討していく。行政だけでなく、地域の関係機関、施設等と連携した取組みを働きかけていく。 《後期計画:事業 No.180》	
272	学校を中心とした食育推進事業の普及・啓発、健康教育推進研修の実施	教育指導課	研修等において、食育リーダー・保健主任の役割や食育・がん教育の推進の講義・実践発表等を実施	90校全校に啓発 がん教育講演会:14回	全校に啓発 外部講師によるがんに関する講話:12校	食育の推進や健康教育を実践していくための資質・能力の向上を図ることができた。	引き続き、食育月間等を中心にした各校の取組みの充実を呼びかける。平成30年度から令和4年度までの5年間で、すべての中学校において外部講師によるがん講話を実施する。 《後期計画:事業 No.182》	

施策② こころの健康対策

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
273	相談体制の充実	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもから大人までのこころの健康に関して、保健師による電話・面接・訪問等での相談を実施。</li> <li>・精神関連保健師訪問</li> <li>●精神科医・保健師によるこころの健康相談を実施(予約制)。</li> <li>・こころの健康相談</li> <li>・依存症相談</li> <li>●世田谷保健所の「多職種チーム」が保健福祉センター保健師と連携し、困難ケースに対応(R1.6月「多職種チームによる訪問支援事業」開始)。</li> <li>・精神保健相談員による訪問支援</li> <li>・措置入院者退院後支援計画策定(令和3年度拡充事業)</li> <li>●グリーフサポート事業</li> <li>●夜間・休日等こころの電話相談事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師訪問(健康づくり課・健康推進課) 延数2506件</li> <li>・相談事業 全100回 延数224件</li> <li>・依存症相談 全38回 延数58件</li> <li>・多職種チーム訪問支援 実数35件、延数310件</li> <li>・退院後計画策定 9件</li> <li>・グリーフサポート 対面相談40件、電話相談69件</li> <li>・夜間休日電話相談・延2,522件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師訪問(健康づくり課・健康推進課) 延数2830件</li> <li>・相談事業 全96回 延数182件</li> <li>・依存症相談 全38回 延数58件</li> <li>・こころスペース全6回 26件 延数32人</li> <li>・多職種チーム訪問支援 実数65件、延数392件</li> <li>・退院後計画策定 4件</li> <li>・グリーフサポート 対面相談58件、電話相談83件</li> <li>・夜間休日電話相談・延2,521件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師の家庭訪問や、こころの健康相談により、区民の実生活、支援環境に合わせて、精神疾患の発症予防・再発予防・社会復帰に関する支援を実施できた。</li> <li>・措置入院者退院後支援では、入院を機会に新たな支援を開始し、治療の継続や病状の安定につなげた。</li> <li>・グリーフに寄り添う個別相談などを実施することで、その辛さや苦しみを一人で抱え込んでいる相談者の孤立の予防につながった。</li> <li>・夜間休日等こころの電話相談では、区が閉庁する時間帯の区民の不安や悩みに対応し、必要な方は区の支援につなげることができた。</li> </ul>	依存症相談は、令和4年度より5支所健康づくり課へ開催場所を拡大する。夜間休日等こころの電話相談事業は、令和4年9月から回数を拡大する。 《後期計画:事業No.184》	
274	思春期こころの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの問題について、児童思春期精神科医・保健師による思春期こころの相談を実施。	実施回数: 5支所 全56回 参加者 146人	実施回数: 5支所 全58回 参加者 134人	思春期に起こりやすいこころの問題について専門医による見立てや、対応方法の助言、および医療機関・社会資源紹介のニーズがあるため必要である。	継続実施予定 《後期計画:事業No.184》	
275	こころの健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	全100回 利用者実数298人 延数224人	全96回 利用者実数179人 延数182人	こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながる事例もあった。	継続実施予定 《後期計画:事業No.184》	—
276	EPDSを導入した、産後うつ病の早期発見と予防	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	訪問時に EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)等の質問票を用いて母親のメンタルヘルスや育児に関する状況把握。必要時継続支援。	乳児期家庭訪問からの継続支援実施。	乳児期家庭訪問からの継続支援実施。	母親の記入した質問票をもとに面接し、既往歴や家族の協力体制、育児不安や育児負担感、母親の気持ち等を把握。必要時早期介入・支援ができています。	継続実施予定 《後期計画:事業No.62》	再掲 (課題5施策②)

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 ― 課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
277	依存症相談(アルコール等)	世田谷・烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	依存症に関連する問題の明確化と対応の理解を進め、健康回復・社会復帰を図るために、医師等による専門相談(個別相談・家族講座)を予約制で実施 保健師の相談は随時実施	・依存症相談 全 38 回 延数 58 人 ・家族相談 全 14 回 延数 39 人	・依存症相談 全 38 回 延数 58 人 ・家族相談 全 23 回 延数 96 人	依存症に関連する問題の明確化と対応の助言、医療機関、社会資源の紹介等を実施した。家族講座では対応についての講義やグループワークを実施。	継続実施予定。依存症相談(アルコール等)は各支所で専門医をつけて実施予定。家族会は5支所共同運営で、世田谷支所にて実施予定。 《後期計画:事業 No.183》	
278	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくいたい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやってみよう ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらす」を統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題1施策①)
279	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。 《後期計画:事業 No.155》	再掲 (課題8施策⑥)
280	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④― ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
281	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③―	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業 No.4》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
282	女性のための ところと身体 健康講座等の 開催	人権・男女共同 参画課	①女性のためのニットカフェ(年6回予定していたが、新型コロナ感染症拡大防止のため5月を中止し、定員を1/2減で実施した) ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ③居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだところサロン」	①延44人(年5回) ②令和3年3月2日～3月31日 ③延8人(年3回)	①延べ46人(年5回) ②― ③延べ53人(年4回)	・ところと身体健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。 ・女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。 ・コロナ禍で孤立したり、心身ふ調を感じる女性が増えた中で、確実に実施できたこと意義は大きい。	・令和4年度はアサーティブ講座を実施予定。 ・からだところサロンを発展させ、『わたしのからだところ講座』を実施予定。対象を広く女性全般へ拡大した講座とする。 《後期計画:事業 No.171》	※男女共同参画センター事業
283	あんしんすこ やかセンター (地域包括支 援センター)も の忘れ相談	介護予防・地域 支援課	身近な福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、認知症に関する様々な相談ができるよう、「もの忘れ相談窓口」の設置や認知症専門相談員の配置など、感染予防策を徹底したうえで、必要な支援を早期に行えるよう面接、電話、訪問等で対応した。			「もの忘れ相談窓口」には、コロナ禍でも多くの相談が寄せられており、各地区において支援が必要な方への早期対応・早期支援を図ることができた。	「もの忘れ相談窓口」の更なる周知のほか、研修実施等により相談を受けるあんしんすこやかセンター職員の質の向上を図る。 《後期計画:事業 No.173》	再掲 (課題 10 施策①)
284	事業者や医療 関係者と連携 した普及・啓発	世田谷保健所健 康推進課 (各総合支所健 康づくり課)	・各地域において、健康せたがやプランのネットワークや、家族会、当事者グループ、学校などとの連携によって講演会や健康教育を実施した。 ・毎年医療従事者対象のゲートキーパー講座は、薬剤師会と共催、医師会後援で開催している。  また、自殺対策協議会およびその部会や、グリーフサポート検討会、思春期青年期精神保健部会、精神障害者支援連絡協議会等の委員である、学識経験者、東京都、医療機関、障害者団体、支援機関の関係者からの意見を元に普及啓発事業に反映させた。	・地域移行部会 3回131人 ・ピア相談員養成講座 5回149人 ・地域精神保健ネットワーク 9回55人 ・依存症家族教室14回39人 ・ゲートキーパー講座(医療従事者対象)オンライン開催参加者89人  ・新型コロナに対応した新しい生活様式の中でできるメンタルケア情報提供 ①ところと体の整え方動画配信 11,270アクセス ②「ところコンディショナー」; リンク ③ワークブック;ホームページに掲載	・地域移行部会 1回63人 ・ピア相談員養成講座 5回131人 ・地域精神保健ネットワーク 21回188人 ・依存症家族教室 23回96人 ・ゲートキーパー講座(医療従事者対象)オンライン開催参加者64人  ・せたがやペンギン物語～ところとからだのプチアニメ～令和4年3月29日配信 ②「ところコンディショナー」; リンク	ところの健康づくりに関する啓発活動を、関係機関に向けてあるいは関係機関とともに実施することで、区民のところの健康づくり理解の促進とともに、ネットワークの構築につながった。	継続実施 《後期計画:事業 No.179》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
285	こころの健康づくりに関する講座の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所健康づくり課)	精神保健講演会の開催 (精神疾患の理解、思春期のこころの理解、自殺予防対策、アルコールや薬物など依存症に関することなど)	健康づくり課における区民向けの講座開催は中止 ・依存症セミナー2回91人 ・区民会議 本会議2回21人 ここからカフェ15回201人 ・グループサポート連続講座 3回303人 ・WEB による動画配信講座11,270アクセス(再掲)	・依存症セミナー2回130人 ・区民会議 本会議1回12人 ここからカフェ15回266人 ・グループサポート連続講座 3回164人 ・せたがやペンギン物語～こころとからだのプチアニメ～ 令和4年3月29日配信(再掲)	令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、中止となった講座が多くあったが、令和3年度はオンラインによる動画配信や、講座を開催に切り替えるなど、情勢に応じて臨機応変に展開を図ることができた。アンケート等からの参加者の講演会に対する満足度も高かった。	継続実施 《後期計画:事業 No.179》	
286	世田谷区自殺対策協議会の開催	世田谷保健所健康推進課	医療機関・医師会・薬剤師会・警察署・消防署・鉄道会社・支援機関・相談機関・家族会等と自殺対策についての協議を実施した。 令和元年10月に「自殺対策基本方針」を策定した。 ・自殺対策協議会 ・庁内自殺対策連絡会およびグループサポート事業連絡会 ・ゲートキーパー講座 ・中学生向け啓発冊子配布	・自殺対策協議会 1回(書面開催) 自殺対策推進部会 0回 自殺未遂者支援部会 1回(書面) 庁内連絡会 1回(書面) 一般向けリーフレット配布 580部 中学生向け冊子配布 5875部 ・職員向け自殺予防セルフチェック 回答者 2144人 ・「こころの体温計」78045件 ・自殺対策として、WEB による動画配信講座 11,270 アクセス(再掲)	・自殺対策協議会 2回 自殺対策推進部会 1回 自殺未遂者支援部会 2回 庁内連絡会 2回 中学生向け冊子配布 5,864部 ・職員向け自殺予防セルフチェック 回答者 2,078人 ・「こころの体温計」55,051件 ・せたがやペンギン物語～こころとからだのプチアニメ 令和4年3月29日配信(再掲)	自殺は追い込まれた末の死であり、誰にでも起こりうるこころの危機として、単に精神保健上の問題だけでないと、啓発等を実施してきた。今後も自殺予防、自殺対策は区の様々な所管課が関連するものと位置づけて、裾野を拡大していく。	継続実施。 《後期計画:事業 No.185》	
287	こころスペース(思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	・延 14人(6回)	・延 32人(6回)	平日の午前、午後、夕方時間帯に実施した。敷居の低い相談として機能し、継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないだ。	継続実施。 HP やツイッター等で相談の周知の充実を図っていく。 《後期計画:事業 No.184》	
288	思春期青年期精神保健部会の開催	世田谷保健所健康推進課 (学校健康推進課)	世田谷区子ども・若者支援協議会の実務者会議として、また思春期・青年期の世代のこころの健康づくりについて協議する場として開催	部会の開催2回(書面開催) 事例検討会の開催なし。 ・支援ガイド(支援者向け相談窓口の一覧)の配布 8100部	部会の開催2回 ・令和3年8月31日開催 オンライン(Zoom)にて開催 ・令和3年12月21日開催 対面にて開催  学校教職員を対象とした事例検討会:2校4ケース、各学校にて開催  ・支援ガイド(支援者向け相談窓口の一覧)の配布 8,189部	学校健康推進課と共同事務局として運営することで、教育と保健医療分野での相互理解と課題の認識が図られた。	継続実施 《後期計画:事業 No.186》	

施策③ 母子の健康支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
289	低所得世帯への出産費補助	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども家庭課	出産費用等の相談を実施	18件	11件	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、女性の生き方に応じた妊娠・出産に関わる選択を尊重し、支援する体制の充実が図られた。	継続実施。今後も経済的理由により、子を産み育てることに関わる権利が損なわれないように努める。 《後期計画:事業 No.191》	
290	児童館での出張育児相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	乳幼児(主に0歳、1～2歳)のひろばに栄養士、歯科衛生士が育児相談を実施。	管内児童館 6館 15回 178組参加 栄養士実施 管内児童館 14館 26回 251組参加	栄養士実施 管内児童館 12館 27回 256組 (514名)参加 歯科衛生士実施 管内児童館 15館 16回 165組参加	参加者同士の交流、育児の困りごとなどの対処法の共有の場となっている。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.64》	再掲 (課題5施策②)
291	食生活・歯科相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊娠期・乳幼児期の食生活や歯と口の健康についての個別相談を実施 ・食生活相談 ・すくすく歯科相談 ・歯科予防処置 ・歯みがき準備教室	歯みがき準備教室は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、実施なし ・3,093件(食生活相談) ・1,693件(すくすく歯科相談) ・905件(歯科予防処置) ・0件(歯みがき準備教室)	・食生活相談 2640件 ・すくすく歯科相談 2,065件 ・歯科予防処置 1,176件 ・歯磨き準備教室 167件	妊娠期や乳幼児の食事の相談を通じて、生活習慣病などの疾病予防につなげている。また、保護者がむし歯のリスクを理解し、歯に良い生活習慣を身に付ける機会を提供している。	継続実施 《後期計画:事業 No.187》	
292	親子の心身の健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	・妊娠期面接等のネウボラ・チームによる関わりを通して、妊娠期からの情報も乳児期家庭訪問に活かしている ・訪問後は必要時地区担当保健師の支援を実施 ・乳幼児健診等の医師の診察後、本人の希望や必要な方に保健師、心理士、栄養士の個別相談			乳幼児健診は、健診をきっかけに孤立した育児の辛さや児への心配事等を吐露する母親もいるため、児の発育発達の確認のみでなく虐待予防の視点でも介入できる貴重な機会となっている。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.188》	
293	離乳食講習会、4か月、1歳6か月、3歳児健診及び両親学級等の機会での食に関する啓発	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	妊婦や乳幼児の食生活に関する知識の普及および妊婦とパートナーを対象として、家族の食生活を見直すきっかけとなる生活習慣病予防についての啓発を行う。 ①前期離乳食講習会 ②後期離乳食講習会 ③オンライン離乳食講習会 ④4か月児健診 ⑤1歳6か月児健診 ⑥3歳児健診 ⑦両親学級	新型コロナウイルス感染拡大防止のための通常のカンファレンス回数よりも減となっている。 ①6回 ②0回 ③132回 ④98回 ⑤127回 ⑥0回	①25回 ②5回 ③81回 ④43回 ⑤110回 ⑥114回 ⑦10回	離乳食講習会や各種健診など、様々な機会を通じて、妊婦とそのパートナー、乳幼児の保護者に、食に関する正しい知識を提供することができた。新型コロナウイルス感染拡大予防のための健診等中止の間は電話相談を行った。	継続実施 《後期計画:事業 No.189》	



基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 ―― 課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
294	非課税世帯への保健指導票の交付	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	経済的理由により医療機関での保健指導を受けたい妊婦および乳幼児に対し、診察および検査等必要な保健指導を受けられるよう交付	11件(妊産婦1件、乳児1件)	60件(妊産婦54件、乳児6件)	経済的な負担軽減をはかり、診察及び検査等、必要な保健指導の機会を提供することで、妊婦及び乳幼児の健康な発育・発達につなげることができた。	継続実施 《後期計画:事業 No.190》	
295	児童館事業での食育推進	児童課	全児童館において「食育」をテーマに年間事業計画を策定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために飲食を伴う事業の多くを中止とせざるを得なかった。	全児童館 25 館	全児童館 25 館	総合支所健康づくり課と連携し、乳幼児の親向けに栄養相談事業を実施するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を進めながら、可能な範囲で事業を実施した。	継続実施 《後期計画:事業 No.192》	
296	世田谷版ネウボラ(妊娠期からの切れ目のない子育て支援)	子ども家庭課 世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期面接数</li> <li>・母子保健コーディネーター</li> <li>・子育て応援相談員</li> <li>・地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》</li> <li>・せたがや子育て利用券登録事業者</li> <li>・ネウボラ・チームによる医療機関への訪問や情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7,688 件</li> <li>・19 名</li> <li>・13 名</li> <li>・6 か所</li> <li>・260 事業者 (区内:165 事業者、 区外:95 事業者)</li> <li>・25 か所 (新型コロナウイルス感染症の影響により、電話による情報交換と連携の確認を実施した。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,963 件 (内訳:初回面接 5726+2 回目以降 237=5963 件)</li> <li>・19 名</li> <li>・13 名</li> <li>・6 か所</li> <li>・288 事業者(区内 179 事業者、 区外 109 事業者)</li> <li>・29 か所(新型コロナウイルス感染症の影響により、電話による情報交換と連携の確認を実施した)</li> </ul>	<p>せたがや子育て利用券への事業参加を引き続き呼びかけを行うことで、区内の登録事業者数が増加し、地域で子育てを支える環境を充実させることができた。</p> <p>地域における身近で気軽な相談支援体制の充実として、利用者支援事業(地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》)を引き続き実施し、他機関等との連携強化をさらに図ることができた。</p> <p>妊娠期間面接については、令和2年度は、東京都の単年度事業として新型コロナウイルス感染予防対策(育児パッケージ追加配布)を、せたがや子育て利用券と一緒に配付したことで、令和2年度中に妊娠期間面接を希望する妊婦が急増した分、年度を超えて令和3年度に妊娠期間面接を受ける妊婦が減少した。</p> <p>一方、妊娠期間面接アンケートでは、93.5%が満足と回答しており、妊娠期間面接が切れ目のない支援の入り口として定着してきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、電話での手法となったが、情報交換と連携を行った医療機関を増やし、地域でのネットワークの強化が図られた。</p>	妊婦や子育て家庭を地域で支えるためのさらなる地域資源の充実を図る。新型コロナウイルスの感染状況をみながら、区、医療、地域のそれぞれの支援の担い手が機能的に連携する顔の見えるネットワーク体制の強化を図る。 《後期計画:事業 No.70》	再掲 (課題5施策②)
297	母子健康手帳の交付	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課) (各出張所・まちづくりセンター等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届による交付</li> <li>・その他(再交付等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7,582 件</li> <li>・195 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7079 件</li> <li>・170 件</li> </ul>	世田谷区オリジナルの母子保健バッグは好評。内容の説明等窓口職員にも周知した。	継続実施 《後期計画:事業 No.193》	
298	妊婦健康診査	世田谷保健所健康推進課	交付件数は同上。	受診延件数 75,594 件 初回受診率 96.4%	受診延件数 74,002 件 初回受診率 98.3% ※暫定値	母胎の心身の負担を把握し、必要な支援につなげる一助として活用できた。 医療機関との連携の一助とした。	継続実施 《後期計画:事業 No.194》	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 ―― 課題 10 性差に応じたところと身体健康支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
299	妊娠高血圧症候群等医療助成	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	妊娠高血圧症候群等にかかり支給要件に該当する妊婦に対し、入院医療費を助成	申請4件	申請4件	母胎の心身の負担を把握し、必要な支援につなげる一助として活用できた。	継続実施 《後期計画:事業 No.195》	
300	母親学級・両親学級の開催	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	No144と同様				《後期計画:事業 No.98》	
301	乳幼児健康診査	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4か月児健診 コロナ禍対応として、集団健診に加え個別健診も可能とした。</li> <li>・1歳6か月児歯科健診 コロナ禍対応として、2歳3か月まで受診期間を延長した。</li> <li>・3歳児健診 コロナ禍対応として、5歳まで受診期間を延長した。</li> <li>・経過観察健診</li> <li>・精密検査受診票を発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4か月児健診 131回</li> <li>・1歳6か月児歯科健診 99回</li> <li>・3歳児健診 127回</li> <li>緊急事態宣言時の4～6月は、集団健診を休止した。</li> <li>・60回</li> <li>・乳児 230件 幼児 343件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4か月児健診 148回</li> <li>・1歳6か月児歯科健診 110回</li> <li>・3歳児健診 132回</li> </ul>	コロナ禍においても、すべての子どもに対して、健康的な生活の基礎となる健康診査の機会を提供し、保護者とともに家庭養育の状況を確認と、必要な支援へのつなぎを継続した。	感染防止策を講じた乳幼児健診の継続開催。 今年度より通常受診期間に戻し、個別健診は終了とする。 再度新型コロナウイルスの感染拡大により健診を中止せざるを得なくなっても、子育て質問票の返送や電話等による発見とアプローチを継続する。 《後期計画:事業 No.196》	
302	不妊治療費の助成	世田谷保健所健康推進課 (各総合支所保健福祉センター健康づくり課)	区としては、不妊治療助成はするが、検査の助成は行わない。	・助成件数 1,455件	・助成件数 1,924件	新型コロナウイルス感染拡大により不妊治療の延期を余儀なくされている方に対し、東京都は令和2年度のみ一次的に年齢要件を緩和、区も東京都にならう。	令和4年度より保険適用となったが、令和4年4月1日時点で治療中の方については、治療計画に支障が生じないよう、経過措置として1回の治療に限り助成の対象とする。 《後期計画:掲載終了》	
303	家庭教育学級での保護者への食育推進	生涯学習・地域学校連携課	食育に関する講座の実施	5回	7回	共通テーマに基づき、食育推進を行うことができた。 家庭教育学級で学んだ食育の知識を各家庭でも活用されることが期待される。	今後も家庭教育学級を通じて、食育の重要性について学ぶ機会を提供していく。 《後期計画:事業 No.197》	

施策④ 年代に応じた性教育の普及

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
304	エイズ予防啓発活動	世田谷保健所感染症対策課	第2庁舎1階ロビーにて、12月1日世界エイズデーに合わせてエイズ予防啓発のロビー展を実施。	ロビー展実施期間： 11/24～12/4	第1庁舎1階ロビーにて、12月1日世界エイズデーに合わせてエイズ予防啓発のロビー展を実施。 実施期間：11/22～11/27	第1庁舎ロビーに展示したことにより、普段エイズに関心のない方にも知ってもらった。啓発グッズの配布も好評で、関心の持続に寄与することができた。	より関心を持ってもらえるよう展示の工夫に努める。 《後期計画：事業 No.200》	
305	学園祭やイベント会場でのキャンペーン	世田谷保健所感染症対策課	検査中止に伴いポスター掲示をせず		検査中止に伴いポスター掲示をせず	検査中止に伴いポスター掲示をせず	コロナの動向を見ながら、学生の関心を高められるよう、内容と再開を検討する。 《後期計画：事業 No.201》	
306	差別や偏見をなくするためのPR活動	世田谷保健所感染症対策課	検査会場：避妊具の展示、配布。レインボーフラッグの展示や関連図書の閲覧コーナーを作成。 ロビー展：避妊具の展示、配布。展示やデジタルサイネージにて性感染症とレインボーフラッグについて紹介。		検査会場：避妊具の展示、配布。レインボーフラッグの展示や関連図書の閲覧コーナーを作成。 ロビー展：展示やデジタルサイネージにて性感染症とレインボーフラッグについて紹介。	検査会場やロビー展でのPRにより、ハイリスク層に加え、エイズに関心のない方にも知ってもらった機会となった。	より関心を持ってもらえるよう展示の工夫に努める。 《後期計画：事業 No.202》	
307	エイズ／性感染症相談・検査の実施、充実	世田谷保健所感染症対策課	予約不要、匿名、無料でHIV相談を実施 ・電話相談 ・来所相談	・4件 ・2件 (検査事業を1年間中止した)	電話相談→4件 来所相談→49件	令和3年度はコロナの影響で検査実施が3回となった。世界エイズデーに合わせてロビー展にて予防と早期発見の普及啓発ができた。	検査・相談事業は継続実施。区HPなどの媒体で周知を継続する。 《後期計画：事業 No.203》	
308	学校への計画的な保健師等の派遣	世田谷保健所感染症対策課	・助産師等専門職による研修として、「いのちと性の健康教育」をテーマに要請があった中学校で実施	・2校、324人	・1校、110人	実施校の生徒からの感想文よりこのような機会を設けることの重要性を感じた。	研修内容については各学校の意見等を踏まえて実施する。 《後期計画：事業 No.204》	
309	予防啓発用媒体・資材の貸し出し、配付	世田谷保健所感染症対策課	・「いのちと性の健康教育」の際に参考資料として配付した。相談先ガイドも併せて配付。区立中学校で実施。	・2校、324人	・1校、110人	・いのちと性の健康教育にて配付することで、若年層への普及啓発ができた。	配付先・方法については、適宜見直しに努める。 《後期計画：事業 No.205》	
310	性教育の推進	教育指導課	体育・保健体育の年間指導計画において、計画的に実施	各校で実施	各校で実施	体の発育・発達について、思春期の体の変化などについて、理解を深めることができた。	「性教育の手引」(平成31年3月 東京都教育委員会)を活用した授業実践の推奨及び東京都教育委員会の事業「性教育の授業」の周知、実施支援をしていく。 《後期計画：事業 No.206》	

課題 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

施策① ひとり親家庭への相談・情報提供の充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
311	家庭相談の実施	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	毎週月・水・金曜日の午後1～5時(予約制)	2290 件	1716 件	家庭内の困りごとなどについて、調停申し立てや、法律相談を受ける前の問題整理ができる機会として家庭相談を案内し、相談に応じることができた。	継続実施。家族関係が多様化していくなかで、家庭内の問題についての助言指導を実施する。 《後期計画:事業 No.125》	再掲 (課題7 施策②)
312	シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画課	①シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会) ②シングルマザー応援フェスタ(相談会、情報提供等)	・延 13 人(年 5 回)  ・延べ 95 人(個別相談 20 人、スーツコーナー 32 人、フードコーナー 43 人)	①延べ 23 人(年 6 回)  ②延べ 155 人(講座 25 人、相談 21 人、マッサージ 26 人、工作 31 人、フード 52 人)	・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会)は対面で実施した。 ・シングルマザー応援フェスタは、講座で知識を得る機会と交流で参加者がリラックスできる場を作ることができた。 ・貧困度が上がっていると言われるシングルマザーの困難な状況から、フードのプレゼントコーナーを設け、非常に好評だった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業・就業時間の時短など、生活面でかなり苦しい状況におかれているシングルマザーを継続して支援する事業を実施する。 《後期計画:事業 No.207》	※男女共同参画センター事業
313	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第 82 号(9 月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくいたい」という感覚 ほか ・第 83 号(2 月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっつけていける ほか	4,200 部 (年 1 回)	各 4,200 部 (年 2 回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日的なテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。 また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びつけた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題1 施策①)
314	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画課	区政 PR コーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。 《後期計画:事業 No.155》	再掲 (課題8 施策⑥)
315	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらすぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各 2,500 部(年 4 回) ②各 2,500 部(年 3 回) ③1,400 部 ④— ⑤月平均 30 回投稿 ⑥月平均 7 回投稿 ⑦550 通(年 24 回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各 2,500 部(年 3 回) ③1,400 部 ④3,000 部 ⑤月平均 74 回投稿 ⑥月平均 4 回投稿 ⑦600 通(年 24 回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1 施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
316	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③—	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業No.4》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
317	シングルマザーのための居場所事業の充実	人権・男女共同参画課	①シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会) ②シングルマザー応援フェスタ(相談会、情報提供等)	・延13人(年5回)  ・延べ95人(個別相談20人、スーツコーナー32人、フードコーナー43人)	①延べ23人(年6回) ②延べ155人(講座25人、相談21人、マッサージ26人、工作31人、フード52人)	シングルマザー(プレシングルマザー＝離婚準備中・検討中を含む)のための支援講座を実施することで、ひとり親家庭の自立支援を図ることができた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業・就業時間の時短など、生活面でかなり苦しい状況におかれているシングルマザーを継続して支援する事業を実施する。 《後期計画:事業No.208》	※男女共同参画センター事業
318	子ども家庭支援センターによる支援	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	相談者の意向を確認し自己決定に基づき支援した。 ・DV相談件数 ・東京都女性相談センター等への一時保護件数	・2351件 ・35件	・3101件 ・38件	多様化する相談内容に対して、行政としてできる支援の説明をして、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施した。	継続実施。今後ますます多様化するであろう相談内容に対して、丁寧に対応していく。 《後期計画:事業No.132》	再掲 (課題7施策③)
319	養育費相談会	子ども家庭課 人権・男女共同参画課	離婚を考えている方やひとり親等を対象に、養育費に関する周知啓発の講義を含めた個別相談会を実施した。	30名(年7回)	26名(年6回)	各総合支所の家庭相談員が個別相談を実施し、相談会からさらに各地域で実施している家庭相談へつなげることが出来た。	民間事業者とも連携しながら、引き続き、区民への広報活動を行い、事業の周知を行う。また、人権・男女共同参画課とも連携を図り、広く周知を行う。 《後期計画:事業No.209》	

施策② ひとり親家庭の親への就労支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
320	母子・父子自立支援プログラム	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課) (各総合支所保健福祉センター生活支援課)	母子・父子自立支援プログラム策定員と母子・父子自立支援員が、自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携しながら就業支援を実施	・相談件数 23件 ・プログラム策定件数 8件	・相談件数 15件 ・プログラム策定件数 7件	ひとり親家庭の個々の状況に寄り添いながら、経済的自立に向けて、ハローワークと連携を図りながら就業支援を行った。	引き続き、関係機関と連携を図りながら、自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の就業を支援する。 《後期計画:事業No.210》	
321	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	子ども家庭課 (各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)	就業に必要な教育訓練講座を受講した場合に、経費の一部を支給	11件	10件	29年度の制度の一部改正において、雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方も本事業の支給対象になったこと等から、給付件数が増加したと思われる。	引き続き区民への周知を行いながら、ひとり親家庭の就業を支援する。 《後期計画:事業No.211》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
322	母子家庭及び 父子家庭高等 職業訓練促進 給付金	子ども家庭課 (各総合支所保健福 祉センター子ども家 庭支援課)	就業に有利な資格取得を促進し、生 活の負担軽減を図るため、受講期間 の一定期間について支給	27 件	35 件	2 年度と比較して支給者数が増加し た。区報等で事業周知を図りながら、 就業に有利な資格取得を促進し、ひ とり親家庭の生活の負担軽減のため、 給付金を支給した。	引き続き区民への周知を行いながら、 ひとり親家庭の就業を支援する。 《後期計画:事業 No.212》	
323	ひとり親家庭 等の高等卒業 程度認定試験 合格支援事業	子ども家庭課 (各総合支所保健福 祉センター子ども家 庭支援課)	高等学校を卒業していない(中退を含 む)ひとり親家庭の親または子どもが、 高等学校卒業程度認定試験合格の ため講座を受講したとき、経費の一部 を支給	0 件	0 件	チラシ・区報・Twitter 等で事業周知を 図り、子ども家庭支援センターへの相 談はあったものの、受講中の費用負 担が大きいこと等から、実績には繋が らなかった	引き続き区民への周知を行い、実績 につなげる。 《後期計画:事業 No.213》	

施策③ ひとり親家庭への生活支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
324	児童扶養手当	各総合支所保健 福祉センター子 ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速か つ長期的な経済的支援を行った。ま た、申請時や年1回の現況届時にひ とり親支援施策の周知を徹底した。			家庭相談やDV相談においても相談 員と連携して制度周知を行うことが できた。また、住民記録情報と連携して 世帯の状況を随時把握し、的確な案 内ができた。	特に、母子世帯は父子世帯に比べて 収入が低く、経済的に困窮するケー スが少なくないが、父子世帯に対する経 済的支援も必要となっている。ひとり 親家庭が安定した生活を営むまでの 長期的な支援を継続していく。 《後期計画:事業 No.214》	
325	児童育成手当	各総合支所保健 福祉センター子 ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速か つ長期的な経済的支援を行った。ま た、申請時や年1回の現況届時にひ とり親支援施策の周知を徹底した。			家庭相談やDV相談においても相談 員と連携して制度周知を行うことが できた。また、住民記録情報と連携して 世帯の状況を随時把握し、的確な案 内ができた。	特に、母子世帯は父子世帯に比べて 収入が低く、経済的に困窮するケー スが少なくないが、父子世帯に対する経 済的支援も必要となっている。ひとり 親家庭が安定した生活を営むまでの 長期的な支援を継続していく。 《後期計画:事業 No.215》	
326	ひとり親家庭 等医療費助成	各総合支所保健 福祉センター子 ども家庭支援課	ひとり親家庭の状況に応じて迅速か つ長期的な経済的支援を行った。ま た、申請時や年1回の現況届時にひ とり親支援施策の周知を徹底した。			家庭相談やDV相談においても相談 員と連携して制度周知を行うことが できた。また、住民記録情報と連携して 世帯の状況を随時把握し、的確な案 内ができた。	特に、母子世帯は父子世帯に比べて 収入が低く、経済的に困窮するケー スが少なくないが、父子世帯に対する経 済的支援も必要となっている。ひとり 親家庭が安定した生活を営むまでの 長期的な支援を継続していく。 《後期計画:事業 No.216》	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 — 課題 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
327	母子及び父子福祉資金等貸付	各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課(生活福祉課)	経済的に困窮するひとり親家庭への支援を行った。	226件	222件	ひとり親家庭の父母が扶養している児童の就学支度資金や修学資金を中心に支援を行なうとともに、父母の技能修得や住居確保等に必要資金の貸付を行った。このことで、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援し、扶養している児童の福祉を増進することができた。	継続実施。ひとり親世帯のうち経済的に困窮している世帯を支援することで、世帯の経済的自立を促し、貧困の連鎖を防ぐことができることから、今後も支援の充実に努める。 《後期計画:事業 No.217》	
328	母子生活支援施設入所	子ども家庭課(各総合支所保健福祉センター生活支援課)	関係機関と連携しながら、区内にある母子生活支援施設3施設で、ひとり親の支援を実施した。	18人(3施設)	13人(6世帯)(3施設)	関係機関との情報共有・連携を図りながら、各母子生活支援施設においてひとり親の母が自立に向けた支援を実施することができた。	関係機関との情報共有と連携を図りながら、引き続きひとり親の母への支援の充実が図れるように母子生活支援施設の活用による支援を実施する。 《後期計画:事業 No.218》	
329	ひとり親等家事援助ホームヘルパーの訪問	児童相談支援課(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)	小学3年生以下の児童を扶養する日常生活の自立が困難なひとり親家庭を対象 ・延利用時間数 ・利用回数 ・利用実世帯	・1,767時間(内訳:時間内483時間、時間外1,284時間) ・708回 ・16世帯	・1,580時間(内訳:時間内352時間、時間外1,228時間) ・561回 ・19世帯	日常生活において児童の養育に支障が生じている家庭にホームヘルパーが一定期間訪問することで、家庭の自立及び児童の健全な育成を支援することができた。	引き続き、家庭の自立及び児童の健全な育成を支援するとともに、多様なニーズに応えられるよう事業者の安定的な確保に努める。 《後期計画:事業 No.219》	

施策④ ひとり親家庭の子どもへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
330	ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業	子ども家庭課	学習習慣の定着と苦手科目の克服をめざし学習支援を実施 ・登録生徒数計 ・参加生徒累計 ・参加ボランティア累計	・83名 ・600名 ・547名	・97名 ・986名 ・781名	関係機関との情報共有・連携を図りながら子どもたちの個々のペース、課題解決に向けて寄り添った学習支援を実施することができた。また新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけオンライン学習の導入や、進学相談等の支援を強化した。また、離婚に向けて別居中の家庭の受け入れも開始した。	関係機関との連携を図りながら、引き続きひとり親家庭等の子どもたちの学習習慣の定着や苦手科目等の克服を目指す。新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活困窮が深刻化する中、参加希望者に迅速かつ柔軟に対応する。 《後期計画:事業 No.220》	
331	ひとり親家庭等の高等卒業程度認定試験合格支援事業	子ども家庭課(各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課)	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給	0件	0件	チラシ・区報・Twitter等で事業周知を図り、子ども家庭支援センターへの相談はあったものの、受講中の費用負担が大きいこと等から、実績には繋がらなかった	引き続き区民への周知を行い、実績につなげる。 《後期計画:事業 No.213》	再掲(課題11施策②)

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
332	教育相談	教育相談・支援課	<p>・教育相談室:心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。</p> <p>また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施。</p> <p>・区立小中学校:スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の支援を実施。</p>	<p>・教育相談回数:13,464回</p> <p>・学校支援件数:1,546件</p> <p>・スクールカウンセラー相談回数:74,831回</p>	<p>・教育相談回数:16,141回</p> <p>・学校支援件数:1,681件</p> <p>・スクールカウンセラー相談回数:81,392回</p>	<p>心理教育相談員、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組むことができた。</p>	<p>複雑化・多様化する相談内容に対して各機関が連携し適切な支援につなげるため、引き続き学校内外の教育相談体制の充実に取り組んでいく。 《後期計画:事業 No.221》</p>	



課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

施策① 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
333	地域防災計画への配慮等の取組みの位置づけ	災害対策課	平成29年度に取組み終了				地域防災計画(令和3年修正)に掲げた、多様性に配慮した女性の視点を踏まえた取組みを推進する。 《後期計画:事業 No.222》	
334	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画課	①セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじろひろば電話相談 ②セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじろひろば交流スペース ③R4年2月より面接相談を実施	①131件(年47回) ②21人(年10回)※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月、5月は中止	①197件(年48回) ②43人(年12回) ③面接相談4人(年2回)	・当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。	・継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。 《後期計画:事業 No.223》	※男女共同参画センター事業
335	社会保険・労働相談	世田谷区産業振興公社 (工業・ものづくり・雇用促進課)	令和3年度は事前予約、定期相談をあわせて351名の相談があった。うち女性の相談が201名で、全体の6割弱を占めた。相談内容は、雇用保険、退職、解雇やハラスメント相談が多かった。	317名 (うち女性185名)	351名(うち女性の相談201名)	「相談したことによって悩みや疑問を解消できた。」「どこに相談していいのかわからなかったのを、話を聞いてもらえてよかった。」という声をいただいた。事前予約相談・事業所訪問相談を再開した結果、予約相談が増加した。	継続実施。引き続き周知活動を実施し、より多くの区民の方及び事業者に利用してもらえるように努める。 《後期計画:事業 No.15》	再掲 (課題1施策⑤)

施策② 性的マイノリティへの理解の促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
336	広報紙・ホームページでの啓発	人権・男女共同参画課	区政PRコーナーや区ホームページにおいて周知・啓発を行った。			配偶者暴力相談支援センターの機能整備にあわせて発信を増加し、区民への周知に努めることができた。	今後も機会に応じて周知・啓発を継続していく。《後期計画:事業 No.155》	再掲 (課題8施策⑥)
337	情報紙「らぶらす」の発行	人権・男女共同参画課	令和3年度の発行内容 ・第82号(9月発行) 内容:巻頭インタビュー(下山田志帆氏) 次の世代のために育てたい「自分らしくていい」という感覚 ほか ・第83号(2月発行) 内容:巻頭インタビュー(青木さやか氏) どんなことも自分の財産 そう思えばやっていける ほか	4,200部 (年1回)	各4,200部 (年2回)	区民に対し、著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する今日のテーマについて効果的に情報発信をすることができた。加えて、パートナーシップ宣誓など、区の施策についても情報発信をすることができた。また、令和3年度から男女共同参画センター情報紙「らぶらすらぶらす」と統合し、センターへの委託事業としたことで、センター事業とも結びついた効果的な情報発信につながった。	今後も著名人へのインタビューを通じて男女共同参画に関する情報提供を継続しつつ、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をはじめとする区の施策について、読者に広く周知できるよう、効果的な記事を掲載する。 《後期計画:事業 No.2》	再掲 (課題1施策⑤)
338	男女共同参画関連図書資料、ポスター等の収集・提供	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③—	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館(延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の貸出や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業 No.4》	再掲 (課題1施策⑤) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
339	“らぶらす”情報紙、HP等による情報発信	人権・男女共同参画課	HP及び twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各 2,500 部(年 4 回) ②各 2,500 部(年 3 回) ③1,400 部 ④— ⑤月平均 30 回投稿 ⑥月平均 7 回投稿 ⑦550 通(年 24 回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各 2,500 部(年 3 回) ③1,400 部 ④3,000 部 ⑤月平均 74 回投稿 ⑥月平均 4 回投稿 ⑦600 通(年 24 回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
340	性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画課	セクシュアル・マイノリティフォーラムの実施	実施なし	・講座 24 人(会場 14 人、オンライン 10 人) ・交流会 8 人	・当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方が参加できる講座を実施したことで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。	・区民に向けて、セクシュアル・マイノリティ理解促進のための講座等を引き続き実施する。 《後期計画:事業 No.224》	※男女共同参画センター事業

施策③ 同性パートナーシップに関する取組み

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
341	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組み	人権・男女共同参画課	同性カップルである区民がその自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、同性カップルの気持ちを区が受け止め、区長名の宣誓書受領証を交付。 東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークを結成し、事務局として活動を実施した。	令和2年度:28 件 (平成 27 年度:25 件、平成 28 年度 23 件、平成 29 年度 19 件、平成 30 年度:20 件、令和元年度 30 件)	令和3年度:46 件 (平成 27 年度:25 件、平成 28 年度 23 件、平成 29 年度 19 件、平成 30 年度:20 件、令和元年度 30 件、令和 2 年度 28 件)	全国的にパートナーシップ制度の導入自治体が増加しているなかで、さらなる利便性の向上や行政サービス等の拡充に向けて、検討を実施した。また、東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークを結成し、情報・課題共有等、自治体間の連携強化を図ることができた。	ファミリーシップ宣誓の検討を始め、制度の見直しを検討する。 《後期計画:事業 No.225》	
342	世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みの関係機関への働きかけ	人権・男女共同参画課	性的マイノリティ理解促進のため、リーフレットを作成・配布し、関係機関および、医師会や不動産団体に対して普及啓発を実施した。区政PRコーナーでの掲示、区広報紙での 1 面特集を実施した。	条例PRリーフレットの配布により関係所管に性的マイノリティ支援を呼びかけ 発行部数:5,000 部	・区のおしらせ 12月1日号1面 ・性的マイノリティ理解促進リーフレット発行部数:10,000 部 ・区政PRコーナー 11月29日～12月3日	医師会、不動産団体のほか、関係機関へリーフレットの配布等により、普及啓発を図り、理解・支援を求められることができた。 また、区政PRコーナーでの掲示、区広報紙での 1 面で特集を記事掲載等、継続した啓発により、さらなる理解促進を図ることができた。	東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークを結成し、事務局として活動を実施した。活動を継続し、自治体間のさらなる連携を目指していく。 令和 4 年度は東京都が制度導入を予定しており、広域自治体との連携を踏まえ、さらなる利便性の向上等、制度の見直しを図っていく。 《後期計画:事業 No.226》	
343	住まいの確保の支援	住宅管理課	区営、区立住宅募集において、同性者を入居資格対象者としている。			相談及び申込みに適正に対応する。	今後の募集においても引続き、本制度を継続するとともに、じゅうフォメーション等を活用し、区民への周知を図る。 《後期計画:事業 No.227》	

施策④ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
344	こころの健康相談	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	こころの病を心配している方とその家族・関係者等を対象に医師・保健師による健康相談を実施	全100回 利用者実数298人 延数305人	全90回 利用者実数169人 延数170人	こころの病についての理解が深まるように、病気の説明や困りごとの対応方法についての助言などを行った。相談することで対応により変化がみられたり、専門機関などにつながる事例もあった。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.184》	再掲 (課題10 施策②)
345	思春期こころの健康相談(子ども・思春期)	各総合支所保健福祉センター健康づくり課	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの問題について、児童思春期精神科医・保健師による思春期こころの相談を実施。	実施回数: 5支所 全56回 参加者 116人	実施回数: 5支所 全55回 参加者 130人	思春期に起こりやすいこころの問題について専門医による見立てや、対応方法の助言、および医療機関・社会資源紹介のニーズがあるため必要である。	継続実施予定 《後期計画:事業 No.184》	再掲 (課題10 施策②)
346	性的マイノリティの相談・居場所事業の充実	人権・男女共同参画課	①セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじろひろば電話相談 ②セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじろひろば交流スペース ③R4年2月より面接相談を実施	①131件(年47回) ②21人(年10回)※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月、5月は中止	①197件(年48回) ②43人(年12回) ③面接相談4人(年2回)	・当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。	・継続して、性的マイノリティの相談、居場所事業を実施する。 《後期計画:事業 No.223》	再掲(課題12 施策①) ※男女共同参画センター事業
347	こころスペース(思春期の匿名相談)	世田谷保健所健康推進課	思春期のこころの相談を、アクセスしやすい場所で、予約なく匿名で受けられる機会を提供	・延14人(6回)	・延32人(6回)	平日の午前、午後、夕方時間帯に実施した。敷居の低い相談として機能し、継続相談が必要な方は、相談者の同意の上地区担当保健師等につないだ。	継続実施。 HP やツイッター等で相談の周知の充実を図っていく。 《後期計画:事業 No.184》	再掲 (課題10 施策②)
348	教育相談	教育相談・支援課	・教育相談室:心理教育相談員が集団への適応や発達、性自認等に関して悩みを抱える幼児・児童・生徒及び保護者からの相談に対し、心理的な支援を実施。 また、学校からの相談に対し、スクールソーシャルワーカーを中心として、ひとり親家庭等が抱える福祉的課題の解決に向けても支援を実施。 ・区立小中学校:スクールカウンセラーが教員や関係機関と連携しながら同様の支援を実施。	・教育相談回数:13,464回 ・学校支援件数:1,546件 ・スクールカウンセラー相談回数:74,831回	・教育相談回数:16,141回 ・学校支援件数:1,681件 ・スクールカウンセラー相談回数:81,392回	心理教育相談員、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携した学校内外の相談体制の一層の強化に取り組むことができた。	複雑化・多様化する相談内容に対して各機関が連携し適切な支援につなげるため、引き続き学校内外の教育相談体制の充実に取り組んでいく。 《後期計画:事業 No.221》	再掲 (課題11 施策④)

施策⑤ 区職員・教育分野等における理解促進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
349	介護職員研修による理解促進	保健医療福祉推進課	世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、人権の理解促進研修として「職員による高齢者・障害者虐待と職員が受ける「ハラスメント」の防止」と、セクシャルマイノリティー研修「多様性を認め合い 自分らしく暮らせる地域社会を目指して」の2本の研修を実施した。また漫画を活用した事例解説で分かりやすく学ぶ、「事例MANGA 方式を活用した高齢者虐待予防研修」を新たに実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>Web研修 研修受講者 172名</li> <li>視聴回数 1008回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職員による高齢者・障害者虐待と職員が受ける「ハラスメント」の防止」(Web研修):研修受講者 270名 視聴回数 1088回</li> <li>「多様性を認め合い 自分らしく暮らせる地域社会を目指して」(Web研修):研修受講者 148名 視聴回数 405回</li> <li>「事例 MANGA 方式を活用した高齢者虐待予防研修」(Web研修):研修受講者 90名 視聴回数 159回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的マイノリティ等、多様性を認め合うことで個別の価値観や考え方を個性として尊重する大切さなど、人権が尊重される社会についての理解を深めることで、日頃の業務で個別ケアに活かしていくことが出来るよう研修を実施した。</li> <li>虐待予防について、漫画を活用することで確実な学びに繋がられる新たなプロセスを確立できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、人権の理解促進研修として「職員による高齢者・障害者虐待と職員が受ける「ハラスメント」の防止」及び、セクシャルマイノリティー研修「多様性を認め合い 自分らしく暮らせる地域社会を目指して」の2本の研修を実施し、セクシャルマイノリティー研修では「アウトティング(守秘義務)」の注意点についても触れるなど、新たな知識を追加することで更なる理解促進に努める。また、研修内で医療従事者に対しても語りかけるよう工夫することで、対象者の幅を広げていく。</li> <li>新たに高齢者虐待対応研修を新規実施することで、更なる人権の理解促進に努める。</li> </ul> 《後期計画:事業 No.229》	
350	職員に対する研修の実施	世田谷保健所健康推進課 人権・男女共同参画課	性的マイノリティ理解促進研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、令和2年度は中止。自殺対策実務者連絡会を、研修担当課との共催「自殺予防普及啓発」研修に変更し、性的マイノリティーやDVの問題を含む区民の困りごとの気づきを促し、必要な支援につなぐための職員育成を実施している。	性的マイノリティ理解促進研修 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、令和2年度は中止 ・実務担当者連絡会は職員向け自殺予防セルフチェックに変更して実施 回答者 2144人	<ul style="list-style-type: none"> <li>共催研修「性的マイノリティ理解促進」 「世田谷区自殺対策基本方針」についても説明 対象:区職員 参加者数:58名</li> <li>「ゲートキーパー講座・入門編」に関する勉強会(DV被害者支援関連) 対象:総合支所子ども家庭支援課センター婦人相談員 参加者数:9名</li> <li>「出前型ゲートキーパー講座(入門編)」 対象:青少年交流センター職員・若者 参加者数:28名</li> <li>ゲートキーパー講座(自殺予防対策普及啓発研修)【基礎編】 共催:総務部研修担当課支援担当職員 参加者数:27人</li> <li>区職員を対象とした「自殺予防対策セルフチェック」の実施 回答者数 2,078人</li> </ul>	毎年繰り返し職員に研修を実施することで、一人ひとりの理解を促進するとともに、所属での伝達により職場の多様な性へ配慮し支援する体制づくりの継続につながった。令和元年10月策定の自殺対策基本方針の施策に性的マイノリティーも謳ったことで、職員周知の機会が広がった。 コロナ対応のため形を変えて実施したことで、これまで自殺対策研修に参加呼びかけが難しかった職員にも回答していただいた。さらに関心を寄せてもらえるよう今後の研修にも反映させていく。	対面またはオンライン等で研修を開催していく。 令和2年度に実施した職員向けセルフチェックも継続していく。 《後期計画:事業 No.228》	

基本目標Ⅳ すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築 ―― 課題 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
351	区立学校教職員を対象とした人権教育推進にかかわる研修の実施	教育研究・研修課	性の役割や性同一性障害者、性的指向等の内容について、基礎的な理解だけでなく、学校現場における具体的な対応や、児童・生徒への理解について、教員研修で啓発	人権教育担当者対象研修:3回 新任転入管理職研修:1回 夏季教育課題別研修:1回	人権教育担当者対象研修:3回 新任転入管理職研修:1回 夏季教育課題別研修:1回	研修参加者の感想より、理解の深まりと各学校での対応の見直し等を図ることができた。	引き続き同様の研修を実施する。特に、夏季研修において、小学校の実践事例を紹介していただくなど、より具体的な取組をイメージできるようにしていく。 《後期計画:事業 No.8》	
352	実践的な人権教育の計画的な実施	教育指導課	令和3年度の教育課程届出においても、人権教育全体計画に人権課題として「性同一性障害者」「性的指向」を取り入れるよう周知	各校で実施	各校で実施	意図的・計画的に性的マイノリティ等多様な性への理解促進を図ることができた。	今後も、引き続き、理解促進に向けて取り組んでいく。 《後期計画:事業 No.230》	
353	性的マイノリティの理解の授業のための教材の検討	教育指導課	平成29年度から作成している性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開を実施	各校で実施	各校で実施	区立小・中学校全校で、性的マイノリティ理解の授業内容が、同水準で行えるようになった。	今後も引き続き、実践を積み重ね、各学校において教材を活用した授業を実施していく。 《後期計画:事業 No.231》	

## 推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

### 方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化

#### 施策① 男女共同参画社会づくりのための「男女共同参画センター」機能拡充

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1001	学習・研修、情報収集・提供、相談機能の拡充と総合的運用	人権・男女共同参画課	女性起業支援について 学習・研修として、女性のための起業実践講座-売れる商品企画とPR動画作成の-講座を行い、併せて図書資料の提供、起業家同士の交流を図り、女性起業家交流会への参加を促しネットワーク作りを支援した。 また、定期的実施している女性のための起業・経営相談を講座内で紹介し、講座から相談へ促した。 女性起業家紹介サイトを活用してもらい、23人が応募し、審査の結果、20人がサイトに掲載されている。このように、令和3年度は、学習・研修、情報提供、相談に加え、らぶらすの持つ広報媒体を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学習・研修」講座等 延べ71人</li> <li>・「交流会等情報提供」起業家交流会延べ75人</li> <li>・「相談」女性のための起業・経営相談延べ21人</li> <li>・広報支援 女性起業家応援サイトに登録 20人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「交流会等情報提供」起業家交流会延べ54人</li> <li>・「相談」女性のための起業・経営相談延べ41人</li> <li>・広報支援 女性起業家応援サイトでは R2年度の20人に加え合計33人が登録</li> </ul>	新型コロナ感染症拡大防止のため、女性起業家の実践の場がほぼなくなったということが、令和2年度に実施したアンケートによって明らかになった。女性起業支援の学習・研修としての起業実践講座では、売れる商品企画とPR動画作成という具体的な成果物を作り上げる講座を行った。 さらに、女性起業家紹介サイトに20人の女性起業家をサイトに掲載することができた。 起業家同士の交流を図るため女性起業家交流会への参加を促し、ネットワーク作りを支援した。 らぶらすが定期的実施している女性のための起業・経営相談を各講座・交流会で紹介し、相談を促した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も学習・研修、情報提供、相談に加え、らぶらすの持つ広報媒体を使って、女性起業家を広報面でも支援していきたい。</li> <li>・セクシュアル・マイノリティ支援については、令和4年度に予定しているセクシュアルマイノリティフォーラムでは、広く区民に啓発できるよう取り組む。《後期計画:方策1 施策④各事業》</li> </ul>	※男女共同参画センター事業
1002	調査研究機能の整備	人権・男女共同参画課	R2年度の女性起業家・らぶらす登録団体へむけて2つの緊急アンケート結果を受け事業企画に生かす。	女性起業家向け:2015～2019年度のらぶらす起業ミニmesse出展者 148名(184名に依頼、うち不達 36名)有効回答 51件、回答率 34.5% 登録団体向け:世田谷区立男女共同参画センターらぶらす登録団体 300団体 (2021年1月時点で登録のある312団体に調査票を郵送、うち不達12団体)有効回答 102件、回答率 34%	新たな調査の実施はなし	—	令和2年度のアンケートを踏まえ、今後事業に反映させていく。 《後期計画:掲載終了》	※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1003	ライフステージ等に応じた女性の就労支援講座等の開催	人権・男女共同参画課	令和3年度は実施なし	延べ40人(①18人、②19人、個別相談3人)	実施なし	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、女性の就労状況の悪化が懸念されるが、講座形式での就労支援を実施することができなかった。	女性の就労に対する課題は、ライフステージごとに異なるため、令和4年度は対象を絞り、その世代の特性に応じた就労支援講座を実施する。連続講座として実施することで、受講の効果を高める。加えて、講座終了後に個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなう。《後期計画:事業No.25》	再掲 (課題3施策①) ※男女共同参画センター事業
1004	女性起業家の育成支援の総合的取組み(講座、相談、インキュベーション・スペース等)の拡充	人権・男女共同参画課	①女性起業家交流会:オンライン形式で実施 ②女性のための起業・経営相談 ③らぶらす女性のための起業入門講座(取消) ④起業ミニメッセ出展準備講座(取消) ⑤起業ミニメッセ ⑥起業ステップアップ講座(取消) ⑦起業実践講座/女性のための起業実践講座 売れる商品企画とPR動画作成 ⑧女性起業家紹介サイト	①75人(全5回) ②21人(全10回) ③16人 ④ー ⑤ー ⑥ー ⑦延べ55人(全4回) ⑧20人	①延べ54人(全5回) ②延べ41人(全12回) ③実施なし ④8人 ⑤応募:28団体 採択27団体 実施26団体 参加者:延べ547人(ブース来場449人、起業講座40人、起業相談10人、ワークショップ48人) ⑥実施なし ⑦延べ59人(全4回) ⑧33人(R3新規登録13人)	・女性起業家を対象に、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげ、年間を通じた支援を行った。 ・R2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となったため、2年ぶりの実施となった。開催日を分散させることで、多くの女性起業家に出展の機会を提供することができた。 ・R2年度に新設した女性起業家紹介サイトへの掲載者を募集し、講座参加者、起業ミニメッセ出展者を中心に13人をサイトに掲載された。「学び」、「実践」、「交流」に加え、らぶらすの広報媒体(HP)を使って、女性起業家を広報面でも支援することができた。 ・講座等で定期的に行っている女性のための起業・経営相談を紹介することで、相談に促すことができた。	令和4年度も継続して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、展示販売の機会が減少した女性起業家を支援するために、「学び」、「実践」、「交流」の3つの柱を有機的につなげや支援を年間を通じて行う。らぶらすで実施する女性起業家実践の場である起業ミニメッセはもとより、らぶらす全館あけてのイベント事業等で女性起業家の出展ブースを設けるなど展示販売の機会を増やしていく。 《後期計画:事業No.27》	再掲 (課題3施策①) ※男女共同参画センター事業
1005	男性のためのワーク・ライフ・バランス推進講座等の開催	人権・男女共同参画課	①せたがや子育てメッセに参加 ②らぶらすカフェ 高校生がつくったからたであそぼう:ジェンダーかるた体験と展示	①延べ31名 ②ー	①延べ76人(5回) ②14人(6組)	・父親にはWLBの意義、育児への参画促進。母親には育児の負担軽減を図る取組みを実施でき、固定的な性別役割分担意識の解消を促進した。	・WLBの推進と居場所事業を兼ねた新たな取り組みとして、父と子が参加できるイベントを実施する。 《後期計画:掲載終了》	再掲 (課題1施策②) ※男女共同参画センター事業
1006	防災、地域活動関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	防災講座は、新型コロナ感染症拡大防止のため中止。女性の視点を生かした防災が重要であることの周知を進めるため、「らぶらすぶらす51号」に「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組んだ。また、防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・「らぶらすぶらす51号」で「コロナ禍と防災」をテーマに特集を組み、個人に送付、及び区内関連施設に配架した。(2500部) ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生した。	・防災パネル展示の期間中に、「女性防災コーディネーターフォローアップ研修」(危機管理室対策課と共催)を実施	・「らぶらすぶらす51号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・防災パネル展示の期間中に、らぶらすぶらすの紙面で紹介した「女性の視点での防災講座」の動画をらぶらすで再生し、来館者に視聴を促した。	せたがや女性防災コーディネーター養成研修と連動して地域への公開講座を実施し、効率的・効果的な啓発を進める。 《後期計画:事業No.101》	再掲 (課題6施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1007	DV等暴力防止・被害者支援関連講座等の開催	人権・男女共同参画課	①離婚をめぐる法律・制度活用講座：オンラインと会場を選べるカタチで実施 ②パープルリボンツリーの設置 ③大学生のDV防止ファシリテーター養成講座	①延べ31人(1回目:15人(会場8人、オンライン7人)、2回目:16人(会場9人、オンライン7人)) ②展示 ③ー	①延べ54人(1回目:28人(会場13人、オンライン15人)、2回目:26人(会場10人、オンライン16人)) ②展示 ③5人	・講座の実施により、離婚を考えている女性たちに法律・制度を伝えることができた。講座終了後に、個別相談を実施し、らぶらすの女性のための悩みごとDV相談・働き方サポート相談のそれぞれの相談員が、参加者に個別に対応した。 ・パープルリボンツリーを設置し、来館者にリボンの取り付けを促すとともに、パープルリボンの由来などを説明することができた。	継続して、「離婚をめぐる法律講座」を実施する。 デートDVファシリテーター養成講座を実施し、令和3年度の学校出前講座にて、中学生に講義を行う。 ・パープルリボンは、継続して実施する。 《後期計画:事業No.121》	再掲 (課題7施策①) ※男女共同参画センター事業
1008	女性のためのこころと身体の健康講座等の開催	人権・男女共同参画課	①女性のためのニットカフェ(年6回予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5月を中止し、定員を1/2減で実施した) ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示 ③居場所事業「乳がん・婦人科がん経験のある女性のためのからだこころサロン」	①延44人(年5回) ②令和3年3月2日～3月31日 ③延8人(年3回)	①延べ46人(年5回) ②ー ③延べ53人(年4回)	・こころと身体の健康について正確な知識・情報を提供し、健康づくりを支援することができた。 ・女性が安心・安全に過ごせる場所と時間を提供することで、心身のリラックスを促し、女性をエンパワーメントすることができた。 ・コロナ禍で孤立したり、心身ふ調を感じる女性が増えた中で、確実に実施できたこと意義は大きい。	・令和4年度はアサーティブ講座を実施予定。 ・からだこころサロンを発展させ、『わたしのからだこころ講座』を実施予定。対象を広く女性全般へ拡大した講座とする。 《後期計画:事業No.171》	再掲 (課題10施策②) ※男女共同参画センター事業
1009	シングルマザー支援講座等の開催	人権・男女共同参画課	①シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会) ②シングルマザー応援フェスタ(相談会、情報提供等)	・延13人(年5回) ・延べ95人(個別相談20人、スーツコーナー32人、フードコーナー43人)	①延べ23人(年6回) ②延べ155人(講座25人、相談21人、マッサージ26人、工作31人、フード52人)	・シンママカフェ(シングルマザーのためのグループ相談会)は対面で実施した。 ・シングルマザー応援フェスタは、講座で知識を得る機会と交流で参加者がリラックスできる場を作ることができた。 ・貧困度が上がっていると言われるシングルマザーの困難な状況から、フードのプレゼントコーナーを設け、非常に好評だった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業・就業時間の時短など、生活面でかなり苦しい状況におかれているシングルマザーを継続して支援する事業を実施する。 《後期計画:事業No.207》	再掲 (課題11施策①) ※男女共同参画センター事業
1010	性的マイノリティ理解講座等の開催	人権・男女共同参画課	セクシュアル・マイノリティフォーラムの実施	実施なし	・講座24人(会場14人、オンライン10人) ・交流会8人	・当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、ご家族や支援者の方が参加できる講座を実施したことで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図ることができた。	・区民に向けて、セクシュアル・マイノリティ理解促進のための講座等を引き続き実施する。 《後期計画:事業No.224》	再掲 (課題12施策②) ※男女共同参画センター事業



項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1011	人権・男女共同参画課	①図書資料を収集 ②ギャラリー展示 ③出張図書館	①図書資料の収集 随時(739冊を新たに収集) ②年6回 ③-	①図書資料の収集 随時(計697冊を新たに収集) ②年6回 ③・青少年交流センター3館 (延6回、各30冊) ・おでかけひろば3施設(延9回、各10冊) ・児童館1館(1回、10冊) ・小学校1校(1回、11冊)	・男女共同参画関連図書の出貸や、様々な課題に対する展示を通して、男女共同参画の理解促進を促した。 ・らぶらす所蔵の図書資料を紹介するための展示コーナー「今日は何の日」を毎日実施し、その日にまつわる男女共同参画に関連する出来事を紹介する図書を紹介した。 ・またその様子をツイッターで毎日配信した。	・継続してギャラリー展示を行う。 ・また引き続き、男女共同参画関連図書資料を積極的に収集するとともに、区民への情報発信に取り組む。 ・不要となった図書資料の区民への頒布を行う。 《後期計画:事業 No.4》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
1012	人権・男女共同参画課	HP及び twitter, facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	①各2,500部(年4回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④- ⑤月平均30回投稿 ⑥月平均7回投稿 ⑦550通(年24回)	①情報紙「らぶらす」と統合 ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	・様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・ツイッターを活用した図書資料の告知に取り組んだ。「今日は何の日」を写真に収め、毎日ツイッターにアップした。	・継続してウェブサイト、twitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツールを活用し、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	再掲 (課題1施策①) ※男女共同参画センター事業
1013	人権・男女共同参画課	令和2年度の相談時間・曜日の拡大に引き続き、令和3年度も相談時間を平日午後8時まで延長したままにし、曜日を日曜日を加えたままにした。併せて、週1回受理会議、月1回専門家を招いてSVを行い、相談員の質の向上を目指した。全相談事業(「女性のための悩みごと DV 相談」「女性のための働き方サポート相談」「セクシュアルマイノリティ世田谷にじいそひろば電話相談」「男性電話相談」)合同の拡大カンファレンスでは、各相談事業の相談員と担当課を含めて情報共有を行った。	相談事業: 女性の悩みごとDV電話相談 週5回 女性のためのサポートグループ月1回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月4回 女性のための起業・経営相談 月1回 男性電話相談 月1回  居場所事業: シンママカフェ〜シングルマザーのためのグループ相談会〜 隔月1回 女性のためのブックカフェ 隔月1回 女性のためのニットカフェ 隔月1回 女性のためのからだところサロン 隔月1回 性的少数者交流スペース 月1回  拡大カンファレンス 年2回	相談事業: 女性の悩みごとDV電話相談 週5回 性的少数者電話相談 週1回 働き方サポート相談 月4回 女性のための起業・経営相談 月1回 男性電話相談 月1回  居場所事業: シンママカフェ〜シングルマザーのためのグループ相談会〜 隔月1回 女性のためのブックカフェ 隔月1回 女性のためのニットカフェ 隔月1回 女性のためのからだところサロン 年4回 世田谷にじいひろば交流スペース 月1回  拡大カンファレンス 年2回	「相談」、「講座」、「情報収集・提供」が有機的につながり、男女共同参画社会を目指すために必要な環境を整えることができた。女性のための悩みごと DV 相談では、電話から面接という、相談の基本ルートが確立され、相談の質の充実を図ることができた。	SNS を使った相談事業の検討を開始する。 拡大カンファレンスを年間2回実施し、相談間の連携を進めることで、女性のための総合相談ができるように検討を始める。 《後期計画:事業 No.128》	※男女共同参画センター事業

項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1014	人権・男女共同参画課	就職・再就職、職場の人間関係や仕事と家庭・子育ての両立等、ライフステージに応じた女性の働き方に関する相談「女性のための働き方サポート相談」を実施した。	108件(年48回)	78件(年50回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を望む女性が抱える様々な課題を整理し、解決に向けて行動を促すことができた。</li> <li>・新型コロナ感染症の影響で、女性における経済状態や就労状況には大きな変化が訪れ、近い将来への不安や備えを抱える相談者の受け皿となった。</li> <li>・一方で、コロナ感染拡大防止意識が根づく中、積極的な就活や転職が控えられたか、切迫した就活相談は減少した。</li> <li>・就労講座、離婚をめぐる法律・制度活用講座、シンママ応援フェスタにおいて、働き方相談員による出張相談を実施。予約が埋まる状況から、潜在的相談ニーズは高いことが窺えた。</li> <li>・悩みごと相談と並行して利用する相談者が少なくなく、事業間の連携が進んでいる手応えがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、土曜日を「女性のための働き方サポート相談」を行う。</li> <li>・また、悩みごとDV相談を始め、他の相談・居場所事業との連携、講座事業との連携に取り組む。</li> <li>・さらに、区内の育児中の女性を対象に、出張ミニ講座及び相談を実施する予定。キャリアプランや経済的自立について考える、或いは具体的な就活への契機となる機会を提供したい。</li> </ul> 《後期計画:事業No.24》	再掲 (課題3施策①) ※男女共同参画センター事業
1015	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のための悩みごと・DV相談」電話・面接、メールによる相談を実施。昨年度に開設時間・曜日を拡大したが、今年度も引き続き同様の枠組みで行った。また、新任研修を併行しつつ、これまでと同様に、週1回受理会議・ケースカンファレンス、月1回専門家を招いたSVを行い、相談員の質の向上を目指した。</li> <li>・DV相談専用ダイヤル(配偶者等暴力に関する相談を受ける専用電話窓口)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための悩みごと・DV相談 1222件(内訳)</li> <li>・電話 1088件</li> <li>・面接 104件</li> <li>・メール相談 30件</li> <li>・309件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための悩みごと・DV相談 1,254件(内訳)</li> <li>・電話 1050件</li> <li>・面接 150件</li> <li>・メール相談 54件</li> <li>・150件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、「女性のための悩みごと・DV相談」として、電話、面接、メールでの相談を受け付け、火・水・木・土曜日の週5日実施した。</li> <li>・昨年度終盤から、DVを原因とした離婚、別居、避難の相談が著しく増加し、その傾向は今年度初めまで続いた。</li> <li>・コロナ禍の落ち着きと共に、相談件数も落ち着いていったが、面接相談で継続して支援するケースは一定数から減らなかった。</li> <li>・また、DV相談専用ダイヤルの運営により、区民の相談機会を拡大することができた。</li> </ul>	「女性のための悩みごと・DV相談」に加え、ライン相談を予定している。令和4年度の開設に向けて、相談員の研修等体制を整える。 《後期計画:事業No.127》	再掲 (課題7施策②) ※男女共同参画センター事業
1016	人権・男女共同参画課	シングルマザーが、同じ立場の女性たちと状況を分かち合いを行い、必要な情報を得ることが出来る相談会「シンママカフェ」と、安心安全な相談ができる機会として「シングルマザー応援フェスタ」を提供した。 「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」では、当事者、そうかもしれないと悩んでいる方、その家族や支援者からの相談に応じることで、性的マイノリティ当事者への支援及び理解促進を図った。 ①シンママカフェへシングルマザーのグループ相談会～ ②シングルマザー応援フェスタ(相談会、情報提供等) ③「セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談、交流スペース」	①延13人(年5回) ②延べ95人(個別相談20人、スーツコーナー32人、フードコーナー43人) ③電話相談131件(年47回)交流スペース21人(年10回) ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、4月、5月は中止	①延べ23人(年6回) ②延べ155人(講座25人、相談21人、マッサージ26人、工作31人、フード52人) ③電話相談197件(年48回)交流スペース43人(年12回)面接相談4人(年2回)	①②シングルマザーに特化した支援講座、相談会を実施することで、シングルマザーが抱える課題の共有、仲間意識が醸成され、自立支援を図ることができた。 ③セクシュアル・マイノリティ支援では、相談、交流スペースの利用者は潜在的に問題が深刻化しやすい傾向がうかがえるため、相談員カンファレンスをほぼ毎月実施した。ケースカンファを通して、相談員間の情報共有が徹底され、相談者へ適切な対応ができた。	継続して、シングルマザーや性的マイノリティへの相談、居場所事業を実施する。 《後期計画:207, 208, 223》	※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1017	男性が相談しやすい相談事業の充実	人権・男女共同参画課	・男性電話相談	・26件(年12回)	・21件(年12回)	相談の機会が少ない男性に向けて相談事業を実施し、男女共同参画の実現に向けた環境を整備することができた。	広報活動に注力し、今後も男性相談業務を周知する。 《後期計画:事業 No.156》	再掲 (課題8 施策⑥) ※男女共同参画センター事業
1018	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者30名のうち、20名は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(5か所)(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」新規利用登録者数19名 令和2年度利用実績266名 (工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(1か所:玉川地域)計5か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」新規利用登録者数30名 令和3年度利用実績202名 (工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」計5か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、新型コロナウイルスの影響により年度前半は開所に制限がある中、在宅勤務の広がりも影響し、前年度より延べ利用者数が28.5%増加した。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、子どもとの時間を大切にしながらもゆるやかな働き方で仕事をするといった多様な働き方のニーズに応えた預かり場所を確保できた。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、利用者からの要望に対応して、令和3年度から利用対象者を中学生までの保護者に拡大した。また、新型コロナウイルスの影響により就労・雇用に影響を受けた方のスキルアップを目的とした利用の場合は、利用対象者を子育て中の方に限らず、利用できるようにした。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」については、引き続きより利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課) 《後期計画:事業 No.33》	再掲 (課題3 施策①) ※男女共同参画センター事業
1019	子育て世代の地域活動等を支える一時保育事業の実施	人権・男女共同参画課	相談事業と男女共同参画センターの事業者の一本化にあわせ、ひととき保育を利用できる相談事業・居場所事業を拡大した。	・相談事業:2事業 ・居場所事業:5事業	・相談事業:3事業 ・居場所事業:5事業	相談事業や居場所事業の参加者が子連れで来所参加できるようになり、利便性が向上した。	男女共同参画センターで実施する相談・居場所事業を拡大する際に、ひととき保育を利用できることの周知を図る。《後期計画:掲載終了》	※男女共同参画センター事業
1020	災害時の女性支援拠点としての機能の整備	人権・男女共同参画課	新型コロナ感染症もある種の災害ととらえ、感染症の拡大防止のためらぶらすは休館となったが、相談事業は通常通り継続実施した。	・相談時間・曜日の拡大をおこない、相談時間は、平日午後8時まで3時間延長し、相談曜日には、火・水・木・土曜日に、日曜日を加え、週5日実施している。 ・女性のための悩みごと・DV相談 1222件 (内訳) ・電話 1088件 ・面接 104件 ・メール相談 30件	令和2年度に引き続き、相談時間を平日午後8時まで実施し、相談曜日には、火・水・木・土・日曜日と、週5日実施している。 女性のための悩みごと・DV相談 1,254件 (内訳) ・電話 1050件 ・面接 150件 ・メール相談 54件	令和2年度に相談時間・曜日の拡大を行い、令和3年度も引き続き相談時間・曜日の拡大前と比べ相談件数がおおむね増えている。	引き続き災害時に弱者となる女性やセクシュアル・マイノリティへの支援の充実を図る。 《後期計画:事業 No.1011》	※男女共同参画センター事業
1021	区民の主体的活動を支援するための施設整備の充実と柔軟な運営	人権・男女共同参画課	新型コロナ感染症拡大防止対策として、手指消毒剤を各階に設置した。また、利用時間や利用人数の制限等は来館者に説明、施設に掲出し、理解を促した。休館や開館時間の短縮の決定後は、速やかに予約団体に連絡を起こした。令和2年度に館内での飲食利用を可能としたが、新型コロナ感染症拡大防止のため飲食利用は中止となった。	新型コロナ感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行った。	新型コロナ感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行った。	新型コロナ感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行うことで、利用の際には、トラブルなくご利用いただけた。	来館者にとって、安心安全な場であることは担保しつつ、継続して利用・来館しなくなる施設を目指していく。 《後期計画:掲載終了》	※男女共同参画センター事業

施策② 区関係所管、関係機関、民間支援組織、NPO、学校、企業、地域活動団体等との連携

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1022	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画課	区民企画協働事業 予算が付かなかつたため、支援金なしでの実施となった。		応募:8 団体 採択:8 団体 実施:7 団体  講座数:延べ 14 回 参加者数:延べ 195 人	・男女共同参画に関する課題解決を目指して、地域で活動する団体と協働した。 ・実施団体ときめ細かい調整を行い、事業を開催することで、団体が今後の活動を持続していくための支援を行うことができた。	区民企画協働事業の募集や、実施の成果を、広く区民・区民団体に周知する。令和2年度に実施した登録団体へのアンケート結果をもとに、登録団体に向けて、引き続き、区民企画協働事業への応募を促す。 《後期計画:事業 No.9》	再掲 (課題1 施策④) ※男女共同参画センター事業
1023	区内中学・高校等との連携・協働によるデートDV防止講座等学校出前事業の拡充	人権・男女共同参画課	中学生・高校生を対象に、デートDV防止をテーマに、学校出前講座を実施した。	・751 人(4 校)	延べ 1,187 人(8 校)	再掲 記 学校出前講座と同じ	再掲 記 学校出前講座と同じ 《後期計画:事業 No.122》	再掲 (課題7 施策①) ※男女共同参画センター事業
1024	区内事業者や地域経済団体等との連携・協働によるワーク・ライフ・バランス等関連事業の実施	人権・男女共同参画課	「ワーク・ライフ・バランスな 1 週間」は政策方針に基づく事業の見直しにより中止 ワーク・ライフ・バランス啓発ポスターを制作し配布		ポスター:1,100 部	イベントは中止となったが、ポスターの作成により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことができた。	令和4年度はワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを取りまとめ、ホームページで周知を行う。 《後期計画:事業 No.19》	再掲 (課題2 施策①) ※男女共同参画センター事業
1025	区、NPO等との連携・協働による男女共同参画視点での防災・災害・復興関連事業の実施	人権・男女共同参画課	・女性起業家が企画したイベント「新しい防災・減災」に協力。 ・「らぶらすぶらす 51 号」特集「コロナ禍と防災」にもその様子を掲載。紙面で紹介した動画をらぶらすで再生。 ・「せたがやNPO防災アクション」に参加	・イベント「新しい防災・減災」で行われたオンライン講座を、後日、らぶらすでも再生した。講師は、NPO 防災アクション事務局長の柴田真希さん。イベントの主催は、女性起業部イヴの木。 ・「せたがやNPO防災アクション」主催の訓練に参加した。	・防災パネル展示の期間中に、「女性防災コーディネーターフォローアップ研修」(危機管理室対策課と共催)を実施	・女性起業家が企画したイベント「新しい防災・減災」に広報協力し、当日は会場にブースを出し、らぶらすの取り組みを紹介することができた。 ・「らぶらすぶらす 51 号」をらぶらすぶらすの購読者や、区内関連施設に配架することで、女性の視点を活かした防災について、区民に周知できた。 ・「せたがやNPO防災アクション」の研修会や訓練にも参加し、区内の防災関連の団体とのつながりを強化することができた。	・震災時の支援に関する啓発展示を実施予定 ・「せたがやNPO防災アクション」に参加 《後期計画:事業 No.101》	※男女共同参画センター事業
1026	“らぶらす”情報紙やホームページによる、連携・協働に関する情報発信	人権・男女共同参画課	情報紙の発行、HP及び twitter, facebook 等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①男女共同参画センター情報紙「らぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メルマガジン	・各 2,500 部 (年 4 回) ・各 2,500 部 (年 3 回) ・1,400 部  ・月平均 30 回投稿 ・月平均 7 回投稿 ・550 通 (年 24 回)	①各 4,200 部(年 2 回) ②各 2,500 部(年 3 回) ③1,400 部 ・3,000 部 ⑤月平均 74 回投稿 ⑥月平均 4 回投稿 ⑦600 通(年 24 回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。	継続して情報紙の発行、HP及び twitter, facebook 等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。 《後期計画:事業 No.3》	※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1027	区内大学との連携・協働の促進	人権・男女共同参画課	①大学生のDV防止ファシリテーター養成講座(インターンシップ内で実施) ②昭和女子大学インターンシップ生の受入 ③昭和女子大学でのデートDV防止講座(インターンシップ内で実施) ④男女共同参画センター利用者の昭和女子大学図書館の利用(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため図書館が閉館となったため実施なし) ⑤田園調布学園教職員研修	・昭和女子大学インターンシップ生の受入 4人 ・昭和女子大学の授業にてデートDV防止講座を提供 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため昭和女子大学図書館の外部者利用が中止されたため実施なし ・田園調布学園教職員研修として実施	①②③ 大学インターンシップ生の受入 5人	区内高校・大学と連携することにより、地域に密着した課題解決、男女共同参画に関する意識啓発の推進をひろく図ることができた。	継続して、「インターンシップの受入」を実施する他、様々な機会を通じ、区内大学との連携・協働を促進させる。 《後期計画:掲載終了》	※男女共同参画センター事業

施策③ 区民の主体的な活動拠点としての充実

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1028	NPO・グループ・団体等との連携・協働による男女共同参画講座等事業の充実	人権・男女共同参画課	区民企画協働事業 予算が付かなかったため、支援金なしでの実施となった。		応募: 8団体 採択: 8団体 実施: 7団体  講座数: 延べ14回 参加者数: 延べ195人	・男女共同参画に関する課題解決を目指して、地域で活動する団体と協働した。 ・実施団体ときめ細かい調整を行い、事業を開催することで、団体が今後の活動を継続していくための支援を行うことができた。	区民企画協働事業の募集や、実施の成果を、広く区民・区民団体に周知する。令和2年度に実施した登録団体へのアンケート結果をもとに、登録団体に向けて、引き続き、区民企画協働事業への応募を促す。 《後期計画:事業No.9》	再掲 (課題1 施策④) ※男女共同参画センター事業
1029	困難な状況にある当事者のための居場所事業の充実		再掲 (課題11 施策①、課題12 施策①)					再掲(課題11 施策①、課題12 施策①) ※男女共同参画センター事業
1030	共働作業場(コ・ワーキング・スペース)との連携	人権・男女共同参画課 工業・ものづくり・雇用促進課 子ども家庭課	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、利用登録者30名のうち、20名は女性であった。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(5か所)(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」 新規利用登録者数19名 令和2年度利用実績266名 (工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」(1か所:玉川地域)計5か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」 新規利用登録者数30名 令和3年度利用実績202名 (工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」計5か所(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」について、新型コロナウイルスの影響により年度前半は開所に制限がある中、在宅勤務の広がりも影響し、前年度より延べ利用者数が28.5%増加した。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」について、子どもとの時間を大切にしながらもゆるやかな働き方で仕事をするといった多様な働き方のニーズに応えた預かり場所を確保できた。(子ども家庭課)	「子育てしながら働くことができるワークスペース」については、利用者からの要望に対応して、令和3年度から利用対象者を中学生までの保護者に拡大した。また、新型コロナウイルスの影響により就労・雇用に影響を受けた方のスキルアップを目的とした利用の場合は、利用対象者を子育て中の方に限らず、利用できるようにした。(工業・ものづくり・雇用促進課) 「ワークスペースひろば型」については、引き続きより利用者の視点に立った事業をめざす。(子ども家庭課) 《後期計画:事業No.33》	再掲 (課題3 施策①) ※男女共同参画センター事業

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1031	主体的活動を行う女性やグループ・団体のネットワーク形成支援	人権・男女共同参画課	①女性起業家交流会：年6回を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回が中止となった ②女性のための起業・経営相談 ③女性のための起業支援塾&サロン(実施なし) ④起業ミニメッセ出展準備講座 ⑤起業ミニメッセ	・75人(全5回)	①延べ54人(第1回14人、第2回14人、第3回14人、第4回6人、第5回6人) ②延べ41人(全12回) ③実施なし ④8人 ⑤応募：28団体 採択27団体 実施26団体 参加者：延べ547人(ブース 来場449人、起業講座40人、起業相談10人、ワーク シヨップ48人)	女性起業家を対象に、交流会を開催し、女性起業家のネットワークの形成を支援することができた。	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響をうけ、展示販売の機会が減少した女性起業家を支援する。らぶらすで実施する女性起業家実践の場である起業ミニメッセはもとより、らぶらす全館あげてのイベント事業等では、多様な女性起業家の出展ブースを設け、展示販売の機会を提供しながら、起業家同士のネットワークづくりを支援する。 《後期計画：事業No.1008》	※男女共同参画センター事業
1032	“らぶらす”情報紙やホームページによる、区民の主体的活動に関する情報発信	人権・男女共同参画課	情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等の活用により、男女共同参画に対する情報発信を行った。 ①情報紙「らぶらす」の発行 ②ライブラリーニュースの発行 ③相談総合リーフレット ④生理の貧困 相談カード ⑤Twitter ⑥Facebook ⑦メールマガジン	・各2,500部(年4回) ・各2,500部(年3回) ・1,400部 ・月平均30回投稿 ・月平均7回投稿 ・550通(年24回)	①各4,200部(年2回) ②各2,500部(年3回) ③1,400部 ④3,000部 ⑤月平均74回投稿 ⑥月平均4回投稿 ⑦600通(年24回)	様々な広報ツールを活用し、ひろく情報発信することができた。SNS、メルマガ等の活用を進めた。 ・令和2年度に新しい取り組みとして開始した、女性起業家紹介サイトに新規掲載者を募り、サイトの継続を図る。	継続して情報紙の発行、HP及びtwitter、facebook等のSNS、メルマガ等のオンラインツール活用により、情報発信に取り組む。 《後期計画：事業No.3》	※男女共同参画センター事業
1033	区民の主体的活動を支援するための施設整備の充実と柔軟な運営	人権・男女共同参画課	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、手指用消毒剤を各階に設置した。また、利用時間や利用人数の制限等は来館者に説明、施設に掲出し、理解を促した。休館や開館時間の短縮の決定後は、速やかに予約団体に連絡を起こなった。令和2年度に館内での飲食利用を可能としたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため飲食利用は中止となった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行った。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行った。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館・開館時間の短縮等の来館者・研修室予約団体への通達・説明を正確に、且つ、迅速に行うことで、利用の際には、トラブルなくご利用いただけた。	来館者にとって、安心安全な場であることは担保しつつ、継続して利用・来館したくなる施設を目指していく。 《後期計画：掲載終了》	再掲 (方策1施策①) ※男女共同参画センター事業

方策2 区職員の男女共同参画推進

施策① 区職員・教職員の男女平等意識の向上

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1034	ハラスメントに関する基本方針に基づく取組み	人事課 職員厚生課	【職員厚生課】 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を新たに策定し、ハラスメント苦情・相談担当を課長級及び係長級を加え令和2年度から増員した。 【人事課】 職員相談担当窓口やハラスメント苦情・相談担当(課長級)窓口を設置	【職員厚生課】 5件	【職員厚生課】 9件	【職員厚生課】 ハラスメント苦情・相談担当の窓口を開設したことで、ハラスメントに対する意識が高まった。また、職員相談と連携して対応していくことも可能になった。 【人事課】 窓口の設置により、ハラスメントに関する問題の解決に向けた支援をすることができた。	【職員厚生課】 窓口の存在を引き続きアピールしていく。 【人事課】 職員にとって、より相談しやすい窓口体制の検討を進めていく。 《後期計画:事業 No.1012》	
1035	区職員、区立学校教員への「職場のハラスメント」の防止に関わる研修の実施	職員厚生課 教育指導課 (研修担当課)	職場のハラスメント防止研修を実施 一般向け及び管理監督者向け	一般:13人 管理監督者:28人	一般:0人 管理監督者:0人 新型コロナウイルス感染拡大のため中止	研修を通じてハラスメントに対しての正しい理解を深めてもらうことで、平等で対等な関係で快適に働くことができる職場環境の確保、維持に寄与した。	継続実施し、ハラスメントの防止に取り組んでいく。 《後期計画:事業 No.1013》	
1036	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画課	令和2年度に調査内容を検討し、令和3年4月に調査を実施した。			関係所管課と協議し、対象者や質問を見直した。調査結果を「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」策定の基礎資料として活用した。	引き続き5年に1度調査を実施するとともに、男女共同参画に関する最新の知識や情報に触れてもらうため、年1回のセルフチェックの導入を検討する。《後期計画:事業 No.1014》	
1037	男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画課 (研修担当課)	令和3年度の実施内容 男女共同参画社会の実現に向けて～今こそ「ジェンダー主流化」の視点で考えよう～ 講師:野村幸平氏 (パーソルテンプスタッフ株式会社所属) 港区立男女平等参画センター 元センター長 川崎市男女共同参画センター 前館長	新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業見直しのため中止	年1回(41名)	男女共同参画の基礎知識について学び、職員の意識・理解を深めることができた。	今後も、男女共同参画に関する様々なテーマについて学ぶ研修を実施する。 《後期計画:事業 No.1015》	
1038	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画課 (職員厚生課) (環境・エネルギー施策推進課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけ、定時退庁を促した。			毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。	引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。 《後期計画:事業 No.1016》	
1039	区立小・中学校内及び教育指導課にセクシュアル・ハラスメントに関わる相談窓口を設置	教育指導課	相談窓口の設置について周知を図り、活用を促した。	各校で周知	各校へ周知	相談窓口を設置したことでハラスメントに対する意識が高まった。	相談窓口の存在について引き続きアピールしていく。 《後期計画:事業 No.1017》	

施策② 庁内の管理監督的立場への女性の登用

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1040	すべての職員の能力が発揮できるよう、性別にこだわらず適材適所の配置を行う	人事課 (全庁各課)	性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施した。			適切な人事評価と人材配置により、円滑な組織運営に寄与した。	引き続き、性別に関わらず適切な人事評価・人材配置を実施していく。 《後期計画:事業 No.1018》	
1041	女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勧奨等を行い、昇任意欲向上を図る	人事課 (人権・男女共同参画課)	・特定事業主行動計画における計画目標として、管理監督的立場における女性職員の割合を令和7年(2025年)3月までに40%以上にするという目標値を設定 ・育児休業中の昇任選考試験の実施	・女性の管理監督職の割合:38.1%(部長級13.0%、課長級22.2%、係長級41.3%) ・各昇任選考を合計19人が受験	・女性の管理監督職の割合:38.4%(部長級14.6%、課長級20.3%、係長級41.8%) ・各昇任選考を合計29人が受験	特定事業主行動計画において目標を明確化するとともに、育児休業中の昇任選考試験を実施することで、女性職員の昇任意欲の向上を図ることができた。	特定事業主行動計画における計画目標である管理監督的立場における女性職員の割合だけでなく、国が掲げる女性管理職の割合30%も目標として位置づけ、取り組んでいく。 女性の管理監督職への任用状況を継続的に把握するとともに、昇任選考試験の受験勧奨等を行い、昇任意欲向上を図る。 《後期計画:事業 No.1019》	
1042	女性の管理監督職への昇任に対する相談や経験談を聞くことができるキャリアアップセミナーの実施	研修担当課 人事課 人権・男女共同参画課	・採用4年目職員を対象に「キャリアチャレンジ」研修を実施 ・主任4年目職員を対象に「キャリア形成」研修を実施 早い時期から自身のライフプランを考える機会とした。	・10～12月実施 修了者:178名  ・10～1月実施 修了者:155名	・10～11月実施 修了者:260名  ・10～11月実施 修了者:132名	採用4年目研修については、自身のキャリア計画の作成を通じて、キャリアに対する前向きな意識の醸成を図ることができた。 主任4年目研修については、これまでの職業人生を見つめ直し、ライフイベントを含めた今後のキャリアプランの作成につなげさせることができた。	引き続き昇任意欲向上等のための研修内容を検討していく。 《後期計画:事業 No.1020》	
1043	男女共同参画研修の実施	人権・男女共同参画課 (研修担当課)	令和3年度の実施内容 男女共同参画社会の実現に向けて～今こそ「ジェンダー主流化」の視点で考えよう～ 講師:野村幸平氏 (パーソルテンプスタッフ株式会社所属) 港区立男女平等参画センター 元センター長 川崎市男女共同参画センター 前館長	新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業見直しのため中止	年1回(41名)	男女共同参画の基礎知識について学び、職員の意識・理解を深めることができた。	今後も、男女共同参画に関する様々なテーマについて学ぶ研修を実施する。 《後期計画:事業 No.1015》	再掲 (方策2施策①)
1044	区の外郭団体理事の男女比率調査	人権・男女共同参画課		28.2% (令和3年4月1日時点)	30.4% (令和4年4月1日時点)	前回調査時よりも2.2ポイント上昇した。	今後も継続して区の外郭団体理事の男女比率調査を実施する。 《後期計画:事業 No.1021》	
1045	区職員の男女共同参画に関する調査の定期的実施	人権・男女共同参画課	令和2年度に調査内容を検討し、令和3年4月に調査を実施した。			関係所管課と協議し、対象者や質問を見直した。調査結果を「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」策定の基礎資料として活用した。	引き続き5年に1度調査を実施するとともに、男女共同参画に関する最新の知識や情報に触れてもらうため、年1回のセルフチェックの導入を検討する。 《後期計画:事業 No.1014》	再掲 (方策2施策①)



施策③ 区職員の仕事と生活の両立支援

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1046	妊娠中及び出産後の女性職員に対する休暇等支援制度の周知徹底及び職場における健康や安全への配慮	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児を行う職員の早出遅出勤務制度の継続実施</li> <li>超過勤務の制限(免除)の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早出遅出勤務取得件数(育児理由):63件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早出遅出勤務取得件数(育児理由):118件</li> </ul>	早出遅出勤務等の実施により、職員のライフプランに合わせた柔軟で多様な働き方の促進に繋げることができた。	引き続き継続し、職員の仕事と生活の両立を支援していく。 《後期計画:事業 No.1022》	
1047	育児や介護に係る休暇制度等の取得促進	人事課 職員厚生課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護休暇等取得者への昇給抑制を行わない。</li> <li>育児休業中の昇任選考受験</li> <li>育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を実施</li> </ul> <p>【職員厚生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出生サポート休暇の導入</li> <li>会計年度任用職員等における育児休業、介護休暇等の制度改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業中の昇任選考受験者数:19人</li> <li>早出遅出勤務取得件数(育児・介護理由):66件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業中の昇任選考受験者数:29人</li> <li>早出遅出勤務取得件数(育児・介護理由):121件</li> </ul>	<p>【人事課】</p> <p>昇給抑制の制限や育児休業中の昇任選考受験を実施することで各休業の取得促進を行うとともに、早出遅出勤務制度等の制度の円滑な利用を支援し、職員の家庭生活と仕事の両立を図った。</p> <p>【職員厚生課】</p> <p>育児・介護を取り巻く社会情勢の変化や、不妊治療への保険適用の拡大、国家公務員の休暇制度改正等を踏まえて、制度導入・改正を行った。</p>	<p>【人事課】</p> <p>引き続き、各制度を継続し、利用を促進していく。</p> <p>【職員厚生課】</p> <p>職員が子育てや介護と仕事を両立できるよう引き続き、休暇制度の検討整備を図るとともに、より制度が利用されるよう周知に取り組む。 《後期計画:事業 No.1023》</p>	
1048	男性職員の子育て目的の休暇の取得促進	人事課 職員厚生課	<p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業中の昇任選考受験</li> </ul> <p>【職員厚生課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新任管理職によるイクボス宣言の実施</li> <li>男性職員の育児休業取得の機運醸成を図るため、男性職員の育児休業の取得事例を紹介するリーフレット(令和元年度に発行した「子育てと仕事の両立支援ハンドブック」の副読本)の発行を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産支援休暇取得率 92.5%</li> <li>男性の育児休業取得率 38.8%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産支援休暇取得率 85.7%</li> <li>男性の育児休業取得率 67.5%</li> </ul>	<p>【人事課】</p> <p>昇給抑制の制限や育児休業中の昇任選考受験を実施することで各休業の取得促進を行うとともに、早出遅出勤務制度等の制度の円滑な利用を支援し、職員の家庭生活と仕事の両立を図った。</p> <p>【職員厚生課】</p> <p>男性職員の育児休業の取得事例を紹介するリーフレット(令和元年度に発行した「子育てと仕事の両立支援ハンドブック」の副読本)を発行するなど、啓発に向けた取組みを進めることができた。</p>	<p>【人事課】</p> <p>引き続き、各制度を継続し、利用を促進していく。</p> <p>【職員厚生課】</p> <p>令和4年10月の育児休業等の制度改正内容などを踏まえた両立支援ハンドブックの拡充を行うなど、引き続き、男性職員が子育てしやすい職場風土の醸成を進める。 《後期計画:事業 No.1024》</p>	
1049	超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進	職員厚生課	「新たな超過勤務ルール」の実効性を確保するための取組みの実施(超過勤務の留意事項等に関する庁内周知、超過勤務の上限時間を超えた所属への働きかけ等)			コロナ禍における業務負荷がある中においても、新たな超過勤務ルールの実効性を確保するよう、勤務時間の適正管理の周知、徹底に取り組むことができた。	「新たな超過勤務ルール」の実効性を一層確保するため、庁内への働きかけをさらに促進する。 《後期計画:事業 No.1025》	

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1050	「ワーク・ライフ・バランス・デー」の啓発	人権・男女共同参画課 (職員厚生課) (環境・エネルギー施策推進課)	毎週水曜日の庁内放送で「ワーク・ライフ・バランス・デー」であることを呼びかけ、定時退庁を促した。			毎週水曜日は定時退庁するよう呼びかけることで、区職員の仕事と生活の調和に寄与した。	引き続き、毎週水曜日を「ワーク・ライフ・バランス・デー」とし、ノー残業を呼びかける。 《後期計画:事業 No.1016》	再掲 (方策2施策①)

方策3 推進体制の整備・強化

施策① 国や都との連携強化

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1051	全国市長会、特別区長会等で要望	人権・男女共同参画課	・全国市長会、特別区長会への要望の提出は行わなかった。				今後も男女共同参画社会の実現に向け、必要な取組みについて、必要性を検討したうえで、全国市長会、特別区長会等で要望を行う。 《後期計画:事業 No.1028》	

施策② 男女共同参画に関わるNPOの育成

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1052	NPOとの協働事業の推進	市民活動推進課	庁内におけるNPO等市民活動団体との連携や協力、事業委託等の「協働実態調査」を実施し、庁内における協働の実態を把握し、NPO・協働実践マニュアルと併せて、結果を周知した。	652件	611件	連携や協力、事業委託等を通じて、庁内において「NPO等市民活動団体との協働」を行うことできた。	引き続き、職員研修の実施や「NPO・協働実践マニュアル」の庁内周知を通じて協働を推進し、市民活動団体の専門性などを活かしながら、公共サービスの充実や地域の課題解決に向けて、区と団体との協働を推進していく。  《後期計画:事業 No.1030》	
1053	「せたがや市民活動勉強会」の開催	市民活動推進課	中間支援組織の支援力向上を目的とした勉強会を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響により休止	1回	市民活動における先進事例に関する勉強会を実施することで、中間支援組織としての支援力向上を図ることができた。	引き続き、中間支援組織の支援力を向上させるため、勉強会を実施していく。  《後期計画:事業 No.1031》	
1054	子ども基金による子ども・子育て支援団体の活動への支援	子ども家庭課	区民、地域団体、事業者より寄附を募るとともに、子育て活動団体等を支援するための助成事業を年2回、区の広報やホームページ等で募集。	・第1回 助成14件 (22件申請、うち4件取下げ) ・第2回 助成6件 (9件申請、うち1件取下げ)	助成18件 (28件申請、うち4件り下げ)	年2回の募集を年1回の募集に変更した。昨年度と比較すると申請件数及び助成件数は減少した。	継続実施。 引き続き、年1回の募集とし、広報・啓発活動に努め、申請数の増加に努める。  《後期計画:事業 No.86》	再掲 (課題5施策③)

施策③ NPO等との連携・協働の推進

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1055	地域保健福祉等推進基金によるNPOへの支援	市民活動推進課	区民・事業者・行政が連携・協力しながら、区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、市民活動の促進を図るため、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用し「市民活動支援事業」を実施した。	提案型協働事業 3事業(行政提案型:0件、市民提案型3件) 支援事業 1事業	提案型協働事業 4事業(行政提案型:1件、市民提案型3件) 支援事業 1事業	行政やNPO等市民活動団体からの事業提案による協働事業をサポートし、コーディネートする支援事業を実施し、地域課題解決に向けた行政とNPOとの協働による取り組みを進めることができた。	NPO等の市民活動団体と区が地域の課題を解決していくこと、中間支援NPO等を育成していくことなどを目的に継続して実施していく。 《後期計画:事業No.1032》	
1056	NPOと区の連携・協力の拡大	市民活動推進課	区民・事業者・行政が連携・協力しながら、区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、市民活動の促進を図るため、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用し「提案型協働事業」を実施した。	提案型協働事業 3事業(行政提案型:0件、市民提案型3件)	提案型協働事業 4事業(行政提案型:1件、市民提案型3件)	行政やNPO等市民活動団体からの事業提案による協働事業を実施し、地域課題解決に向けた行政とNPOとの協働による取り組みを進めることができた。	NPO等の市民活動団体と区が地域の課題を解決していくことなどを目的に継続して実施していく。 《後期計画:事業No.1033》	

施策④ フォローアップ体制整備の検討

	項目	所管課	内容	実績・数値等 (R02)	実績・数値等 (R03)	令和3年度の評価	今後の取組み 及び後期計画における取扱い	備考
1057	外部委員による評価委員会の検討	人権・男女共同参画課 文化・国際課	「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において、第二次男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただいた。 「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」において、苦情等申立てなどの対応を行った	・審議会 年2回 ・苦情処理委員会 0回 (苦情等申立てなし)	・審議会 年3回 ・苦情処理委員会 0回 (苦情等申立てなし)	外部委員による客観的で専門的な意見をいただき、効果的なフォローアップができた。	令和4年度も継続して世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会において、第二男女共同参画プランの進捗状況について報告し、意見をいただく。 《後期計画:1026, 1027》	



---

令和 3 年度(2021 年度)  
世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書  
別冊 各事業の実績

令和 4 年 9 月発行  
世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課  
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5  
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

---

令和4年8月2日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画課

## 世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて

世田谷区パートナーシップ宣誓制度については、平成27年11月に同性カップルの気持ちを受け止める制度として導入してから7年が経とうとし、令和4年8月2日現在、199件の宣誓を受け付けている。また、全国状況を見ると、令和4年7月1日現在、223自治体が導入し、人口カバー率は53.1%（ ）と年々上昇している。さらに、令和4年11月からは東京都制度が開始される等、制度の浸透が見受けられる。

しかし、性的マイノリティの方々への真の理解は十分ではなく、依然として実生活には不便さが残っている。こうした中、世田谷区パートナーシップ宣誓制度について、より正確性や利便性の高い制度とするよう、見直しを図る。

「渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」による。

### 記

#### 1 見直しの概要

##### (1) 対象

現在は、「互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性（性自認を含む）を同じくする2人」としているが、性的マイノリティの方が含まれれば同性以外でも宣誓できることとする。

##### (2) 通称の記載

トランスジェンダーの方等、戸籍名の使用を望まない方のため、通称を記載できることとする。

##### (3) パートナーシップの信頼性向上にかかる手続の明確化

再交付・記載事項変更・廃棄にかかる申出事由を新たに規定するとともに、本人の帰すべき事由による無効の規定を新設した。

また、パートナーシップを示すものとして、パートナーシップ宣誓書受領証（小型の宣誓書受領証も含む）の他に、宣誓者の照会に基づく、回答書を交付することとした。

##### (4) ファミリーシップ制度の導入

パートナーに加え、宣誓者の子や親を含め宣誓するファミリーシップ宣誓を可能とする。パートナーの一方が死亡した場合で、もう一方のパートナーが希望する場合には、ファミリーシップは維持できるものとする。

#### 2 見直しにあたっての課題

##### (1) 制度見直しに伴う影響の確認

庁内各課に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある当事者が利用できる事業の調査を実施。東京都制度の受領証の使用可否についても確認を行う。また、ひとり親を対象とした事業等について、ファミリーシップ宣誓制度が導入されることによる影響を確認する。

## ( 2 ) 東京都との連携

東京都では、東京都制度の受領証の活用可能な都事業において、区市受領書の活用も可能とする方向で東京都の庁内で調整が行われている。相互活用開始時期は各区市町村における準備が整い次第、順次行われる予定。

## 3 今後のスケジュール

7月19日	定期庶務連絡（庁内向け調査）
7月25日	宣誓者へアンケート送付
7月下旬～8月上旬	当事者へ意見聴取
9月2日	区民生活常任委員会（報告）
9月上旬	全庁へ周知
10月～	東京都と連携に関する調整
11月1日	制度改正



令和4年8月2日  
生活文化政策部  
人権・男女共同参画課

## 世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託事業者募集について

### 1. 事業者選定の概要

「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画（以下、プラン）」方策と推進体制に掲げる、世田谷区の男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画センターらぶらす（以下、らぶらす）の機能を充実し、区民の認知度の向上と利用者の増加を図るため、施設の運営と講座等の男女共同参画事業を一体的に行える事業者を選定する。

この業務を実施するにあたっては、男女共同参画推進に関する専門的な知識やその普及に関する実績、施設管理・事業展開に要する人材の配置、事業者の適正な経営規模等が求められることから、プロポーザル方式で実施する。

### 2. 選定スケジュール（予定）

令和4年9月2日 区民生活常任委員会（報告）

9月上旬 手続き開始の公告

10月 施設見学会

11月 提案書提出期限

～12月 審査期間

12月 選定結果通知

令和5年4月1日

～令和8年3月31日 契約締結

### 3. 参考仕様書作成にあたっての検討状況

#### （1）運営にあたっての基本的な考え方を追加

らぶらすに期待される役割を果たすことのできる事業を展開するため、「運営にあたっての基本的な考え方」を、追記する。また、男女だけでなく多様な性の視点を踏まえて、誰もが利用しやすい運営に努めることができるよう、統括責任者の配置等、管理運営体制について追記する。

#### （2）多様な機関・事業者との連携

出前講座に関しては、現在中学生・高校生だけでなく、小学生・大学生等幅広い対象者に対して実施できるよう内容を追記する。イベント事業、居場所事業等の実施にあたっては、地域で男女共同参画に向けて活動する団体等を巻き込み、協働して開催できるよう、実施方法を工夫することを追記する。